

## 2020 年度 回答付記意見

### 目次

2. 短答式試験について .....	4
(1) 憲法 .....	4
(2) 民法 .....	5
(3) 刑法 .....	7
3. 論文式試験について .....	9
(1) 公法系 .....	9
(ア) 憲法 .....	9
(イ) 行政法 .....	12
(2) 民事系 .....	16
(ア) 民法 .....	16
(イ) 商法 .....	19
(ウ) 民事訴訟法 .....	22
(3) 刑事系 .....	26
(ア) 刑法 .....	26
(イ) 刑事訴訟法 .....	30
(4) 知的財産法 .....	34
(5) 労働法 .....	36
(6) 租税法 .....	38
(7) 倒産法 .....	39
(8) 経済法 .....	41
(9) 国際関係法(公法系) .....	44

(10) 国際関係法(私法系) .....	46
(11) 環境法 .....	49
3-1. 出題趣旨・最低ライン点の設定についてのご意見 .....	51
(1) 公法系 .....	51
(ア) 憲法 .....	51
(イ) 行政法 .....	53
(2) 民事系 .....	54
(ア) 民法 .....	54
(イ) 商法 .....	55
(ウ) 民事訴訟法 .....	57
(3) 刑事系 .....	58
(ア) 刑法 .....	58
(イ) 刑事訴訟法 .....	60
(4) 知的財産法 .....	61
(5) 労働法 .....	61
(6) 租税法 .....	62
(7) 倒産法 .....	63
(8) 経済法 .....	64
(9) 国際関係法(公法系) .....	65
(10) 国際関係法(私法系) .....	65
(11) 環境法 .....	66
3-2. 新たな法曹養成ルートの新設に伴う各科目の試験のあり方について .....	67
(1) 公法系 .....	67
(ア) 憲法 .....	67
(イ) 行政法 .....	68

(2) 民事系 .....	69
(ア) 民法 .....	69
(イ) 商法 .....	70
(ウ) 民事訴訟法 .....	71
(3) 刑事系 .....	73
(ア) 刑法 .....	73
(イ) 刑事訴訟法 .....	75
(4) 知的財産法 .....	77
(5) 労働法 .....	78
(6) 租税法 .....	79
(7) 倒産法 .....	79
(8) 経済法 .....	80
(9) 国際関係法(公法系) .....	81
(10) 国際関係法(私法系) .....	82
(11) 環境法 .....	83
4. 試験全体についてのご意見, 司法試験のあり方についてのご意見 .....	84

## 2. 短答式試験について

### (1) 憲法

#### a. 適切である

- ・ 難易度及び形式が例年どおりであるから。
- ・ レベル的に無理のない点、最高裁判例準拠の点。
- ・ 人権分野に関して、若干、判例知識の確認に偏り過ぎている印象があるが、統治分野では出題形式にも工夫が見られ、概ね妥当な内容と思われる。
- ・ 全体として、本学の学生にも当然に学修されている判例などの基礎知識の定着を検証しようとする素直な出題であり、格別の難問も見当たらないから。
- ・ 学説の論理構造や判例についての、無理のない出題であったと思われるため。
- ・ 例年通り、重要な判例を中心に必要な知識を問える内容であった。
- ・ 基本判例および基本的な学説の理解を問う問題である。
- ・ 特に問題点は見当たらないから。
- ・ 判例の基本的な理解を問うたり、見解の論理関係を問うたりするものが中心であるから。
- ・ 全体として良くできている。最新の最高裁判例からの出題もある点で、法科大学院での最新判例の学びを促すものとなっている。
- ・ 難易度においてここ数年の平均的な範囲内に収まっていると考えられる。

#### b. どちらかといえば適切である

- ・ 今年度の問題を1つ1つ検討することはできていないが、例年通りの出題以外考えられないように思われる。
- ・ 一部に判例の細部の知識を問うものがあるが、全体を見れば、この問題で相応の得点を取るべきことを要求することは適切に思える。基本知識と論理的思考力で正解に到達できる設問に向け、努力して欲しい。
- ・ 第2問の判例は憲法判例ということができるか微妙でもあり、やや細かい知識を問うものではないかと思う。
- ・ 良問揃いとは言えないが概ね基本的範囲からの出題である。
- ・ 基本的なポイントを問うている。
- ・ 判例の理解を問う問題では、授業や自習ではなかなか手が回りにくい判決等について問うものや、主たる争点とはやや違う問題を問うものも散見される。判例を広くかつ深く学習している者を評価するという意味では妥当とは思いつつ、標準的受験生にはやや荷が重いかなども思う。

・全体的には適切であると考えているが、第 10, 11 問などは少し受験生に難しいようにも思われた。

・まずまず基本的な事項の出題と思う。

・おおむね基本的な知識や理解を問うものであるから。見解の根拠を問う問題（第 1 問, 第 3 問など）は、表面的な知識を超えて、より深い理解を求めるものでよいと思う。

・おおむね基本的な知識や理解を問うものであるから。見解の根拠を問う問題（第 1 問, 第 3 問など）は、表面的な知識を超えて、より深い理解を求めるものでよいと思う。

・法科大学院での理解度を測る出題となっている

c. どちらともいえない

d. どちらかといえば適切でない

e. 適切でない

## (2) 民法

a. 適切である

・条文の知識及び判例の趣旨を問うもので、概ね押さえるべき基本的な判例の知識を問うていると感じられる。ただ、問題文が「判例の趣旨に照らし正しいもの」を選ぶよう問われているのに、内容は改正法の条文知識を問うものがあつた（第 15 問, 第 18 問, 第 19 問, 第 21 問, 第 35 問）。改正法が判例法理の明文化であればいいが、第 15 問など旧法による判例と改正法とで帰結が異なる場合には、受験者がやや不安に感じたかもしれない（解けば答えは出るとはいえ）。

・受験生の能力を測るものとして適切だから。

・改正法下でも、正誤と理由が明確に説明できる肢であるよう配慮されていたように見受けられた。

・制度の基礎的な事項を具体的場面に即して問うている。

・基礎から応用に至るまで、民法全体から満遍なく出題されている。

・重要な条文についての知識の確認、または、重要な最高裁判決の確認が問題になっており、

この程度は即答できるようになってほしい知識問題である。判例の要約に表現的に悩んだような感じもあるが、判例を知っていれば、あの判例だという察しはつくと思います。最後の 2 問の、承継人や撤回についての問題は、こういった観点から整理して勉強しておくことも必要であることのメッセージとして、よい問題ではないかと思いました。

- ・民法に関する基礎的事項について正確な理解を問う素直な出題である。
- ・改正法を踏まえて出題されている問題も含めて基本的な出題が多く、また、各分野のバランスもとれており、おおむね適切である、と思われる。
- ・基礎的理解を問う問題として適切である。
- ・基本的には、制度の基本的理解、条文・判例の内容を問う問題であるから。
- ・司法試験の問題はよく検討されたものであり、いずれも良問である。大いに参考になり、模範となる。
- ・条文・基本判例（および通説）が理解できているかどうかを試す良問であったと感じた。

#### b. どちらかといえば適切である

- ・改正法を問う問題を出すこと自体は適切であるが、初年度にしては、内容がやや細かい点にわたっていたところがある。
- ・判例の趣旨に基づいた理解の確認を問うものである。
- ・やや細かい知識を問うものもあるように見受けられるが、しかし、特に問題とすべき不公平が生じるわけではない。
- ・正確な条文知識を重視する傾向はよいが、必要以上に細かい点を聞く選択肢もなお存在している。
- ・改正法からの出題もあって適切。
- ・改善の余地はあるが、重大な問題はない。
- ・平成 29 年改正に対応した部分については、基本的な理解が問われており、次年度以降も同様の問題が出題されることを期待したい。他方で、法科大学院での学習では必ずしも取り組むことが想定しづらい肢が複数存在していたためか、過去 5 年との比較で平均点が最も低いものとなっており、検討を期待したい。
- ・条文・判例等を中心とした基本的な問題である。
- ・全体としてみれば、基本的な知識を問う出題となっているが、条文の細かい知識を求める問題もみられる。とくに、先取特権に関する第 11 問や、根抵当権に関する第 13 問は、そのような印象が強い。

#### c. どちらともいえない

d.どちらかといえば適切でない

e.適切でない

### (3) 刑法

a.適切である

- ・さまざまな事例を用いて、基本的理解の有無を問う点で、優れている。作問の努力に敬意を表したい。
- ・出題範囲等のバランスが取れ、また、単純な選択式ではなく、受験生の思考能力も評価しうる形式の出題として上手く作成されていると思われるため。
- ・極端に難しい問題がなく、基本的な理解を前提とした思考により解ける問題が多い。
- ・基本的な事項に関する正確な理解を問う問題になっていると思われる。
- ・複雑な形式によることなく、基本的な知識および推論能力をバランスよく確認する内容となっているから。
- ・基本的事項がバランスよく問われている。
- ・全体を通して適度な難易度と出題内容かと思われます。
- ・受験者の学力を測るのに適切な内容及び分量であると思われる。
- ・幅広く基礎的な知識および判例の正確な理解を問うものであり、適切な問題であると思われる。
- ・多方面にわたり基本的知識を尋ねる内容になっており、質・量共に適切と考える。
- ・本年は、例年より一問あたりの問題文が長く、受験生は、解答時間との関係で苦慮したと思われることに加え、例年に比し難易度が高いと認識したようである。もっとも、受験生全体の得点分布はほとんど変わっておらず、適切な出題であったと考えられる。
- ・各分野につき必要な基礎知識を問う設問が、バランス良く出題されている。

## b. どちらかといえば適切である

- ・もう少しシンプルな問い方でもよいのではないかと思われる設問もあるが、概ね基本事項の理解度を問うのに適した問題といえる。
- ・基本的な問題が多く見受けられます。
- ・正解の確定という観点から疑義のある問題は見られず（但し、問 11 のアについては、判例を前提としても記載されている事実のみでは実行の着手の有無が判断できないのではないかとの意見もあった）、基本的には適切な出題と思われる。ただ、一つ一つの肢や事例を構成する文章が長い問題（問 6, 8, 11, 12, 20）や必ずしも会話形式で出題する必要がないとも思われる問題（問 13）があり、正解を 1 つに絞り込むというからは難易度が高すぎる可能性があるとの意見が複数見られた。
- ・単に知識を問うのではなく、思考力を問う問題が出されているが、その分解答時間に余裕がなくなる懸念がある。
- ・全範囲から満遍なく出題されているが、短答式問題としては前提となる事例が長文にすぎる出題があった。
- ・分量・難易度ともに大きな問題点はない。
- ・今年度の短答式問題は、肢別の問題を全て正解しないと点数が得られない問題や、全ての穴埋めを行うことで点数が獲得できるような問題の比率が増えているように感じた。決められた時間内で適切に解答ができるように、肢別問題から正答を 1 つ選択する問題の割合を増やす必要があるのではないか。
- ・難問はなく妥当な水準の問題である。もともと、第 7 問:刑罰目的論における各見解はやや時代遅れ、第 9 問:原因において自由な行為では、「実行行為」と「実行の着手」を区別するかしないかで混乱を生ずる危険、第 17 問:緊急避難では、純粋な責任阻却一元説は存在しない上に二分説も一般的な定義と異なる。第 4 問の傷害の故意のある場合(4)については、「傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。」という法効果から「傷害結果に故意がある場合」でも傷害罪(204 条)の刑の上限を用いることになるので、実質的には反対の答になる可能性もある。
- ・基本的な知識を問う問題と基本的な思考力を確認する問題とのバランスが取れている。
- ・判例知識としてやや細かいものがみられる。
- ・一部にやや難解な問題があるが、総じて適切である。
- ・一部の例外はあるが、概ね判例の理解を前提とした問題である。
- ・正誤の個数を答える設問形式には疑問がある。



c. どちらともいえない

・理論問題を中心に、問題文が長く、受験生が十分に問題文を検討する時間がとれたのか、やや疑問である。

d. どちらかといえば適切でない

e. 適切でない

### 3. 論文式試験について

#### (1) 公法系

##### (ア) 憲法

a. 適切である

- ・これまでと比べると基礎的でよい。ただし、この領域ではこのような出題になるとも思われる。2014年度も同様の印象を受けた。
- ・法科大学院での授業をきちんと理解していれば対応できる問題であり、適切と考える。
- ・例年に比べてひねりが少なく、基本的知識で解答可能な問題であった。
- ・基本的なポイントから展開的なポイントまで、うまく設問を組み立てている。
- ・3年連続の出題の様式に安定感があり、世相との距離にも配慮しながらリアリティを確保して、標準的な学修の成果の定着度と応用力の程度を合理的に検証しようとする良問であると見受けられるから。
- ・解答への誘導があり、受験生も解きやすかったのではないかと思われるため。
- ・憲法の観点から考えるべきリアリティのある問題で、社会問題にアンテナを張る必要性についてのメッセージ効果もある。
- ・基本判例の理解とその応用力が問われている。判例、学説、私見の違いを意識させる問題である。

- ・経済的自由についてのベーシックな問題で、勉強をしている受験生には解きやすく、学習量が反映される問題だと考えられるため。
- ・基本的な判例理解を問うものであるし、不必要にひねっているわけでもない。
- ・憲法の基本をきちんと理解しているかをはかる素直な出題となっている。
- ・問題の量も難易度も適切であり、内容的に単なる記憶力ではない思考力を測れるものになっていると思われる。
- ・論点の所在がもともと明確であることに加えて、別添資料を通じて答案作成の指針も示されているため、やや易化した印象を受けるものの、基本的な知識を問う傾向は妥当と考えられる。また、問われている論点の数も例年よりも少なく、この点でも評価できる。
- ・現実に生じうる事象について、憲法の重要判例および学説を用いて処理することを求める問題であり、法曹に求められる能力を備えているかどうかを測ることができる問題である。

#### b. どちらかといえば適切である

- ・事案に即して考える良問ではあるが、論点は、数年前の司法試験とほぼ同じであったことから、過去問対策をしっかりした受験生にとっては解きやすかったと思われるから。
- ・概ね無理のないレベルかと思われる。ただし、時間的に極めてタイトな法科大学院の授業時間の中で移動の自由については本格的に取り上げる機会がないのが実情と思われ、その点異論もありうるどころか。なお、H29年以降、それまでの具体的裁判事例を念頭に置く、いわば付随的審査型の出題から、未施行の法令または例規の【案】の段階で、いわば抽象的審査を求める〔したがって処分審査または適用審査のあり得ない〕出題へと大きく転換したわけであるが、後者は後者で、このまま、仮に意図的なものでないにせよ、結果的に、固定型〔パターン化〕してしまうことの妥当性についても、そろそろ再考が必要ではないか。
- ・肝心のどのように採点されるかという点が不明のままであるが出題趣旨は理解できる。
- ・法科大学院における判例学習を踏まえた内容であり、基本的には適切であると考えますが、2つの規制の関連性が不明瞭。
- ・昨年、一昨年の問題と比べ、記述量は適切な範囲に落ち着いたように思う。論じるべき内容もオーソドックスである。ただ、規制①と②のつながりが見えず、②がとってつけたような印象があり、受験生に記述させる分量を増やすために無理やり付け加えたのではないかという印象があった。①で生活路線バスを充実させ、パークアンドライドなどを整備した上で②特定地域の自家用車乗り入れを禁ずるということであれば、もう少し一貫した論述ができるだろうが、今回はまったく別の目的をもつ2つの規制についてバラバラに論じるしかない。なぜこの二つを同じ法案に盛り込むのか、穿った見方をすれば何らかのバーターが

あるのかと疑わせるような法案になっているが、H26年論文式試験公法系第1問のように、そのような裏の目的までを読み込んでの回答が求められているのか。

・特に難問というわけではなく、普通に学習していれば解答可能な問題であったと思う。ただ、移動の自由を、憲法22条1項の居住・移転の自由の問題として考えた場合、この領域は判例の蓄積も乏しく論じにくい面があることを、採点にあたっては考慮すべきと思う。あと、こここのところ法案や規制案段階での検討という問題が続いており、その出題意図もわかるのだが、反面、訴訟における具体的事例分析や訴訟技術的な問題が軽視されてしまわないか、若干気になる。

少なくとも平成30年よりの新傾向は維持されているから

・できるだけ判例を手掛かりとしながら、事案を適切に分析して憲法上の問題点を考察させようとする点で、適切な出題であると思いました。職業選択の自由と移動の自由の2つという少ない論点で、出来のよい受験生には時間が余ったのではないかとも思います（もっとも、論点の数が多すぎるよりはこの方がよく、これで合否の識別がただの成績分布が十分に出来ているならば適切な出題だと思えます）。他方、この問題で適用違憲について論じるのは、問題文に書かれていない仮定を置くことが前提になりますので、来年度以降の受験生に対して解答時にそのような仮定を強いることに繋がりがねず、出題趣旨のメッセージの出し方として必ずしも適切とはいえなかったのではないかと、思いました。

・判例の参照の趣旨がより明確化した

・社会問題を扱う良問であるが、問題文が長いので、受験生の負担が大きいと思うから。

・第1に形式面について、本年度は端的に規制の憲法適合性を検討させるものであったが、受験者が答案の書き方に迷わずにすむため良いと思う。これまで、主張反論型、意見書型など試行錯誤が続いたが、ようやくオーソドックスな出題形式に落ち着いたようで歓迎したい。第2に内容面については、基本的知識を用いた応用力を試すものであり、法科大学院の教育の成果を発揮しやすいものであったと思う。難易度もこれまでの実施経験を踏まえてか、ようやく適切な出題に落ち着いてきたように思う。司法試験が資格試験であることを考えれば、今後もこの傾向が続くことが望ましい。

c. どちらともいえない

d. どちらかといえば適切でない

e. 適切でない

・訴訟段階ではなく立法段階において法律家としての意見を提示するという試験方式自体

は、素晴らしい試みであると思う。また、問題も非常に練られたものである一方、過度に複雑な知識や技能を問うものでもなく、レベルも憲法の基本的素養を問うものとして適切というほかはない。しかし、下記のように、幾つか問題点を見出すことができる。

・現在の出題形式のように、ある法令案に事前に憲法上の意見を述べることは、憲法学者か内閣法制局長官などの仕事であり、法廷での主張を主とする法曹の本質的な仕事とは思えないことを評価するものである。また、出題分野が経済的自由である上、法的判断というよりは政策判断を問うような出題であって、出題意図ももう一つ鮮明ではない。以前の3者の立場で見解を書き分けるスタイルに戻すべきであるし、出題は精神的自由や参政権、14条1項後段列举事由の差別事例を軸とするように考え直すべきである

## (イ) 行政法

### a. 適切である

・設問及び会議録における指示が明快であることによって余計な混乱を招かないように工夫されているのみならず、B市の反論を想定させることにより、機械的な解答に陥らせることなく、複眼的な思考力も問おうとしている点に好感を抱いた。

・ひと時に比べて、より広く、様々な論点が含まれた問題になっている。

・比較的シンプルな事案だったから

・農振法（および農地法）という、教室で扱う行政法としてはややマイナーな法律ではあるが、結果的には非常に良問だったと思う。事案も過度に複雑なところがなく、上手に整理されていて、具体的事実を条文（あるいは一般的定式）に当てはめるという基本的な能力を問うものになっていた。

・処分性や訴訟選択など、基幹的な論点を適切に問う問題であった。

・ここ数年、出題論点に偏りが無い。幅広く勉強するようメッセージになっている。

・標準的な論点について、条文・判例を踏まえた検討を求め（設問1, 2）、また、個別法の解釈を丁寧に行えるかも問っている点で（設問3）、適切と考えた。ただし、問1については、ここまでの誘導が必要なのか疑問も覚えた。誘導に乗って順番に問題点を考えていけば、結論はともあれ一定の質を持った結論を導いてしまうであろう。他方で、問3については、初見であろう個別法の解釈問題として違法の主張を組み立てる必要があるため、この程度の誘導は必要であろうと思われた。

・特別な知識や解答技術ではなく、基本的な考え方の習得を前提に、やや複雑な法令を素直に解釈することができれば優良な答案が作成できる優れた問題であった。

・法科大学院で身につけるべき基礎的な制度理解と事実関係を基盤とした法的理論構成力を問う良問であると思います。

・処分性および行政手続法に関する論点の設定に関しては、なんら無理はない。違法事由の

構成に関しては、政令の規定ぶりとその適用のあり方を論じることに想定の少ない受験生がいるかもしれないが、弁護士の会話の中で十分なヒントが与えられているので、十分対応できると思う。

- ・適度にヒントも与えられており、適切である。

- ・典型的な論点であるが、法の仕組みを読み取る能力が試されている良問である。

- ・農振法という素材は、実務上もよく問題になるものであり、適切であると考えられる。ただし、処分性に関しては、名古屋高判平成 29 年 8 月 9 日という比較的最近の有名な裁判例があることから、この判決を知っているかどうかによって、受験者の間で有利・不利が生じた可能性がある。もっとも、上記判決は、ジュリスト重要判例解説等にも掲載されているので、勉強しているかどうかで差がつくのは、不当ではないとも考えられる。

不作為の違法確認訴訟が出題されたことについては、令和元年の無効確認訴訟と同様に、取消訴訟以外の訴訟類型の学習も疎かにしないようにという、学生に対するメッセージと考えられ、短答式試験に行政法が課されていない現状においては、適切な措置であると思われる。もっとも、そのために、令和元年の問題もそうであったが、事案の設定がやや不自然になってしまうことは否めない。しかし、上記の事情から、やむを得ないと思われる。

#### b. どちらかといえば適切である

- ・良問だと思うが、関連する最高裁判例および都市計画法の仕組みとの比較を求めればそれらに関する情報がもう少しあってもよかったのではないかと。

- ・農業振興地域の整備に関する法律(農振法) 13 条の整備計画の変更(区域からの除外)という特殊な行政行為を扱うもので、短時間で農振法の制度の趣旨やこの行政行為の性質を理解するのは、受験生にとっては難しく、もっとヒントを与えるなどの配慮があった方がよかったのではないかと考える。なお、【資料 1 関係法令】に農振法 15 条 4 項の掲載が省略されているのは、受験生の負担を軽減する趣旨であろうが、掲載した方がよかったのではないと思われる。同項は、「都道府県知事は、前項の規定により調停案を作成したときは、これを当事者に示してその受諾を勧告するものとする」と定めている。同項が定める都道府県知事による調停案の受諾の勧告は、行政指導であると考えられる。行政指導は、事実行為であり、抗告訴訟の対象となる行政処分には当たらないのが原則である。ただし、医療法(平成 9 年法律第 125 号による改正前のもの) 30 条の 7 の規定に基づき都道府県知事が病院を開設しようとする者に対して行う病院開設中止の勧告については、処分性が肯定されている(最判平成 17 年 7 月 15 日民集 59 卷 6 号 1661 頁)。農振法 15 条 4 項が定める都道府県知事による調停案の受諾の勧告は、実際上は強い指導力、事実上の強制力に近い意味を持つものであると考えられるが、法的性質は行政指導であり、事実行為であって、

抗告訴訟の対象となる行政処分には当たらないと考えられる。比較する趣旨で農地法 7～11 条を参照 農振法 15 条 4 項が掲載されている方が、出題趣旨にいう「規制の強度」について検討するうえで、より適切であったように思われる。

- ・問うている論点はいずれも適切であり、個別法を読み解く能力を問うた点も適切と考える。ただ、使用した個別法の仕組みが非常に複雑であり、かつ、論じるべき論点が多かったため、難易度がかなり高くなったように思われる。

- ・出題範囲から最高裁判例に則して適切に作問されている。

- ・設問 1(1)「申出拒絶」の処分性の検討は、司法試験問題としては難し過ぎると感じる。

- ・農振法の農用地利用区域を素材に、処分性の典型論点である都市計画法の用途地域指定の処分性問題を考えさせる工夫がみられる。また、これまで出題されていない不作為の違法確認訴訟の訴訟要件等を問うたのも好ましい。ただ、広い意味でのハードのまちづくり系の分野に出題が偏っているのは残念である。

- ・応用力を試すに好適だったのではないかと思います。おそらく多くの受験者にとって初見の法律であったと思われ、難解であったかとも思います。「不作為の違法確認訴訟」は初めてだと思ひ、教える側としてありがたいと思ひますが、近年、出題されていない訴訟形式が順に出題されている傾向があり、ヤマをはられていたかもしれません。前年の無効等確認訴訟でその傾向を感じました。

- ・やや条文操作が複雑であったが、問うている内容はオーソドックスであり、奇問という印象は受けなかった。また、最後の設問内容（法規命令の解釈問題）もやや現場思考的ではあったが、受験生の対応力を見るには適切な設問だったと思われる。

- ・内容的には手続法と実体法の両方について理解度を測るものであり、充実した問題といえる。分量的には、問題文を読むことについても答案を書くことについてもややボリュームが多く、制限時間内に処理できなかった受験者が多いのではないかという印象がある。

- ・①ヒントが豊富に与えられているため、難しすぎるということはない。②設問 1(2)に関しては、本件の事実関係のもとでは申出書返送行為が拒否処分に当たるかどうかを重要な論点と捉えるのが自然であるように思われるところ、あえて「Xの申出に対する拒否処分はされていないものとし」との条件が設定されていることにはやや違和感がある。③設問 2 は、重点が個別法の条文の読解にやや偏り、基本的な思考力・構成力を見るという点では多少物足りない。

- ・素材の特殊性が、やや強すぎる感がある。

### c. どちらともいえない

- ・一方で、以下のような意見があった。

①問うている行政法の知識が学部レベルである。また不作為違法確認の訴訟要件と本案主

張の区別など論文試験で聞くに値する論点ではない。

②錯綜した条文を読むことだけに時間をとられるだけの問題である。条文を刈り込んだり、受験生が不必要に惑わされないように修正したり、弁護士の会話で必要な情報（農振法の制度の説明、省略した条文についての適切な誘導）を提供したり、ということは一切していない。そのため、受験生には時間がまったくなく、本案主張の構成の複雑さに気づくに至らない。

③弁護士の会話で言葉が紛らわしく、さらに受験生を惑わせる。たとえば、問題文では「申出の受け取りを拒否」と「本件計画の変更の拒絶」と書き分けているが、弁護士の会話では後者を「申出の拒絶」と言い換えており、これでは受験生は「申出書の受取拒否」と「申出の拒絶」とを混同してしまいかねない。

他方で、以下のような意見もあった。

①について：知識自体は確かに学部レベルではあるが、それらを正確に理解して条文の読み取り・事案への当てはめをすることはLSレベルである。

②について：複雑な条文の読み解きは、行政法の教育の中で養成を図る能力の一つであり、それをメインにする出題があってもいいのではないか。ただし、その場合でも、制度の説明や誘導をもう少し丁寧にしてもよかった

- ・設問2の違法理由について、防災事業と5号要件の適用関係については、わかりにくく、もう少し素直なものでよいと思う。

- ・訴訟方式の出題に関しては、処分不存在確認の訴えが考えられるはずだが、出題の趣旨からは外されている点、違和感がある。処分性の検討と、本案主張についての問いは、適切な出題であると考えられる。

- ・受験者に出題の趣旨が伝わりにくいのではないかと思われる。

#### d. どちらかといえば適切でない

- ・前半の設問の処分性について、裁判実務では否定説が主流であるにもかかわらず〔名古屋高判平成29・8・9は否定説を採用し、その後上告不受理〕、今回の出題では肯定説で書かせるようになっているため、実務家登用試験として適切でないように思われる。

- ・難問や時間がかかる問題が多く、大半の受験生は時間不足になったのではないか。今年の問題は、昨年までの問題と比較した場合、未修者の実力を測るのに適切とは言い難いと思う。

#### e. 適切でない

## (2) 民事

### (ア) 民法

#### a. 適切である

- ・基礎的な知識を前提として、見解の分かれうるところを論述させるもので、受験者の法的な能力が図りやすいと思われる。
- ・民法の知識と解答作成の技量の両者が問われるもので、法律実務家の選抜のための出題として適切なものとする。
- ・受験生の能力を測るものとして適切だから
- ・契約不適合責任、隣地通行権と通行地役権、日常家事債務など重要論点からの出題であり、受験生に考えさせる問題であったかと思われるため。
- ・基本的なテーマを素材としつつ判例学説でも答えの定まらない出題で解答者自身で論拠を考えさせる問題となっている。
- ・2017年債権改正も踏まえて基本的な論点が組み合わされており、知識と解釈を活用する出題であるとする。
- ・一定量の基本論点を組み込み、まんべんない学修の成果を問う点
- ・基本的理解を問う問題、論理的思考力を試す問題、応用力を試す問題等が程良い分量の事例問題において、比較的バランス良く出題されているため。債権法改正に関する基本的理解を事例にそくして具体的に考えさせる出題であること。単なる知識やどのような結論になるかのみを問うのではなく、制度趣旨をも踏まえた深い考察力を試す出題であること。
- ・債権法改正にかかわる問題も出ているが、基本的には改正規定の確認であり、その他、物権法も出題され、契約法、代理の総則の問題といった、特定分野に偏らない民法(しかも、家族法も含め)全般にかかわる問題であり、全体的な知識を見る問題としてちょうどよい。設問2については、設問の作成の仕方が工夫をしてあり、作業能力を試す問題にもなり面白い。
- ・法科大学院で学習した論点を中心とする問題だから。
- ・民法の各分野から満遍なく、出題されているから。
- ・基礎的な制度理解を確認する問題と、思考力を問う、やや難解な問題がバランスよく含まれている。

#### b. どちらかといえば適切である

- ・出題範囲のバランスはとれているが、解答として記述すべき量が全体としてやや多い。
- ・基本的な法知識・法理解の定着を確認するものである。



・いずれも良問であったが、設問2の問題文中に、以下のとおり、曖昧な表現が見られました。解答すべき内容に直接影響を及ぼすものではないものの、受験生の解答の便宜のためには、明確な表現とすることが望ましいかと思えます。

1 問題文中の【事実】8の「甲土地は、…Dが所有していたが、分割されて袋地になった」という部分の「分割」という表現について。

「分割」との語からは共有物分割(213条1項の「分割」)を意味するように思えますが、D以外に甲土地の共有者がいることを示す記載が問題文にないため、分筆して譲渡した(213条2項)ことを「分割」と表現しているようにも読めます。

2 問題文中の【事実】12におけるBの発言⑦の、「Dによる地役権の設定がなくても通行する権利がある」という表現について。

本問では、甲土地は、AからBへ譲渡されるよりも前にAが所有していた時期があり、「Dによる地役権の設定」には、可能性として、「Aに対する地役権の設定」と、「Bに対する地役権の設定」とがあり得るかと思えます。そのため、「Dによる地役権の設定が無くとも…通行する権利がある」の意味は、①「DによりBへの地役権設定が無くともAへの地役権設定はあるから、Bは、地役権がある(Aから地役権を承継した)」という意味に読む余地と、②「DがAにもBにも地役権を設定していなくとも…Bには囲繞地通行権がある」という意味に読む余地とが生じます。問題文を総合的に考えれば、DA間では地役権設定契約は存在しない前提で解答する(②の意味で読む)ことが求められているものと解されますが、Aの通行権の有無・内容は事実関係として気になる場所であり、①の意味で読む余地を排除しきれないように思われます。

・民法全般にわたる幅広い分野から出題されている

・契約不適合責任や債権譲渡など基本的な論点をばば広く問う出題は適切なものと考えられる。もともと、通行権は受験生にとってやや意外であったかも知れないが、基本的な知識から論理的に演繹すれば正解できる趣旨であるなら、思考力や応用力を試す出題として適切なものと評価できる。

・基本的で正確な理解を問う問題を中心に思考力を問う問題も含まれていてバランスは良い。ただ、事実ノイズが少なく、必要な事実を選択して拾わせるものにはなっていない。また、設問は3つの問題の単純な結合に過ぎず、設問間を横断して相互関連を問うような大きな問題にはなっていない。これらの点で、新司法試験の初期に志向していた問題とはかなりズレてきている

・民法の全体からバランス良く出題されていたから。

・設問1及び設問3は、平成29年改正に対応した部分も含めて、法科大学院での学習の成果を適切に評価できる問題となっており、その重要性にもかかわらず学習が後回しにされがちな家族法分野からの出題がなされている点も含めて、次年度以降も同様の問題が出題されることを期待したい。他方で設問2は、応用的な思考を求める問題であるとはいえ、その難易度から受験生において有意な差が見いだせなかったのではないかと、との懸念もあり、

検討を期待したい。

・設問は、民法の基礎的な事項について事案に即して論じさせるものであって、適切である。ただ、設問2における事実関係がやや不自然に思われた（Fの相続放棄）。また、触れるべき論点がやや多いように思われ、受験生は時間配分に苦労したのではないかと思われる。

・従前に比べると問題文の長さがより適切なものになっている。設問の数も解答時間を考慮したものといえる。有償の地役権について対価が支払われない場合の法律関係について基本書では余り触れられることがなく、また、地役権設定が物権行為か債権行為かという議論も論じられることが少なくなっており、受験生にとって意外に難しかったのではないか。

・第1問は、売買契約から生じた売主の残代金請求権を譲渡され対抗要件を備えた譲受人に対して、売買契約の買主が、①契約不適合から生じる損害賠償請求権（564条以下）と残代金請求権との間で相殺できるか、また、②契約不適合による代金減額（563条）を主張できるか、を問う問題であり、前者については469条により、後者については468条による解答を求めるものと考えられる。2020年4月の改正法施行後初めて改正法の内容を正面から問うものだが、出題内容は改正に即した基本的なもので、また、この間の法科大学院の授業においても、上記に関する学修は取り組まれており、それを踏まえれば適切な問題と思われる。

第2問は、地役権に関する2問であり、最初のもは、地役権以外の通行権である隣地通行権の内容として自動車通行の是非を問う問題であり、次のものは地役権設定契約と同契約による「地代」不払いの場合の解除の是非を問う問題である。前者は、百選にも掲載されている判例の知識を問うものであり適切と思われる。しかし、後者は、地役権はそもそも対価の要求されない無償のものか有償のものか、また、地役権設定契約と対価の支払い契約とは別個であるか、等の法科大学院の授業でも、学生の自習でもおそらくほぼ扱わない論点で、地役権を出題するなら他の重要事項もあるはずであり、適切なものとは必ずしもいえない。

第3問は、夫の財産である不動産について妻が代理人として第三者に売却した場合に表見代理とされるか、また、仮に無権代理とされても、同不動産を夫の単独相続人（＝夫の姉）が相続した場合に、同相続人が追認拒絶をすることが許されるか、という問題である。前者は、日常家事代理権（761条）を基本代理権として表見代理（110条）の類推適用ができるか、後者は、無権代理行為に深く関与した者が本人を相続後に本人の立場で追認拒絶ができるか、という問題だが、これらは法科大学院の授業でも取り上げられており、基本書等においても詳述されており、適切と考えられる。

・設問2小問(2)の地役権設定契約の性質論は、論理的思考力を問う趣旨であるとしても、やや受験生を戸惑わせる問題のように思える。

・基本的知識の運用の可否と併せて、応用問題の出題を通じて基本的知識を踏まえた論理的思考の可否を問うという方向性自体は適切だと考えるので。

・問題それ自体は良問であると考えますが、試験時間との関係で分量がやや多いのではないかと感じる（今年度に限ったことではないが）。すべての設問に応接しようとする1つ1つ

の検討は淡泊なものにならざるを得ず、逆に、深く考察すると時間が不足し最後の 1 問が白紙または途中答案となってしまうおそれがあるように感じる。

c. どちらともいえない

・〔設問 1〕については、新民法を検討させる問題で、受験生にとっては、いきなりなので、やや気の毒な印象をもちました。〔設問 2〕については、ややマイナーな物権を深く考えさせる問題であるとの印象をもちました。〔設問 3〕については、〔設問 1〕〔設問 2〕と比べ、基本的な知識を問うもので、難しすぎず、適切な問題であると思いました。

d. どちらかといえば適切でない

e. 適切でない

## (イ) 商法

a. 適切である

・例年に比較すると、検討すべき論点が多く、難易度が高かった印象はあるものの、各設問とも法科大学院の学生が学習しているべき会社法の典型的な論点についての出題である。裁判例や法令の正確な理解やこれに基づく思考力を見るものである。細かすぎる知識は要求されていない。以上の理由から適切であると考ええる。

・会社法の重要な規定・制度および判例に関する理解を問う出題である。

・法科大学院の授業において習得すべき重要な事項とそととの組み合わせによって出題されており、おおむね適切である。

・試験問題の分量も、論点も適切である。

・本年については、設問が 2 問であり、課題文の読み込みと回答の作成の「早さ」が大きな意味を持つことなく、会社法の制度についての基本的な理解が適切に問われていると評価できる。設問 2 は、やや目新しいが、株式併合制度の意味を適切に理解していれば、最低ラインの回答は可能であると考ええる。

・種類株式に関する問題ということで、一見特異な問題のようにも思われたが、問われているのは、オーソドックスな少数派株主に著しく不利益になる決定を、多数派株主によって行

うことはできず、そのような決定を阻止するための問題として、大変良く考えられたものであった。

- ・新株発行にかかる基本的な論点から、種類株式というやや応用的ではあるが株主間利害調整の原理にかかわる問題まで、株式制度について幅広く理解を問う内容となっている。
- ・試験内容、難易度について法科大学院での教育内容を超えるものではない。
- ・知識を試すのではなく、知識に基づいた現場対応の思考力が要求される良問。

#### b. どちらかといえば適切である

・設問1は会社法の基本プラス事例への応用を問うており、レベル・内容ともに適切な設問である。他方、設問2は、法律基本科目としての商法の範囲をやや超えて、先端展開科目として扱われることが一般的と思われる種類株式の具体的な利用法や法律問題を踏まえた出題となっており、難易度が高いことに加えて、一般的な法科大学院の教育内容に即していない出題であるように思われる。

・設問1は、会社法の基本的な制度の理解と重要最高裁判決の理解を前提に、法律構成に落とし込む応用力が問われる問題である。判例の字面の理解では本問に対応できないという点では良問であるが、受験人数が減り、母集団の質が低下した状態で、中間層の選別を目的とする前提では、難問の部類に入る（ブレが大きい）と考える。

設問2(1)は、論点ではなく、基礎的な事実関係の理解を問う問題であり、基礎知識を正確に描写することが求められる良問である。設問2(2)は、差止事由として出題趣旨で書かれている特別利害関係以外は、筋の悪い（あるいは特定の授業を受けていないと気付かない）ものであり、これらに気付くことを要求する必要はない。法科大学院の教育との関係では、116条に気付けるか、特別利害関係に気付けるか、がポイントであるが、難問との印象を持つ。

全体として、良問であるが、設問1が、複数の重要判例の理解を問うものであるとして、そのあり方として授業ではなく自ら横断的な学習を自ら行う必要があるものであり、いままであまり出題されていない能力を問うている。難問の設問2(2)とあわせ、母集団と選抜能力の関係で、もう少し難易度を落としてもいいように思われる。

- ・暗記だけでは対応できない、考えさせる問題であるので、良い問題だと考えます。もっとも、出題趣旨との関係から、時間内に十分解答できないおそれがあるようにも思われます。
- ・若干分量が多いように感ずるが、全体的には良問であると思う。種類株式等これまで出題されていない分野からも出題されている。また、会社ガバナンスのほかファイナンスも意識されており、バランスがとれた問題だと思う。
- ・設問の量が少なくなり、丁寧に検討できる時間をとれるようになったものと想定されるから。

・いわゆる典型論点ではなく、条文の趣旨に従って論理的に事例を解いていく問題であり、良い傾向であると考え。また問題数も減少しており、単なる事務処理能力を試されているわけではないと感じた。ただし令和 2 年度の問題は株式の論点に偏りすぎていて、もう少し間口を広げた方が良いと感じた。

・前年度までは〔設問〕が 3 つあったところ、〔設問〕が 2 つに減ったことにより、じっくり考える時間を確保できる出題であったことは大いに評価される。他方で、〔設問 1〕が新株発行の無効の訴えの提起による無効主張の当否を、〔設問 2〕が株式の併合における少数株主の救済策を問う問題であり、比較的最近の過去の司法試験でも出題されているテーマが繰り返し出題されているので、テーマの選定についてはなお配慮を要する。

・設問 1 は判例の考え方を基礎とする検討を求める良問と考える。設問 2 (1) は (種類) 株主間の利害調整の必要性を問う問題発見能力を問う良問と考える。ただし、どこまで指摘すべきか解答すべき範囲が解答者には不分明でないかとの疑問がある。設問 2 (2) は組織再編行為の差止めとパラレルの問題であるが、株式併合の場面で問うことで、結果的に難問となっているきらいがある。

・種類株式に関して出題されたが、法科大学院で学習するレベルであり、論点自体も法科大学院で学習すべきものを取り上げられていたため。

・今回の設問のテーマである種類株式については、会社法に多数の規定が置かれているため、日頃から条文に親しんでいる学生にとっては関連規定を参照することはそれほど難しくなく、かつ、教科書等を通じて基礎的な理解ができてさえいれば、一応の解答に達することは困難とはいえない。しかし、ひととおりの普通株の規定や制度の知識・理解がやっとなという平均的 (ないしそれに近い) 学生群にとっては、本問の解答が相当に困難であったと思われる。出題は基本的に適切と考えるが、もう少しベーシックな出題であってもよかったのではないか。

・会社法の標準的な論点を広く問う問題であるため。

・やや特殊な設例であり、戸惑った受験生もいたのではないかと思われる。問題自体は工夫されており、よくできていると思われる。

・出題の意図は明確であるが、設問 2 の部分では、言及すべきものがやや広範で、時間的制約からすべての点に正確に受験生が回答しうるかに、やや改善の余地を感じるため

・これまで出題されたことがないテーマであり、受験生にとっては若干難しかったかもしれないが、基本的な制度の応用であることから、現場での思考力を試す問題としては適切なものではないかと思われる。

・会社法分野における重要な規定・制度・判例について満遍なく理解する必要性を改めて認識させる内容となっており、出題の方向性としては好ましいと思われるが、答案で言及すべき点がやや多い印象を受けた。

・設問 2 が受験生の一般的なレベルから考えると、手がかりとなる裁判例や学説の議論も少なく、難しいと思われた。

・細かい知識を問う設問もあり、時間内に全ての問題に十分に解答するのはやや困難であったと思われる

#### c. どちらともいえない

・設問 1 は、法科大学院でも一般的に扱われている問題であり、まあまあ適切であるが、設問 2 は、種類株式のみの株式併合という特殊な場面である上、種類株主総会の要否に関する細かな条文操作が必要になるなど、法科大学院の通常の授業の範囲を逸脱している。

・株主総会、募集株式発行に関する設問は良問であった。他方、これまで出題されてこなかった種類株式についての出題が重なり、全体の中で配点が大きかったと推測されることは、多くの受験者にとって不意打ち的に働き、合否判定の際に学力を適切に識別するのに役立たなかった可能性がある。また、株式併合の効力発生前に取ることのできる救済の解答を求め、出題趣旨では、株式併合決議の取消訴訟、無効確認訴訟の提起を検討することが挙げられていた。しかし、これらの訴訟は株式併合の効力発生日までに提起しなければならないものではなく、株式併合の効力発生日までに訴訟の準備が整うとは限らないものであり、模範解答のあり方としては不適切と考えられる。全体の解答状況を見て、総会決議の効力を争う解答にも点を与えなければ採点が成立しなかったことが疑われ、題意に合わないとして解答を控えた受験者との公平性を確保できているのか疑念が残る。過去の商法問題の出題趣旨においても、会社の行為の効力発生日までに取ることのできる救済とは差止仮処分と株式買取請求を解答すれば足りるとの出題趣旨説明が続いていたので、採点実感においては、以上の懸念に対して真摯に解説がなされることを要望したい。

#### d. どちらかといえば適切でない

#### e. 適切でない

### (ウ) 民事訴訟法

#### a. 適切である

・出題形式、問題内容とも、法科大学院の授業の延長で回答が可能な内容と思われるから。

・民事訴訟法理論の基礎や受験者が当然押さえるべき判例理論を問うものが多かった（設問 1 および設問 3）。しかもそれが適切に論じられることを前提に未知の問題についての思考力を問うものも存在した（設問 3）。さらに、論点主義・判例主義に陥らないよう、訴訟手続と和解手続との関係といった理論上かつ実務上重要で基本的なことがらを問うものもあった（設問 2）。以上の通り、本年度の問題は、バランスのとれた良問であったと考える。

・制度に関する法であるため、多少細かい制度についての技術的な問いも入りうるし、理論が理念によって異なる所の難しさは否めないと考えている。原理原則や基本的な視点から検討させる近年の問題と傾向を同じくして望ましい。

・民事訴訟法に関する基礎的な知識の理解を問う問題であった。

・例年に比べ、基本的理解をより重視した問題であるとの印象を受けたが、良問である。

・基本的な知識（判例の理解を含む）を、具体的な事案において運用できる思考力を問う問題であるから

・設問 1 は、敷金に関する確認の訴えの適法性について、確認の利益および民訴法判例百選に掲載されている著名な最高裁判例の内容を正確に理解できているかを問う基本問題（課題 2）、将来における敷金の返還を求める訴えの適法性について、将来給付の訴えの利益の正確な理解を前提に、受験生の思考力を問う応用問題からなっており（課題 1）、非常に適切であると考えます。設問 2 も、和解期日におけるやり取りというやや応用的な視角からではありながら、双方審尋主義や民訴法 247 条の意義等について受験生が基礎的な理解ができているかを説明させる問題であり、非常に適切であると考えます。設問 3 課題 1 は、建物収去土地明渡請求訴訟の被告側建物共有事例について判例百選に掲載されている重要判例の内容を問いつつ、通常共同訴訟における審理規律の基本事項について説明させるものであり、課題 2 は、裁判官の心証形成後の証拠申出の撤回可能性という基本問題について、受験生がこれまで考えたことのないよう応用的な角度から問うものであり、いずれも非常に適切な問題であると考えます。以上のとおり、本年度民事訴訟法の出題は、基本問題と応用問題をうまく組み合わせたものであり、受験生の力量を測定するために、全体として非常に適切なものであったと考えます。

・基本的な判例・原則に基づく出題と応用的な問題が組み合わされており、基本論点・判例の確実な理解と条文・原則からの応用力を問うものであり、実務法律家としての能力を測るのにふさわしい出題であった。

・実務的な出題であり、法律の基礎的な知識及び実務的な思考力があれば、十分答えられる問題である。

・基本的な理解を問うことに加えて、考えさせる問題になっている。

・基本的な知識があれば解答可能な問題であった。

・いずれも、民事訴訟法の基本問題であり、授業などで必ず触れる点でもあるため、法科大学院での教育の成果を確認するために適切な問題である。

・出題の分野、難易度が適切である

- ・法科大学院での教育内容に適合している
- ・訴えの利益，裁判所が判決に基礎にできる資料（訴訟資料），共同訴訟などの民事訴訟法上重要な事項につき，基本的な理解を問う問題であり，民事訴訟法に関する全体の理解度を問うものでとても適正な出題であると思料する。
- ・基本的な事項が問われており，基本書や判例解説を勉強していれば，対応できる問題であった。量的にも無理のない範囲内であると感じた。
- ・単なる知識を問う問題ではなく，問題文で何を問うているかを丁寧に論証する必要があり，良問と考える。ただ，受験生，特に新卒の学生には，例えば，対立する見解を問題文に例示するなど何らかの解答への道筋を与えてもよかったのではないかと思う。
- ・いずれも，判例百選掲載の基本的な判例を素材にしつつ，単なる判例要件へのあてはめにとどまらず，基本を理解したうえで，与えられた事例に応用するという柔軟性，基本論点を横断的に展開して自説を組み立てる能力を問う良い問題だと思う。
- ・全体が5個の課題で，民事訴訟法の異なる分野についての知識，応用力を試すことができる。各課題が，解答者の基礎的知識，より進んだ知識，高度の応用力の有無を試すことができる。実務的にも時に生起する事象を取り上げており，実務的基礎能力を試すことができる。
- ・設問1は判例の判断枠組みを与えられた事例にあてはめることができるかを考えさせる問題であり，基礎知識の応用力を試すものとなっている。設問2は実務上の視点を加味した問題であり，出題趣旨の誤解しやすいところに難しさがあるものの，やはり基礎知識の応用力を見る良問になっている。設問3はオーソドックスなものである。
- ・訴えの提起から，審理段階，訴訟終了に至るまでの各手続規律についての，基本的な理解と，複雑訴訟にかかる論点についての応用的な理解も併せて問うものであると評価できるため。

## b. どちらかといえば適切である

- ・問題自体は，法科大学院でも一般的に扱われている問題であり，まあまあ適切であるが，発表になった出題趣旨などには，問題がある。
- ・問題としては，よく考えさせる良問だと思います。ただ，実務家としてのスタートを切ることについての適格を判断する問題としては，若干難易度が高いようにも思います。
- ・条文及び基本的な判例の理解をもとに具体的検討を求める問題であって，概ね適切であるが，事案の特殊性との関係で，どこまで解答することを要求されているのか，必ずしもはっきりしない。
- ・設例自体は裁判に至るかどうかはさておき，紛争としてはありそうなことではあり，実務家選抜のための司法試験に適したものだ。ただ，設問1は給付請求の対象たりうるものと確認対象たりうるものの「時的評価」のずれについて問う部分で，制度趣旨を踏まえて



考えさせる問題であったと思うし、設問 2 は和解期日において実際に生じうる問題を扱わせる点で、実践的かつ理論的な問題であり、設問 3 も多数当事者訴訟に関する基本的な事項を尋ねる点で、いずれも良問と感じた。もっとも、設問 1 にて将来給付の訴えの判断枠組みを尋ねるところで、大阪国際空港事件の判断枠組みの射程がここで及ばないと解する立場からは、規範定立に面て苦しい立場に追い込まれるように思われるのが気になった。判例の枠組みを無批判に使用せよというメッセージにならないか若干危惧している。

- ・設問 1 がやや適切さを欠くように思われた。敷金返還請求権の定義で判例と微妙に異なる言い回しを用いていることの意味が判然とせず、課題 1 と 2 との関係もわかりにくかった。

- ・記憶でなく考えさせる問題である点は評価できる。ただし、3つの設問は多すぎる嫌がある。2時間なら2設問で十分ではないか。

過去の例に比べれば適切なものになってきていると考える。もっとも、民事訴訟法の問題については、学生たちから、「他科目に比べて何が問われているのかが読み取りにくく、時間をさいても結果が出ないため、一応のものが書ければよいとして、基本書等の地道な勉強をしない人が増えている」「民訴系の演習についても取る人が減っている」という意見を聞くので、なお改善の余地があると考ええる。

- ・各小問とも、さほど知識偏重型の問題ではないが、論理的思考力を試すというほどでもない。

- ・基本知識を問いつつ論理的思考力を試す問題が揃っており、全体としては適切といえる。設問 2 はマイナーな論点かと思われるが、丁寧な誘導が付されており、現場で十分対応できる範囲であろう。ただ、設問 1 課題 2 はどこまでの可能性を検討すべきか判断に迷った受験生もいたのではないか。

- ・基本判例とその応用力や射程の検討力を試すものとなっている点が評価できる。
- ・出題された論点のバランス等は適切であった。ただ、やや易しくなった印象であった
- ・出題の趣旨が比較的分かりやすく、受験生が何を問われているかが理解できたから。

### c. どちらともいえない

- ・考えさせようという意図を窺うことができるが、見解の対立する理論的な問題を検討する問題設定とするとより良かったのではないか。

### d. どちらかといえば適切でない

e.適切でない

### (3) 刑事系

#### (ア) 刑法

a. 適切である

・理論を結論導出のために利用する能力を判定しようとする点は、いわゆる予備校的な教育ではカバーできないものであり、法科大学院設置の趣旨にも合致していると考ええる。

・総論・各論それぞれの重要論点に関する問であり、分量・難易度ともに問題ない。

・論証パターンを暗記しているだけでは対応できない出題であること、法科大学院の授業において必ず取り上げている論点を出題していることは適切である。ただし、設問が3つあるところ、おそらく設問3に一番力点を置いて解答することになると思うが、配点が明らかにされていないので、受験生がその場でどの設問に力点を置くかを判断することは困難であると思われる。是非、各設問の配点を明らかにしていただきたい。

・例年同様、小問形式で受験生の能力を多角的に測る問題となっており、基本的に適切な方向にあると思われる。

・基本的な理解及び常識的な判断力があれば解答が可能な範囲内で、問題発見の能力や事実評価の能力等が深く問われる内容となっているから。なお、実務家養成課程としての法科大学院の刑法教育では、基本的な最高裁判例の意義や射程を丁寧に学ぶことの重要性を強調しているところ、それを実感できるような出題を織り交ぜることが望ましく、また、実務上取り上げられることが差し当たり想定され得ない学説についての知識が問われていると誤解されないような出題形式・内容に留めることが重要であると思われる。

・オーソドックスな論点を素材に、事案分析能力や条文の適用能力を無理なく問う形となっている。

・設問2については、受験生にとってやや複雑かもしれないが、全体的に、基本的な知識を問うものであり、適切に思われる。

・重要な犯罪類型について、基本的知識を元に多角的な能力を問うものであり、質・量共に適切と考える。

・設問1は、複数の理論構成を問う問題であったが、例年と比較し、学説の詳細を知らなくても論じることができた点で良問であったと考えている。

設問2は、論点が最高裁判例（最決平成16年3月22日）よりも複雑であり、現在の受験生のレベルを考えると、少し難解であったのではないかとと思われる。

設問3は、受験生であれば、当然論点が把握できてしかるべき問題であるが、設問全体の

論点が多岐に及んでいることを踏まえると多くの受験生は時間内に答案を作成するのに苦慮したのではないかと思われる。

- ・基本的知識と理解を問うており、論証のテクニックに偏していない
- ・重要論点が適切に含まれている。そして、ここ数年、小問誘導形式の出題がなされており、本年度問題においてもそれが行われているが、こうした出題は、受験者を混乱させることを防ぐとともに、自説や判例のみでなく他説の理解をも求めている点で、法曹養成のための試験として好適と思われる。

#### b. どちらかといえば適切である

・基本事項について多角的な理解を問う問題であり、定型的な表現の貼り付けのようなものを求めているのではないというメッセージが読み取れる。

・基本的な知識、思考力を問う問題だと思います。ただ、設問 2 のように、問題文の 3, 4, 7 を問題から外すのは、問題文を最初から読んでいる緊張状態にある受験生にとっては、若干戸惑うものではなかったかと思われます。

・全体としては、実践的にも理論的にも重要な論点を中心に問うもので、前回や前々回に比しても実務法曹の選抜にふさわしい内容になっていると思われる。ただ、全体として論述すべき分量が多すぎるのではないかとの意見で一致を見たほか、個別の設問につき次のような懸念点が指摘された。

設問 1 につき、権利行使と恐喝の論点は、法科大学院生の一般的な学修という観点からはやや周辺的な論点であり、論文式試験において判例と異なる処理に関する論述まで求めるのはやや難易度が高いとの意見が強くあった。

設問 2 につき、殺人既遂罪を否定する理論構成として因果関係なし、着手なし、故意なしの 3 つが考えられるところ、本設問のように「事実」を 3 つ挙げるように求められると、例えば、着手なしの根拠事実として挙げるべきは医薬品が一般人に危険でなかったことかガスを発生させなかったことかといった本質的とは言えない迷いが受験生に生じ得る。このため、具体的事実を適示して「理論構成」を 3 つ示すことを求める方がよかったのではないかとの意見が複数見られた。

設問 3 につき、殺人が既遂に至っているとの理解の下で罪責を論じる場合に、設問 2 で示した理解が採用できない理由を設問 3 で積極的に論証する必要があるか否かが問題文からは必ずしも明らかでなく、受験生に迷いが生じる可能性があるとの指摘が見られた。また、本事例では強盗の手段としての「暴行」の認定が難しいのではないかとの意見もあった。

・オーソドックスな問題を素材に論点ごとに設問を配置し、多面的に考えさせる問題となっている。思考を導くヒントも具体的で解答しやすい工夫がある。

・理論的にも大変良く練られたもので、判例を単に知識としてだけではなく、実際の事実関係の中でいかに意味のあるものとして使えるかという法曹としての能力を図ろうとの意図が強く感じられ、良問であると思う。設問2は学生も機械的に考えがちなところを上手く突いた出題であり、非常に巧みであると感じた。ただ修了生が時間内にすべて解答可能な問題としてはやや難しいのではないかとも思われる。今後、こうした問題に対応できるような法科大学院教育を時間的制約のある中でいかに効果的に進めていくかは難しい課題であると改めて感じた。

・これまでは検察側の視点から適切な罪責を検討させる問題であったが、今年度は、弁護側の立場から犯罪の不成立となりうる事実を拾い出す問題が出題されており、興味深い出題の仕方であると感じた。刑法問題は昨年度から出題方式が変更されたことにより、受験生の答案において、種々の見解が展開されそうな出題方式となったのではないかと推察されるため、採点者の立場に立つと、答案の評価の判断が難しかったのではないかと印象を受けた。

・多様な立場から考えさせる出題形式が採用されている点は評価できる。

・論じるべき事項が多く、論じ切るには時間が足りない受験者が多く出たのではないかと思われるが、時間内に簡潔且つ必要十分な答案を作成する能力を観るのに適した出題である。

・第2問では、論点が多く、多少技巧的ではありますが、設問でリードしながら解かせている点で、分かりにくさは軽減されているかと思えます。

・立論形式の問題（設問1）、法的事実の持つ意味について言及させる問題（設問2）は、法的思考力の有無を図る問題として適切と思われる。もっとも、事案処理問題（設問3）の処理量がやや多いように思われる。

・昨年度までと同様、自説とは異なる考え方からの検討を求める出題形式が維持されている点は、法科大学院における学修の成果を適切に問うという点で極めて高く評価できる。その一方で、法曹に必要な能力の有無を測るという観点からは、判例の内在的な理解や射程に関して複数の異なる立場からの検討を求めるような問題が積極的に出題されるべきであるようにも思われる

・今回の設問については、法科大学院での刑法の教育を踏まえたものとなっており、授業でも取り上げており、難問というわけではなく、概ね適切であると評価できる。

・過度な難問化を抑えようとする工夫が窺えるが、他方で論点がかかなり広範囲にわたっており、各小問を全体として一つにまとめるにはやや無理のある事例設定であった印象がある。

・今年新たに登場した問題の形式も含めて、最近の傾向の趣旨は理解できるが、問題の条件設定が複雑になっている。

### c. どちらともいえない

- ・かなり複雑な事案である上、解答の仕方について学生に迷いが生じたのではないか。
- ・論争の解決されていない部分を尋ねるのは妥当だが、恐喝罪の被害金額の範囲については、解決済みの問題ではないかと思われる。また、〔設問 2〕において「具遺体的な事実」を3つと指定するより、「殺人既遂罪が成立しないという結論を導く理論構成を考えよ」として、自由に考えさせる方がよかったように思われる。なお、「出題趣旨」において「殺意はなかった」という構成があり得るかのような説明がなされているが、昏睡させたうえ毒ガスを吸わせて殺害する意思の存在に疑いはないのであるから、「因果関係の錯誤」を故意の有無の問題であるかのように説明するのは、誤解を招くことにならないか。さらに、〔設問 3〕において、銀行からの600万円の払戻しが詐欺罪に当たるかどうかを判断するためには「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律 3 条 1 項」の知識が必要となるが、それは難しすぎるのではないか。
- ・形式面では、考えさせる出題であり、論理的思考力を判定するという意味では適切である。しかし、特に〔設問 1〕は、取り上げた素材（水増し請求と恐喝罪）が、古い判例を前提としたものであり、とりわけ恐喝罪に関して差額説を論じさせる点は、現代的な議論として適さない。また、出題の趣旨をみると、口座に送金させる行為について2項を論ずる余地があるように書かれているが、これも現実的な議論として適さない。全体の出題形式として、誘導により論ずべき点が明確になっている分、求められる論述の量と配分に迷いを生じさせるため、他科目と同様に得点の配分を示す方が良いのではないか。

### d. どちらかといえば適切でない

- ・学生に通説判例にとどまらず理論状況全体を意識させ、受験生の実事解析能力を見ようとする趣旨には賛同するが、いかんせん、論点が多すぎる。これでは、結果的に、判例を丸暗記し、上面だけの処理を時間内に書き上げるという方策をとらざるを得ないと思う。本気で考えさせたいのであれば、もう少し論点を絞る必要があるのでは。

### e. 適切でない

- ・3年連続で、回答の方向性を指示する誘導的な出題方法が続いている。これにより、ある意味回答が容易になっている一方で、多様な見解を前提に論述することが求められることで、難易度が上がっているともいえる。とくに設問 2 については、確かに、昨年とは異なり、

指摘すべき「事実」を「3つ」に限定することで、論ずべき理論構成の数は限定されたものの、1つの特殊事例の中に複数の論点が含まれているなかで、論点を明確に切り分けて理解している者はほとんどいなかったのではないかと思われる。いずれにしても、実務的な事案解決能力を試すという観点からは、過度に複雑であって適切とはいえない。

## (イ) 刑事訴訟法

### a. 適切である

●証人尋問請求における関連性判断を弁護人の証拠意見をふまえて考えるという問題は、実務的な観点も盛り込まれており、法科大学院の教育内容をふまえると、適切であると思われる。

●法科大学院で当然学ぶべき基本的な論点・判例の理解を問う問題だから。

・刑訴法の重要問題を正面から問うており、問題も比較的平易で、設問2の1のように法解釈そのものを尋ねる小問も含まれていることから、良問の範疇に属すると思われる。

ただ、これらの設問で問われている法解釈は、判例・通説を簡単に説明すればたり、法解釈の能力を試す問題になっているかどうかは疑問である。学生の間で法解釈は判例・通説を覚えるもの、というような風潮が強くなるように思われ、司法試験で法解釈の能力を試す必要があるのではないか。

・捜査については、受験生が個々に自分の意見を論じられる問題で良い。

・徒に細かい知識・理解を問うものではなく、インプット・アウトプット双方の訓練を怠らない受験生であれば、設定された試験時間・答案用紙の枚数の範囲内で十分に対応可能な難易度であったから。

・法科大学院で必ず学修する基本判例をベースとした理解を問う問題であり、かつ、規範を支える理論についての理解も問われていて、規範の意味を理解することなくただ判例規範を丸覚えしているだけでは実際の事案の解決には役立たないというメッセージを感じる。

・被疑者に対する任意取調べの適法性、自白法則及び違法収集証拠排除法則の自白への適用の在り方、類似事実による立証の可否、という刑事訴訟法の基本論点を素材としつつ、事案や設問形式に工夫を凝らすことによって、受験生の基本的学識や法適用能力を適切に判定できる出題となっているから。

・解答に刑事訴訟法の体系的理解を要する出題で適切と評価している。

・実務的にも理論的にも重要な論点を、事案に即して検討させているから

・以前より出題量が減じられ適切なものとなった

・分量及び難易度のいずれも適切と考える。特に分量については、今回のように2ページ程度が妥当と思われる。変化を恐れない委員の姿勢に敬意を表したい。

- ・理論と実務の両方の観点を踏まえた出題内容となっており、また、受験者の知識だけでなく応用力も測れる良問であると考えます。
- ・日々新たな問題を生じうる刑事手続について、基本的事項を中心としつつ、同種・類似事実による立証や宿泊を伴う取調べ〔試験日程が延期された際に盛り込まれたのかは不明であるが〕という比較的新しい問題が盛り込まれており、次世代を担う法曹としての資質を問う良問と考える。問われている問題点はいずれもどこのLSでも教えているものであると思われるほか、分量的にも時間内に書き切れる範囲内に収まっていたものと考えられる。
- ・本年の出題は、平成30年から採用されていた複数の理論構成を問う問題から従来型の問題に変更された点が注目される。この出題形式のほうが良いように思われる。本年の出題は、周知の論点を少し違った角度から問う問題であり、受験生の実力を判断するうえで、良問であったと認められる。
- ・事案に即した具体的な判断だけでなく、複数の見解がある論点について考えさせている。
- ・実務と理論のバランスが良い問題で、論点も明確であり、難易度も適切である。

#### b. どちらかといえば適切である

- ・分量は適切であるが、出題論点・範囲が固定化している印象を受ける。
- ・基本的事項についての理解が深まっていれば、回答可能な設問であったため、おおむね適切であると考ええる。ただ、多くの学生が問題点について把握していないものの、制度や条文の趣旨まで遡って検討すれば、妥当な結論を導くことが可能な設問があれば、なお良かったように感じた。
- ・設問1および設問2について基本的な論点に関して出題されており、また、設問3でこれまでの出題傾向からは目新しい論点まで扱われているが、やはりこれも基本的な理解を問う内容となっている。設問2では法律論に関して理論的な位置づけの問題までしっかり理解できているかを確認する小問も含まれている。このように、受験者の多くが知っているはずである基本論点に関して、十分な理解と法適用の能力を有するかを判断する問題となっている点が評価できる。
- ・難易度の高い問題ではなく、法科大学院生が必ず学ぶ基本的問題を取り上げている点では評価できる。また、出題方法の工夫や設問を少なくすることで、情報処理能力よりはむしろ理解力を問う近年の出題傾向は基本的には望ましいと考える。司法試験出題に適する問題は、ある程度で限られるものの、まだ出題されていない領域からの出題も期待したい。
- ・基本的事項について問うものでありつつも、各論点への表面的な理解では答えられない工夫された問題でした。事実の中では適宜の誘導もあり、学習の成果を素直に出せる問題だと感じました。
- ・設問の内容、難易度ともに概ね適切であると考えるが、設問2の小問2において、「取調

べで得られた甲の自白の証拠能力」を問う形式については、端的に「甲の自白を内容とする供述調書」の証拠能力を問う形式とするのがより適切ではなかったかと考える。確かに、言葉としての自白も証拠ではあるが、取調べにおいてなされた「生の自白」がそのまま公判廷に顕出されることはあり得ず、供述調書や録音体といった具体的な証拠資料として顕出されるのであるから、本問のようなケースでは甲の供述調書の証拠能力を問う方が刑事訴訟手続の実際に即しており、実務家登用試験である司法試験の問題としてよりふさわしかったのではないかと考える。

- ・論点が多すぎと思われる。時間との勝負になってしまい、早く事務を処理する能力を問うような問題になっている。じっくり考えさせ、法的思考力を測るような問題がよいのではないか。

- ・判例・実務を踏まえた回答ができる。

- ・法曹になるための事実認定能力を試す上で良問といえる。

- ・概ね、法科大学院教育の成果を問う出題内容となっている。

- ・設問 1 と設問 2 は、基本的な論点について、基本的な考え方と事例への当てはめを問うもので、事例の事実関係も受験生に基本的な点を考えさせる上で概ね適切と思われる。ただし、事例 3 については、類似事実による立証の典型的な事例とは異なり、本件住居侵入窃盗事件の 2 日前に甲が X 方に住居侵入しようとしているところを W に目撃されるとともに、同事件と本件住居侵入窃盗事件で使われたとしても矛盾のないガラスカッターが甲の自宅から押収されているという間接事実から甲の犯人性を論じることが可能であり、その中で、手口の類似性やガラスカッターの汎用性を検討した上で W の証人尋問の必要性についても検討できることから、必ずしも類似事実による立証の論点としてではなく、犯人性の推認や W 証人の採否について必要な検討を行なうことが出来ると思われる。このような形で論じた答案がどのような評価を受けたのか、類似事実による立証の論点に触れなかったからといって不利益な扱いを受けていないかが気になるところである。事実認定や証拠の採否に関する問題については、多様な立証・推認の可能性を考慮して出題することが望まれる

- ・全体としても（少し盛り込みすぎで時間が足りないのではという点は残りますが）法科大学院教育の現状を踏まえて、良問だと思います。講義担当教員の立場から言えば、直ちに事例への適用を問うのではなく、考え方を示すというワンクッションを置くという設問形式は歓迎します。

- ・無理のない内容・程度に設定されている。

- ・①設問が 3 つとなり複数の論点を問うことができたこと、②自白法則と違法収集証拠排除法則との関係を問うなど、いわゆる論証パターンの暗記では対応できない理論的問題も出題されたことを評価している。しかし、法適用能力を問う部分が薄くなったこと、設問 3 が結局は判例の判示文言を機械的に覚えているかどうかで差が付く問題であったことは、改善を期待したい。予備校は、「当てはめや理論に重きを置かなくても規範の論証パターンを暗記して吐き出せば、それで合格できる」との指導がなされていると聞いており、現在の問



題傾向・難易度では、上記指導があながち間違いではないと受験生が信じるのではなかろうか。法適用や判例の射程の理解など、実務法曹にとって必要な基本的能力に重きを置いた出題（資料として、関連判例の判示を添付して、出題事例との関係でその射程を論述させたり、あるいは、判例の評釈についてのひとつの見解（又は判例と異なる見解）を提示しこれを論評させるなど）も検討していただきたい。

### c. どちらともいえない

・いずれの設問も、基本的論点について、基本的学識をもとに法適用能力・論理的思考力を問うものであり、対象の設定は適切である。[設問1]と[設問2]は、取調べに関する一連の事実を対象としつつ、適用する法的枠組みの相違に応じて、それぞれの法適用に必要な事実を的確に抽出・評価する能力を問うものであり、基本的学識の深度と事例分析能力の双方を試すことができよう。他方で、[設問2]は、自白法則と違法収集排除法則の適用の在り方に関する知識をもとに、事例分析を求めるものであるところ、二元説に立った場合と一元説に立った場合とで、事例分析部分の分量・内容に大きく相違が生じ得る。法律家として必要な学識とその適用能力を均等に試すことに重きをおくとすれば、かかる設問の在り方は適切ではないであろう。

・昨年の問題と比べ、捜査と公判のバランスがよくなった。設問1で長時間による取調べの適法性を、設問2で違法な取調べによる自白について自白法則と違法収集証拠排除法則の観点から証拠能力を、それぞれ論じさせる問題は、いずれも適切である。設問2で自白につき上記各法則の適用関係を論じさせた上で、本件での自白について自己の見解に従って証拠能力を論じさせるという出題形式は、従来にはない問い方であって、いささか受験生にはとっつきにくい面があるが、自説、他説を論じさせるわけではないので、それなりに工夫をこらしたものといえようか。設問3で類似犯罪事実による立証の当否を論じさせる問題については、以下のような疑問がある。すなわち、一つは、出題の狙いが、判例の示す考え方の適用を問うだけでなく、被告人の犯人性をうかがわせる他の間接事実がある場合には、類似犯罪事実の特徴の顕著性を緩和してもよいとする見解を念頭に置いているのではないか（出題の趣旨を見ると、そう思わざるを得ない。）という点である。そのような見解は決して一般的に承認されたものではなく、その見解を知っているか否かで答案の出来を左右しかねないことになり、適切とはいえない。もう一つは、本件での類似犯罪事実はX方の住居侵入未遂1件だけであるが、事例において本件と手口が類似する同種事案の事件がほかに5件あることが、必要以上に詳しく記載されており、X方の1件だけの考察では心もとないと考え、この記載に飛びついてこれらも類似犯罪事実と誤解する受験生が少なくなかったのではないか。このような引っ掛け的な要素がある記載の仕方は適切ではない。

d.どちらかといえば適切でない

e.適切でない

#### (4) 知的財産法

a.適切である

- ・基本的な論点・判例を踏まえながら、法的思考力及び論述力を確認する出題内容であると考えられるため。
- ・異なる範囲の基本的事項を複数小問形式で問いつつ応用問題も問うという出題方式は、基本事項の習得度と法的思考力の程度を試すのにちょうどよいと考えます。ボリュームも小問3つ程度がちょうどよいと考えます。
- ・各法の基本的な制度や重要論点の理解を問う問題となっており、適切と考える。
- ・適切な難度であると思われる。
- ・従来あまり聞かれなかった論点にも積極的に切り込んで出題されており、それぞれ典型的な裁判例の理解があれば解けるように工夫されていたように思われるから

b.どちらかといえば適切である

- ・「特許を受ける権利」、「冒認特許の移転請求」、「標準と特許」は多くの法科大学院の知財科目において取り上げられているテーマであって、出題の論点として適切である。「発明の定義」、「再現可能性」、「産業上の利用可能性」は、これまでの司法試験で問われなかった初出のテーマであるが、これまた勉強しておいてしかるべきテーマであるので、出題の論点として特に問題があるとはいえない。ただし、「出願権の譲渡契約の解除に伴う第三者保護」(民法と特許法の優先関係)の問題は、一部の教科書の、しかも脚注の片隅に小さく書かれているようなテーマであって、ここまで試験で問われるようになると、通常の知財授業では手が回らなくなる。たしかに、標準的問題ばかりでは「点差」が付かないので、ある程度難易度の高いテーマを出題しなければならないという事情は理解できるが、大半の受験生が「何が問われているのかわからない」というような設問は控えるべきではないか。よって全体として、bの評価である。
- ・第1問2を除き、実務的にありがちな文脈の問いであり、主題趣旨も明確であるから、適

切と思われる。

・知的財産法の出題形式は他科目に比べ、テンプレート化、マンネリ化が顕著である。問題にひねり・深みがなく、単に設例に判例をあてはめさせるものがほとんどである。このため、一度出題された論点は再度出題することが回避され、結果として、出題の予想がきわめて容易となっている。これは現場教師、学生（および予備校教師）にとって有り難いことではあるが、本来的には望ましくないであろう。全体として、限られた解答時間内にあまりに多数の論点を盛り込もうとして失敗している感が強い。出題者には、出題する前に 3 時間であれだけの分量を書けるか自ら試してみたのか、と問いたい。他方で、例年特許法の小問題第三問には初学者にはあまりに高度な論点が出題されてきたが、例年の採点実感等においては「ほとんど解答できなかった」とされており、資格試験の出題として死問となっている。

- ・全体的に良問であると思うが、出題範囲が広く、受験生の負担が大きいのではないかと
- ・著作権法は比較的良問だが、特許法が難問と考える。
- ・学習しておいて欲しい論点が出題されているから
- ・判例をベースにして小問をたてるという従前の問題のスタイルから、独立した問いは変わったが、基本的な論点について正面から問う内容であり、戸惑いはなかったと思われる。

### c. どちらともいえない

・昨年度に引き続き、今年度の問題も、平成 30 年度以前と比較すると複雑難解な問題は減り、基本的な内容を志向する出題となっている点は適切と考える。しかし、第 1 問については、設問 1～3 がいずれも教科書によっては十分な解説がなされていないマイナーな論点である上、解除と第三者の保護や FRAND 宣言と権利濫用の理解を問う問題など、特許法の理解を問う問題として適切であったかはやや疑問が残る [そのような分野の出題を否定するものではないが、設問 1～3 がいずれもそのような分野の出題となるのは如何なものか]。より一層、基本的な内容での出題をお願いしたい。

・重要な裁判例があるところを中心に出题されていることに加えて、よく判決を読み込んでいる者であれば気付くことができるように具体的な事情を忍ばせており、それなりに差がつく問題であるという点は評価できる。他方、複数の著名な裁判例をひとつの問題につぎ込んでいるために、分量的に適切であったのかということは疑問なしとしない。また、著作権法については、有名裁判例の事案を貼り合わせた感の問題文。思考力・応用力を試験するという観点からは物足りなさを感じる。特許法については、学者の議論としては興味深いが実務的にはあまり問題になりにくい論点が多いようにも思われる。

- ・出題の事実関係が複雑すぎるのではないかと

#### d. どちらかといえば適切でない

- ・特許法問題に取り上げられる論点数と取り上げ方が、適切さを欠く。最近の裁判例に素材をとった点はともかく、標準的な教科書でさほど掘り下げられていない実務的内容(FRAND宣言、特許を受ける権利等)の詳細理解を問うのは、基本的内容の理解を問う選択科目の目的をこえている。受験生の得点分布の差がつかなかったのではないか。改善を望む。著作権法の問題は、おおむね良好であるが、問うている論点数がやや多い印象である。
- ・特許法の問題は、特に設問1及び3がマイナーな論点を尋ねる内容で、特許制度の基本的事項の理解を問う問題といえない。また設問3は、本来、標準化団体の知的財産権ポリシーの内容次第で回答が変わり得るところ、同ポリシーの説明がなくて不親切。

#### e. 適切でない

### (5) 労働法

#### a. 適切である

- ・重要な論点について、きちんと勉強していれば、十分に対応できる問題となっている。
- ・実務上も重要な基本的問題であり、適切である。
- ・例年の出題傾向と同様に、第1問が個別的労働関係法分野、第2問が集団的労使関係法分野の出題であり、バランスがとれている。第1問については、特定の最高裁判例(テックジャパン事件・最一小判平成24・3・8労判1060号5頁)についての知識があると解答の論理構成と帰結を想起しやすく、他の判例の事案と組み合わせでの作題などの工夫があってもよかったかもしれない。第2問は、不当労働行為の救済方法と救済の可否を問うもので、集団的労使関係法分野の問題として適切な内容であると評価できる。具体的に、労働組合法7条2号で使用者に禁じられる正当な理由のない団交拒否の成否に関して、義務的団交事項の範囲、二重交渉による団交拒否の正当性、労働組合法2条ただし書1号の「使用者の利益代表者」該当性など、法的論点が広く検討されるべき設例となっており、集団的労使関係法に関する受講者の幅広い知識と論理的な構成員力が必要となる問題で、良問である。
- ・理論的にも実務上も重要性の高い設問であった。なお、第2問の設問1、2の関係がわかりづらいと思われた(分けた理由は?)。
- ・労働法における基礎的な論点や判例の理解を問うとともに、またそれらの応用力を問うものといえる
- ・1問目、2問目とも、実務でよく問題となる事案であり、好ましい。

・第1問は個別的労働関係の理解を問う良問である。実際の裁判例に基づく出題ではあるものの、当該裁判例を知っている受験生だけに著しく有利になるという弊害を避けるため、小問による誘導を設定しており、適切である。また、第2問は、合同労組をめぐる諸問題を細やかに学習していなければ解答が難しいものの、近年の団体交渉事例の多くが合同労組経由であることに鑑みれば、実務即応の適切な出題と考えられる。

・労働法をめぐる基本的論点についての応用力が問われる問題であり、ただ、規範を暗記しているだけでは適切な回答が困難であり、受験生の実力を適正に判断できると考える。

・判例等の知識とその役割への適用ができるかを問う内容であり適切と考える。

・(第一問) 本問は、時間外労働に対する割増賃金を基本給に組み入れて支払った場合の割増賃金請求の当否について問うものである。最高裁の規範のみならず、労基法24条の放棄についても検討する必要がある、良問と言える。

#### b. どちらかといえば適切である

・いずれの問題も労働法の基本的なテーマを取り扱っている。

・b ; 第1問も第2問も、実務上、相談をうけるなどする問題点であり、出題内容としてはよいと感じて。ただ、第1問の賃金の設定がやや複雑であり、この点で、学生が解答に窮するのではないかとの印象を受けた。

・争点は適切であるが、事案はより簡潔なものが望ましい。

・各問ともおおむね基本的で重要な論点を踏まえたものであるため。

・(第2問) 本問は、団交拒否の不当労働行為について問うものである。伝統的な企業別組合ではなく、地域合同労組の団体交渉を問うものであり、受験生にとっては難問だと感じたのではないか。ただ、紛争が多様化している近年の実務を意識した問題であり、柔軟に考えれば対応できる問題であることから、良問であると考ええる。

・基本的な原理・原則から柔軟に考えさせる設問であった

・第1問は適切である。第2問は良問であるが、昨年までと傾向が変わり、受験生を戸惑わせたように思う。

#### c. どちらともいえない

・2問とも例年より易化した。どちらか一方は難易度を上げた方がよい。

・第1問は適切であるが、第2問が難しく、また、論点がやや多すぎる印象である。

#### d. どちらかといえば適切でない

・第1問につき、事案のみならず論点についてもテックジャパン事件そのまま、数も少ない。もっと論点を増やした方がよいと思う。第2問は、設問1と設問2のどちらで答えればよいかわかりにくい。論点もやや乏しい。「地域合同労組」はその言葉だけでは学生には内容がわかりにくいのではないか。

・第2問は適切であるが、第1問はテックジャパン事件そのままであり、アレンジするなど出題者としての工夫が足りない。また、設問についても、特に問1は、Y社の主張が抽象的であり、この抽象的な主張を踏まえつつ、「Xの請求の当否について論ぜよ」とされているから、受験生は何をどこまで書くべきか迷ったのではないか。

#### e. 適切でない

・設問1 あまりにも判例に依拠しすぎであり、記憶と、この判例を知っているかどうかになってしまう

### (6) 租税法

#### a. 適切である

- ・租税法における最近の重要な問題を出題したもので適切と考える。
- ・全般として適切であると感じた。

出題の中で対象になっている論点は、租税法学習の土台となる根本的な部分での論点であり、かつ、思考を要する論点であると思われるから。

- ・有名判例及び基本的知識の理解を問うものであると思われる。
- ・条文の構造および重要判例の意義と射程を理解した上で、具体的事案に則して法的な分析を展開できるかを問うている適切な出題である。
- ・所得税・法人税・手続法からバランス良く出題されていた。難易度も適切であった。
- ・著名な判例を題材としつつ、思考力を問う問題としているため。
- ・いずれも法科大学院の「租税法」教育における基本的・典型的な論点をおさえつつ、応用的な視点も取り入れた良問。法科大学院教育の総仕上げとして相応しい。

#### b. どちらかといえば適切である

- ・問題自身は適切だと考えますが、小問数が多く、時間が足りなかったのではないかと思料する。
- ・出題範囲からまんべんなく作問されているが、設問の数が多すぎる。
- ・著名な最高裁判例や更正の請求など、租税法分野において学習すべき基本的内容が出題されているため。
- ・いずれの設問も近年の裁判例の動向を踏まえた基本的なものであるが例年と比べてやや分量が多いように思われるため。
- ・第 1 問前半は近年ジャーナリズムを賑わせた事件を題材とするが、当該事件の判決はまだ必ずしも評価が定まったものとは言えないこと、微妙な事実認定で結論が変わる可能性があることから、司法試験の問題としてはやや疑問が残る。同問後半と第 2 問はオーソドックスな論点であり、適切な出題と考える。ただし、全体としてやや分量が多すぎるのではないか。
- ・出題は基礎的知識のレベルで妥当であるが、まだ出題されたことのない基礎的論点からも幅広く出題されることが望ましい。

#### c. どちらともいえない

#### d. どちらかといえば適切でない

#### e. 適切でない

### (7) 倒産法

#### a. 適切である

- ・基本的な条文を事例を踏まえて解答させる点。また、破産と再生を比較させ手続選択を求める問題は実践的だと思われる
- ・基本的な出題であるため。
- ・本法科大学院における倒産法の講義内容でもって概ね解答可能であるから。
- ・ a ; 基本的な制度につき、事例に即して検討させる問題であり、大変に適切な問題と感じ

た。特に、第2問は、破産法と民事再生法の制度の違いにつき、制度趣旨から検討することができ、良問と考える。

- ・重要な規律の制度趣旨と手続の理解を問う問題であるため。
- ・ヒントとなる判例は百選に掲載されている基本的なものである外、解答すべき制度も当該倒産処理法制の特徴とリンクした基本的なものでありましたので。
- ・法科大学院における倒産法の教育内容との関係で適合的であり、本質的な出題がなされている。
- ・法的知識・あてはめのバランスが良好と考えられるため
- ・設問2についてはここ数年と傾向が変わったものの、問われているのは非常に基本的な部分であったため。
- ・広く基本的な知識を問う問題が出題されている。
- ・1 第1問(1)は基本的な条文(破45条)の理解を問う問題、同(2)否認制度の基本的理解(詐害行為否認と偏頗行為否認の制度趣旨)を問う問題で「他人の債務の担保提供」というヒネリを加えた(設問にヒント/注意喚起あり)良問、同(3)は、基本判例を踏まえた否認制度の本質理解を問う問題であり、いずれも司法試験問題として良問である。
- 2 第2問は、破産法と民事再生法の違いを具体的な事例を基に網羅的に問う問題であり、両法の法目的の違いなどを意識させた良問であると思う。当職も、第2問のような事例について、手続選択が可能となるレベルが司法試験レベルの到達点であると考えており、非常に良い問題である。
- ・倒産法の基礎的な理解を前提として具体的事案に即して検討させるものであり、受験者の能力を測る良問である。
- ・理論と実務で問題とされている課題について、巧みな事例化のもとで、適切な問いを立てていると考える。

#### b. どちらかといえば適切である

- ・事例型であり難易度としても適正。但し、「試験時に施行されている法令」との趣旨が不明確。改正前民法に依らないとの趣旨と推測されるが、「施行されている法令」との表現では、民法附則も含まれてしまうため、改正前民法を排除するための記述としては不完全である。
- ・第1問の設問2. は、破産法160条3項の検討をさせない点で不自然である。この点以外は、第1問、第2問ともに、学習上重要な点を問うていて、難易度も適切である。
- ・一時期よりも容易化したように思うが、この程度でよい。第2問は破産と再生との取扱いを対比して検討させる問題であるが、破産には特段の制度が設けられていない。破産にもなんらかの制度が設けられている点で対比させる問題である方が、よりよかったと思う。



- ・問題が平易である点は良いが、法的思考力の判断はしにくいのではないか。

c. どちらともいえない

- ・もう少し優しくてもよかった。

d. どちらかといえば適切でない

- ・試験時間に比べ、設問(答えるべき事項)が多すぎる。

e. 適切でない

## (8) 経済法

a. 適切である

- ・経済法のポイントについて漏れなく書かなければいけない問題であったため。
- ・標準的で、細かいことを訊かない出題だと考えます。よくまとまっていると思います。今回のような基本的・標準的な出題であれば、特に問題は生じないように思います。
- ・いずれの問題も、経済法をより長い時間勉強している学生ほど有利になる内容であったが、時間をかけて問題を分析すれば解答に導けるという意味で、良問であった。ただし、二問とも書くべきことが多く、情報処理の手際で評価が決まるという印象を受けた。
- ・最近の実務の動向を踏まえつつ、受験者が独占禁止法の基本的な考え方を理解し、その基本的な考え方に沿って論点を見出し、問題文の事実を法を適用して論理的に結論を導く法的な能力を問うものとなっていることから、適切な問題であると考えます。
- ・垂直統合については、どうしても手薄な受験者がいるとも思われ、また、両問とも複雑に入り組んだ事実関係があるようにも見えるが、基本的な理解や知識があれば、本質部分について回答は可能であると考えられるため。
- ・近年における運用動向を適切に取り込んだ出題となっている。

## b. どちらかといえば適切である

・第1問は、垂直的企業結合が昨年の問題(問題解消措置)に続いて出題されている。偏った出題であるように思う。事案も一見して違反になりそうにない事例であるが、それだけに丁寧な検討をして確認させることに出題の意味を見出すなら、どちらかといえば適切である。第2問は、非常に複雑で長い問題文となっており、適用可能な条文が複数存在し、さらに社会公共目的による正当化の可能性も検討するとなれば、解答時間と紙幅が不足するだろうことが予想される。第1問第2問ともに、解答作成に必要な事実が盛り込まれた事案になっている点は評価するが、非常に長く複雑な問題になっている点については改善を望む。

・第1問はテーマは適切であるが、事実関係が複雑であり、すべてを正確に当てはめるには時間が足りないのではないかと。しかし、受験者の実力を確認する上では適切な難易度である。第2問は、ややマイナーな論点であるが、実力があれば問題文に提示された事実から答案を適切に書くことができ、受験者の実力を確認する上では適切な難易度である。

・第1問は、初の垂直的企業結合の出題であり、問題自体はよく練られていたと思うが、事実関係も細かく書かれており、時間内の解答はやや厳しかったのではないかと。私の理解が及ばないだけかもしれないが、出題の趣旨と異なり、投入物閉鎖と顧客閉鎖の論述のみでかなり解答できてしまいそうにも思われた。

第2問は、きちんと理解していれば確実に書ける問題であり、第一問がやや難しいだけに全体としてバランスが取れているように感じた。

・経済法の基本的理解を問うため適切な事例問題である。

・独禁法規制の基本的理解を問っている点で適切である。ただし、出題趣旨にもかかわらず第1問の間接事実の法的評価の処理は簡単ではないように感じた。

・良かった点としては、第1問・第2問とも、事案の分析と法解釈とのバランスがよく、競争停止と競争者排除を複合させながらの総合的な思考能力をみる問題として、とてもよくできていた。特に第2問は条文選択を含め、条文の文言に基づいた解釈・分析を重視しているように思われ、この点は例年よりも良かったと評価できる。

他方で、複雑な事案を分析・評価した上でこれを答案上表現することまでを求めるには時間が足りなかったのではないかと懸念がある。この懸念は第1問にも第2問にも当てはまる。第1問では、甲市場と乙市場の両方について市場閉鎖効果と協調的競争停止を分析する必要があり、甲市場の競争制限効果は乙市場にも関係してくる点で更に複雑化している。これを短時間で分析・表現する能力まで司法試験の段階で必要か、疑問がある。

両事案とも複雑な事実関係となっており、この点批判もあるかもしれないが、現実の複雑さに比べてかなり単純化している。この程度の複雑さであれば、その処理が要求されることも、法曹の能力としてむしろ必要なことだと考える。

・適切な出題であるが、全体的に難易度はもう少し下げた方が良いのではないかと。

・制限時間を考えると論じるべき事項、事実が多いようにも思われるが、難易度としては適

切であると考える。

### c. どちらともいえない

・第1問については、甲製品の販売市場における投入物閉鎖に加えて甲製品の購入市場における顧客閉鎖についても検討させるのが出題趣旨であれば、販売市場の市場シェアに加えて、購入市場の市場シェアについても情報が与えられるべきである。購入市場での市場シェア及び購買力については、甲部品を用いた乙機器の販売市場における市場シェアによりおおよそ推定できるが、乙機器の製造原価に占める甲部品の仕入れ原価の割合が大きくないことから、正確な判断を行うことができない。顧客閉鎖を判断するに際し、購入市場の市場シェアが重要な判断要素となるところ、乙機器の製造販売市場における製造余力等で顧客閉鎖について検討するには情報が不足していると思われる。第2問については、独禁法8条3号ないし第5号の該当性を検討させることが出題趣旨として明確であり、良問である。但し、少数有力説（閉鎖型市場支配力）を採り、8条1号該当性を検討した場合に、通説的な見解（統合型市場支配力）を採った場合と比べてどのように採点するのが問題になるように思われる。

・経済法の出題は2問からなっており、第1問についてはbの「どちらかといえば適切である」と、第2問についてはdの「どちらかといえば適切でない」と考えているので、全体としてcとした。

第1問及び第2問は、例年のとおり、企業等が実施しようとする活動に係る説明文を読んだ上で、当該活動に係る独占禁止法上の評価を求めるものである。

そして、第1問については、説明文の内容がやや複雑ではあるものの、株式取得事案として特に珍しいものではないので、独占禁止法につき相応に習熟していれば問題なく解答できると考える。

一方、第2問については、事実関係が受験生にあまり馴染みがないもので、また、独占禁止法上の問題を検討する際に環境保全や公衆衛生といった観点も踏まえないといけないもので、そのような問題につき受験生に適切な解答を求めるのはかなり酷であると考えており、その意味で経済法の問題としては必ずしも適當ではないと考える。

・限られた時間での解答を前提にする試験ですので、自ずと限界がありますが、その中では一応及第点のクオリティーのものではないでしょうか。

### d. どちらかといえば適切でない

e.適切でない

## (9) 国際関係法(公法系)

a. 適切である

- ・国際法の基本的な論点をバランスよく問う内容になっている。
- ・両問とも著名な判例に基づく出題であり、国際法の基本的理解を問う問題として適切である。
- ・基本的な内容を問う問題であった。
- ・基本的な問題と発展的問題をうまくミックスしている点で良問だと考える。
- ・ごく基本的な内容を問うもので、解答にあたり迷う点などもなかった。
- ・主要判例である貸金請求事件とガブチコボ・ナジマロシュ計画事件を元にした出題として適切である。
- ・基本的な知識を基にして論理的に思考を展開することにより十分な解答を導出することが可能であると思われるため。
- ・奇をてらったものではなく、重要であると認められる国際法判例を理解し、近年採択された条約にも目を通していけば、解答することができるからである。また、国際判例に依拠して作成した問題にも工夫があり、判例を勉強して暗記していただだけでは解答できない。過去には、国際判例の細かい部分への暗記力を問うようなものも見られないわけではなかったが、今年の問題は、国際公法全般の知識と思考力を適切に問うものとなっている。
- ・国際法の基礎知識と主要判例を適切に理解していれば回答可能であり、応用力も確認できる問題となっている。
- ・国内裁判所・国際裁判所の事例を下敷きにしつつ、基本的な論点を問うとともに、その他の論点への注意も促す設問となっており、受験者の基礎的な学力とともに一歩進んだ国際法の理解を求めるものとなっている。
- ・国際法に関する現実の問題を念頭に、実践的観点から重要な知識を主体的かつ多角的に活用して回答させる問題であったため。

b.どちらかといえば適切である

- ・第1問は、基本的な問題で、適切である。第2問は、問われているのは基本的な問題だが、問題の設定が作り込まれているので、受験性はやや難しく感じたであろう。
- ・基本的な概念を問うものであり、押さえておくべき点を適切に配置しているものといえる。また国際法の重要な判例を丁寧に読みこなしていれば、回答できる内容になっていると

いえる。ただ、設問 2 の問題文において、条約条文を説明するものがあるが、問題文の中に入れておくべきなのか、参考資料として架空条約の抜粋として掲載しておくべきかは、検討の余地があるのではないかとも思う。

・主権免除や条約法をはじめとする諸主題に関連した国際法の解釈・適用につき、いたずらに細かい内容を問うことなく、バランスよく問うている。

・第 1 問はレベル・内容とも適切と言える。しかし、第 2 問は、各々の小問に二つ以上の論点を考慮することが求められており、事例の長さも含めて、やや難しすぎると思われる。

### c. どちらともいえない

・第 1 問は適切だが、第 2 問は適切ではないから。

・第 1 問は適切であると考え。国家免除に関して基本的な知識を確認する問を発しながら、応用問題へと問を進めている。しかも、論点整理も問の中で行われており、その場限りの思いつきにより解答を防ぐ工夫がとられている。一方第 2 問は、国際河川に関する問題であるが、我が国には縁のない問題であり、我が国法曹としての力を問う問題として適切か、疑問の余地がある。試験のための試験となっていないだろうか。また、国際河川に関する記述は、一般的な国際法教科書であまり触れられていない問題であることにも留意が必要だろう。問 2 設問 1 は、条約の解釈を求めているので、条約文を示すべきである。例えば、「第 4 条は、両当事国に…義務を課している」という文は、明らかに条約文ではないので、解答の際に依拠しうるのかどうか曖昧さを残している。条約の全条文が書かれているわけではないので、例えば、衡平原則に関する言及が条約にあるのかどうかわからない。したがって、慣習法をどのような状況で適用できるのか問題を残した。日本語が不適切である。とくに設問 3 「どのような管轄権に関する抗弁を」は、「管轄権に関しどのような抗弁を」と書くべきであり、無用な誤解を受験生に与えないよう細心の注意が払われるべきである。

「どのような管轄権の根拠」という表現もあり、日本御表現がルーズだ。「どのような管轄権」なのか「どのような…根拠」なのか。国際水路非航行的利用条約の適用はあるのだろうか。適用できる条約の範囲も曖昧。解答しづらい問題である。

### d. どちらかといえば適切でない

・第 1 問に関して、未発効条約であっても締約国は条約の趣旨目的を失わせてはならない義務がある（条約法条約 18 条）ことを学んで知っている受験生からすると、B 国が（出題趣旨にあるように）絶対免除主義を主張することの妥当性や、B 国による国家免除条約の批准と免除の主張との時間的先後などが問題となる。ところが、出題趣旨にはこれらの論点につ

いて言及がなく、国際法をよく学んだ受験生のほうが出題趣旨から外れた解答として評価されることがあるとすれば、司法試験の内容として適切でない。

・第1問設問2第3文（主権免除放棄の方式）は教科書的知識をはるかに超えている。設問1後半部分（絶対免除主義の立場または本件において免除が放棄されていないとの立場から主張させる問題）は現在の国際法を前提にすれば無理難題すぎて、どのように主張すればよいのかわからない。第2問の設問2と設問3は出題意図がわからない（何を聞かれているのかわからない）。第2問の設問1は「国際法に違反するとの立場から…どのような主張をすることが可能か」という問いかけ文が曖昧であり、2通りの解釈が可能になってしまっている。さらに、第1問も第2問も問題設定が甘いので、もう少し詰めて考えていただきたい。第1問では、A国とB国が国連国家免除条約の締約国であるが同条約が未発効という設定にしているが、単に未発効という情報を与えれば済むはずである。よく勉強している学生ほど、条約が未発効であるが条約を批准している国がいかなる義務を負うか（条約法条約19条）について問われているのかもしれないと考えるだろう。そこを聞くつもりがないのならA国とB国が国連国家免除条約の締約国であるという設定にはしない方がよい。第2問については、条約法条約がA国とB国のそれぞれについていつ発効したのかが書かれていないので、本件に条約法条約を適用可能かどうかかわからない（条約法条約4条参照）。これも、よく勉強している学生ほど、条約法条約の不遡及とか慣習法性について解答しなければならぬと考えて、その点の解答に時間をとられてしまったと思われる。ここを聞くつもりがないのなら、A国とB国の両方について条約法条約が発効した後に両国が電力安定供給条約を締結したという設定にしなければならない。

e.適切でない

## (10) 国際関係法(私法系)

a. 適切である

・第1問について:今回も適応問題に関するものが出題され、出題趣旨は妥当であるものの、やや難しかったように思われる。第2問について:設問1及び設問2については、それぞれ国際裁判管轄権の問題と当事者の指定とその変更についての極めて基本的問題であった。設問3は、初めてのウィーン売買条約の実質内容が問う問題で、国際取引法から問題は出ないと思いついて勉強をしなかった学生には戸惑いがあったかもしれないが、物品の契約適合の問題は、ほとんどの法科大学院の国際関係法私法の授業で必ず教えている基本的なものであり、また4月の民法(債権法)改正で、瑕疵担保に代わる新しい概念である契約

適合性が導入され、同様の問題が民法の問題として出題されたとしても全くおかしくないことから、ほとんどの受験者にも内容的な違和感はなかったはず。質問の仕方も裁判所が結論を出しており、その判断の過程を問うといううまく工夫がなされていた。継続して基本的なウィーン売買条約の問題を出すことで、学生も改めて勉強するインセンティブになるだろう。また当然のことながら、出題側もオプションが広がるだろう。

- ・実務上よく扱う問題点について、基礎的な理解を問う問題であり、狭義の国際私法と国際民事訴訟法とのバランスもとれている。

- ・スタンダードな論点を問うよく練られた問題である印象です。

- ・いずれの問題も、国際関係法（私法系）における一般的な事項についての事例形式の出題であり、適切であったと考えられる。

- ・授業などで触れる基本的な問題とともに応用力も試されている。

- ・一般的な教科書に記載されている内容から出題されており、標準的よい問題であったと考える。

- ・両問とも、国際裁判管轄と準拠法につき基本的な論点を問うており、資格試験たる司法試験の問題として好感が持てる。また、第1問の設問1については、人事訴訟法や家事事件手続法の改正法もからみ、戸惑った受験生も多いと想像されるが、離婚成立の方法についての基本的な理解を前提として問うものとして評価できる。

- ・事案もイメージしやすく、設例も基本論点の組み合わせで、日頃の勉強の成果を測るにはよい問題だったと思われる。また、第2問においてウィーン売買条約の実体的問題が出題されたことは高く評価できる。

- ・何れも、実務上しばしば生じ得る設例であり、また、基本的知識に基づき適切に判断出来れば解答出来る問題になっていると考えるため。

- ・基本的な問題を素直に問うていた。

## b. どちらかといえば適切である

- ・今年度の問題はいずれも法科大学院で学習すべき基本論点に関するものであり、法科大学院で通常の学習を行っていれば十分解答できるスタンダードな出題内容であると思います。司法試験の主たる目標は「法科大学院における普段の学習内容について習熟度を確認すること」にあると考えますが、その視点に立てば、非常に良い問題であると思います。他方で、今年度に関しては、制限時間に比較して問題量が少し多いのではないかという印象を受けました。恐らくですが、司法試験受験者の中には、全体的に時間が足りず、十分に答案構成を考える時間的余裕がなかった者も少なからず居たのではないかと思料されます。以上のことを纏めると、今年度の司法試験については、質の面では標準的ですが、他方で量的にはやや過大であったように思われます。来年度以降につきましては、全体に出題量を絞るこ

とをご検討頂けますと幸いです。そうすれば、受験生が各問題の答案構成により多くの時間を割くことができ、答案構成の完成度（出来・不出来）に応じて差が生じることとなりますので、結果として、採点に当たって各受験者の習熟度をより忠実かつ正確に反映させることが可能になるのではないかと考える次第です。出題に当たる委員の皆様には各方面から様々な意見が寄せられるため、その中で作問することのご苦勞も一方ならぬものであらうと拝察いたしますが、上記の点についても併せてご検討をお願いいたします。

・問題 1・2 とも基本中の基本について問うものである。そのため、このような問題しか出題されないとすれば、法科大学院における国際私法・国際民訴・国際取引法の授業のレベルを落とす必要があることになり、受講者が自ら考える姿勢を養うことができなくなってしまふおそれがある。とはいえ、この程度の問題によってこの法分野についての理解度の差を測定することができるのであれば(早稲田大学においてはこの程度の問題ではみんなできてしまい、差がつかないとわるが)、それでいいのかもしれない。その中でも問題 1 の設問 1 と問題 2 の設問 3 は、司法試験の問題とは到底ならぬくらいの低いレベルの問題である。特にウィーン売買条約のあてはめ問題は、民法の問題としてあり得ないレベルのものであり、このようなあてはめが国際取引法の素養を測る問題とされることには疑問がある。

#### c. どちらともいえない

・分量が多い気がするについては国際私法担当者意見と同様である。ただ、第 2 問の設問 3 の小問 2 に関しては、従来あまり見られなかった実体法に関連するものであるため、試みとしては悪くない気がする。その場合には、むしろ同小問 1 の方を削除することも一案かもしれない。

・例年に比べて基本的な問題が多いのは好ましいが、問題数・論点が多すぎて、じっくり考えて回答する力をみることは難しいのではないか。

#### d. どちらかといえば適切でない

・出題自体は、基本を問うものであるが、分量が多いために、じっくり考えるよりも直感的に答案を書いてしまうことになりかねない。とくに第 2 問の設問 3 の小問 2 は、あえて司法試験で出題すべき問題であるのかに疑問を感じる。

・第 1 問設問 1 は、日本民法（家族法）実質法の内容に立ち入った理解を前提とするものであり、国際関係法（私法系）固有の問題としての適切さに疑問の余地がある。第 1 問設問 2 の小問は、いずれも単純にすぎる。教科書を読んで丸暗記して応えられるような問題である。第 2 問の事案に不自然な点はいくつかある。支払方法（当該取引のような形態で銀行信用



状などの信用供与を介していない点) や, X が甲国に事務所営業所もないのに銀行口座を開設している点など。あくまで試験のための設例だとしても稚拙である。第 2 問の設問はいずれも単純にすぎる。法律家としての事案分析能力・解釈能力・法律構成推論能力いずれをみるにも全く十分な内容ではない。

e.適切でない

## (11) 環境法

a. 適切である

- ・基本的な問題であり、条文の適切な理解と問題解決能力を問う問題であった。
  - ・事例に法令の関係規定を正確に適用させながら、問題となる点を多角的に摘示させる問題であり、司法試験問題として適切。ただし、やや分量が多い。
  - ・第 1 問が扱った 3 種類の調査は、土壌汚染対策の基本である。自然公園法の許可制に関する第 2 問設問 2 は、解釈適用能力を問うものである。分量的にも適切である。
  - ・土対法、自然公園法に関する基本的な知識を問う良問だと思います。ただし、土対法は仕組みがやや複雑なのでよく理解していないと少し難しいでしょう。
- また、自然公園法は補償規定があるのに実際にはまったく補償がされていないことを知っているかどうかで解答に差が付くと思われます。
- ・設問の数は多めであると思われるが、オーソドックスな内容であり、問題水準も適切かつ穏当であると評価できる。

b.どちらかといえば適切である

- ・第 1 問は、土壌汚染対策法による土壌汚染調査に関する規定違反、土壌汚染リスクがある場合のそれぞれの対応策、民事争訟の可否を訊ねるもので、同法の基本的理解を確認する適切な出題と思われる。法規定の適用基準等を定める施行令、施行規則をかなり詳細に示し、その構造を理解して適切に説明するには、時間もかかり、受験生の処理能力により難問と感じる者もあろう。第 2 問は、環境法学修でなおざりにされがちな自然公園法のゾーニング規制の趣旨と、設例により法規定適用の論点を訊ねており、同法の中心課題の理解を確認する上で適切な出題と思われる。ただし、損失補償は、実務と学説には乖離があり、学説の抽象論にも配慮して的確に論じるのはやや困難であろう。設例は、よく考えられているが、施行規則の読みこなしと適用、ホテル再建計画の経緯と内容も踏まえた法適用の論点を示す

には、時間が足りないかと思われる。

・第1問も第2問も良い問題だと思う。しかしその一方では、特に第2問については、ロースクールの環境法の授業でここまで詳細な指導ができるかどうかについては若干の疑問が残る。

・第1問の設問2に関して、環境省令の基準に適合しているのかがはっきりしない点が気になるが、全体としては適切である。) 出題趣旨・最低ライン点の設定についてご意見等ございましたらお書き下さい(出題趣旨の文章のうち、第1問の設問2に関して、施行令・施行規則の規定に言及がないため、これらは重要でないという趣旨なのか、そうでもないのかが気になる。

・問2の資料が少し分かりにくかった。

・★第2問に関しては、このホテルが公園事業として10条3項の認可を受けて設置されていることが出題者において認識されていないのではないと思われる。

・問題が平易である点は良いが、内容が実務的すぎるきらいがある。

#### c. どちらともいえない

・1番は改正土壤汚染対策法の問題であり、予想の範囲内という意味で適切であるが、従来型の多論点処理型問題の踏襲にとどまり、考えさせる出題という意味では物足りない。2番は自然公園法の構造や特定の行為への救済問題を比較的簡易な事例設定のもとで聞いており、適切な問題ではある。しかし、損失補償といった古典的な問題よりも、自然公園法の現代的な問題点や課題などをもっと考えさせる出題もありえたのではないか。

#### d. どちらかといえば適切でない

#### e. 適切でない

### 3-1. 出題趣旨・最低ライン点の設定についてのご意見

#### (1) 公法系

##### (ア) 憲法

・出題趣旨も分かりやすい。おそらく出題趣旨に沿う内容の答案を書いた者だけが合格したのではないかと思う。逆にいうと、これまでは出題趣旨とかけ離れた答案でも合格している者がいたということである。それぐらいなら、問題の難易度を落として、出題趣旨と合致した答案でなければ合格しないようにした方がよい。最低ラインの設定は何のことか分からない。

・第一に、問題それ自身が、訴訟段階ではなく立法段階での法律家の意見を聞くものになっているにもかかわらず、出題趣旨を読む限り、当該法律の合憲性を「裁判所」の視点から検討することを求めているとも読め、問題の形式と出題の趣旨とが整合していないと思われる。例えば、出題の趣旨では、小売市場事件が挙げられているが、小売市場事件判決のいわゆる明白性の基準のもとで判断するのは、判文からも明らかなように「裁判所」であり、「立法府」ではない。例えば、裁判所は立法事実について立ち入らなくとも、立法府は、立法事実の存否を慎重に検討する必要があると考えられる。違憲審査基準は、そもそも立法府と裁判所との権限分配も背景として導出されるものであると考えるが、このような出題形式と出題趣旨によれば、違憲審査基準について、受験生に誤解を与えかねず、また、法科大学院教育にも支障が出る。現行の出題形式を前提とするのであれば、例えば、同法律の憲法適合性が裁判所で争われた場合、裁判所はどのような判断をすることになるかというような形式にすべきであると考える。

第二に、憲法の論文では、統治分野からの出題も行うべきである。法科大学院の学生は統治機構からは出題されないということで統治を軽視する傾向があり、その是正にはやはり統治機構を司法試験の論文でも出題する必要があると考える。むしろ、予備試験では統治分野が出題されていることから、予備試験受験者が統治機構を積極的に勉強している傾向があり、統治機構の学習のインセンティブを予備試験が上げているという状況になっている。3+2の導入により、予備試験から法科大学院へと再び学生を戻そうとするのであれば、予備試験と同様、司法試験の本試験でも統治分野を出題すべきであろう。とりわけ、今年度のような出題形式は、訴訟を前提とすることなく問いをすることが可能であるから統治分野についてもっと積極的な出題が可能である（なお、統治分野について今年度の出題形式・出題の趣旨を前提とするといわゆる統治行為論のみを論じ、憲法の実体法解釈について論じなくともよいということも間違いではないということになるが、そのような観点からみても、今年度の出題形式・出題の趣旨は適切ではない）。

・現在の出題形式のように、ある法令案に事前に憲法上の意見を述べることは、憲法学者か

内閣法制局長官などの仕事であり、法廷での主張を主とする法曹の本質的な仕事とは思えないことを評価するものである。また、出題分野が経済的自由である上、法的判断というよりは政策判断を問うような出題であって、出題意図ももう一つ鮮明ではない。以前の3者の立場で見解を書き分けるスタイルに戻すべきであるし、出題は精神的自由や参政権、14条1項後段列挙事由の差別事例を軸とするように考え直すべきである

- ・概ね無理のない要求水準かと思われる。

- ・出題趣旨は、移動の自由の「精神的自由としての側面」を強調し、それに基づく記述を加点对象としているように見受けられるが、目的によって移動という行為の性格が変わるわけではないので、「側面」はおかしいように思う。また、法令の一般的な合憲性を検討しているのに、個別的な講演会のための移動が制限されるケースを想定して表現の自由の侵害となりうるという主張は筋が悪く、このような記述が評価されるとすればおかしいと思う。

- ・本問の設定は、立法部内部での事前審査であって、事後的な司法審査の場面とは異なるが、その点を出題者がどのようにお考えなのか、出題趣旨で説明をしていただきたかった。法科大学院には、将来、法制執務に携わる人材を育成することも期待されることを考えると、司法府が立法裁量を尊重するのとは異なり、国会が適切に立法裁量を行使するように法律家として意見を述べる力が評価されるべきではないかと思われる。

- ・規制②について、集会の自由を持ち出すのはいかがなものかと思う。それが特別の事情になるならば、身内が救急搬送されて病院に駆けつけるとか、当番弁護士が警察署に駆けつけるとか、いくらでも緊急なので適用は違憲とすべき場合は出てくるし、集会に行くのはよくて国家試験を受けに行ったり市役所に手続に行ったりするのはダメというのには説得力を感じない。

- ・特に異論はないが、経済的自由の領域で、消極目的、積極目的という言い方を今も判例が用いているのかという問題があり、そのあたりにも言及があると良かったのではないかな。

- ・最低ライン点の設定については、問題別ではなく科目別であるため、この「憲法」の回答区分において的確に回答することが困難であるが、本学の学生にも普通に学修されている重要事項が正面から出題されている「憲法」の問題は、知識量よりも思考力を検証しようとする良問と見受けられ、素点の25%以上を得点することが当然に期待されてよく、また、出題趣旨に〔設問〕の「参考とすべき判例」が例示されていることも適切である。

- ・規制目的二分論について、これが判例の立場であるという（誤った）メッセージを発することにならないか注意して欲しい。

- ・「営業の自由」という言葉の使い方について、格別のお考えはあるのだろうか。

- ・出題趣旨で、規制①について、「高齢者の運転ミスからの高齢者自身及び第三者の身体・生命の保護が挙げられている」とありますが、問題文からは明確に読み取れないので、もう少し工夫が必要ではなかったかと考えます。

- ・出題趣旨：年ごとに内容に揺れが見られるが、執筆者が変わるということで致し方ない面もあるかと考える。とはいえ、過去に憲法の出題趣旨だけが他教科に比べて強圧的などの

感想が受験生から出てきたことがあったが、そのようなことは可能な限り避けた方が良いと思われる。

最低ライン点：現状で妥当な気もするが、他教科がすべて優秀にも拘らず一教科でも点数が低かった場合に不合格となるシステムの是非ということにもなるが、総合点では余裕で合格している者で最低ライン点設定によって不合格になった事例の多寡を総合的に判断して決めるのが良いかと考える。そのようなケースが多い場合は、個人的には最低点をより低く設定する方が良いと思える。

- ・出題趣旨について、判例の使い方が丁寧に記述されており、受験生に対して求められているものが明確に伝わると感じた。

## (イ)行政法

- ・以下のような意見があった。

出題の趣旨に、B市の内部規定である運用方針の規定から、本件申出に対する可否の通知に処分性を認める解釈もあり得るとの記述がある。運用方針を「ヒント」にしつつ、あくまで法令の解釈として処分性を肯定することは考えられる。しかし、出題の趣旨の記述では、運用方針を根拠にして処分性を肯定すること（いわゆる下剋上解釈）が許されると学生が誤読してしまう可能性がある。出題の趣旨には、もう少し学生を意識した慎重さが求められる（学生を誤解させかねない書きぶりは避けてほしい）。

- ・行政法については、どのような個別法のいかなる仕組みを用いて問題を作成するかが非常に悩ましいが、さほど複雑ではない仕組みを用いつつ、かつ、典型的な論点を問う問題とすることが、行政法の基礎的能力を問うに当たって望ましいように思える一方、このスタンスの場合、答案が金太郎飴状態になる危険は否定できない。複雑な仕組みを用いつつ、典型的な論点を問うものの、論点は減らすこと、換言すれば、一つ一つの論点にじっくり取り組むことができる問題とすることも考えられる。

- ・例年以上に出題趣旨だけで解答の基軸を把握しやすくなっていることに、好感を持った。

- ・不作為の違法確認について法令に基づく申請については、これに該当しないとする見解もある程度の評価をしてほしい。

- ・実務法曹を目指す者が身につけておくべき知識の程度を、慎重に確かめようとする意図や姿勢が、出題趣旨から読み取れた。これは法科大学院生にとっても、どのような学修をすべきかの指針になると思われる。

- ・出題前に、仮の答案作成を行い、平均的受験生が時間内に期待される答案を作成できる時間的余裕があるかの確認を行っているか明らかにして欲しい。そのことが明示されていれば、受験生も出題趣旨を精査できよう。

- ・妥当と思われるが、運用指針の取扱いに関する論述は、強引ではあるまいか。また、答案

において「農振法の趣旨を具体化したもの」という理由付けしか書かれていなければ不十分であるはずで、どのような趣旨を読み取るべきか（読み取りうるか）の一例を示した方が、丁寧ではあるまいか。

- ・出題趣旨の提示については問題ないとする。最低ライン点について特段の意見はない。
- ・訴訟方式の出題に関しては、処分不存在確認の訴えが考えられるはずだが、出題の趣旨からは外されている点、違和感がある。処分性の検討と、本案主張についての問いは、適切な出題であると考えられる。

## (2) 民事系

### (ア) 民法

・一問目の債権譲渡と相殺に関する民法469条2項1号（前の原因）と2号（債権の発生原因である契約）は、いまだ研究者も実務家も見解が定まったとは言えないところなので、もう少し実務的な方向性が見えている分野から出題したほうがよいのではないかと思われたが、論理的な思考力を問うという点ではよいとも思えて、問題作成の難しさを感じた。実務家登用試験であるから、個人的にはある程度方向性が見えている分野からの出題のほうが好ましいと思う。

・出題趣旨は、この試験が何を試そうとしているのか、どのような学習が期待されているのかを（将来の）受験生が知る手がかりとして重要であり、その要求に応える内容になっていると考える。

最低ライン点については、この試験が実務家選抜のためのものであることに鑑みれば、最低限越えるべき基準を示すことは必要と考える。

・前述したように、一見細かい論点を問うように見えても知識そのものを問うわけではなく思考力や応用力を問う趣旨である旨をはっきりさせる為に、出題趣旨はやや詳しく述べるのが望ましく、そうでないと、知識を試しているかのような誤ったメッセージを受験生に発する恐れがあろう。今回の出題趣旨は適切なものであったと考えられる。また、最低ラインの設定は、受験生のモチベーションを奪うような高い障壁を課すものでない限り、望ましいように思われる。

・出題の趣旨が丁寧に説明していること、および、必ずしも判例の見解に従わなくてもこういうふうに論述すれば同等に評価されることを示唆していることは高く評価できるので、引き続きその姿勢を維持して欲しい。

・解説が詳しいので、過去問の勉強のために溶融であり、ローの学生のためにも非常に良い勉強材料になる。

・出題趣旨について、一般的・抽象的な説明に留まっておらず、問題の所在が明確に示され

ている点で優れており、解釈論について複数の選択肢が含まれている点も含めて、次年度以降も同様な説明がなされることを期待したい。もっとも、事案の具体的な評価についてヨリ踏み込んだ説明も、可能な範囲で、期待したい。

・出題の趣旨は、問題点を詳細に説明しており、受験生やこれから受験を考える法科大学院生等にとって参考となるところが多い。

以下、若干の点に言及する。

①令和 2 年 10 月 30 日の時点で契約不適合状態が解消されていない場合に、C が B に対して譲受債権の履行請求ができるかどうかがまず問題となるのではないかと。②代金減額請求権との関係で、一部解除の可能性についても検討する余地があるのではないかと。また、これを前提とすると、代金減額請求と解除の異質性を論じること自体の当否が問題となり得る。③有償の地役権設定契約について、解除の可能性が検討されているが、同様の問題が生じうる地上権については、地代支払について、性質に反しない限り賃貸借に関する規定が適用されるが、地上権の消滅については 276 条が準用され、消滅請求が認められている。有償の地役権についても、同様の考え方を採る余地があるのではないかと。④隣地通行権は「法定地役権」とであるとされるが、旧民法におけるとは異なり、現行民法では隣地通行権を法定地役権であるとする説明は誤解を招くのではないかと。

⑤761 条が日常家事「代理権」を規定したものかどうかについて、これを否定する立場があることが考慮されているが、この立場による場合、F が E の代理人として行った行為については、日常家事債務かどうかに関わらず、761 条の適用がなく、日常家事債務の範囲内に含まれるかどうかという問題自体が成り立たないのではないかと。⑥G は信義則上追認拒絶権を行使することができないとする結論が想定されていたと思われるが、かりに、追認拒絶権の行使が認められるとする場合に、G が実質的には F の行った無権代理行為に関与していたことから、無権代理人に準じた責任を負うかどうかも問題とする余地があるのではないかと。

・司法試験の問題はよく検討されたものであり、いずれも良問である。大いに参考になり、模範となる。

## (イ) 商法

・出題趣旨について設問 1 は、新株発行後の新株の無効を争う方法を尋ねているから、828 条 1 項 2 号の手続によらなければならない、何が新株発行無効事由になるのかが問題である。しかし、出題の趣旨では、株主総会決議取消事由の有無が問題であるかのような説明になっている。判例でも、学説でも、新株発行後は 828 条 1 項 2 号の新株発行無効の訴えによることが必要であり、仮に決議が取り消されたとしても発行された新株が無効になる

ことはないから、そもそも決議取消の訴えは訴えの利益がないはずである。それにもかかわらず、決議取消事由の有無について検討させるような解説になっているのは、適切ではない。仮にそのような観点から採点したのであれば、採点自体に問題があることになる。

- ・設問1について論じるべきことが多いので、設問2(2)について出題趣旨が求めている①182条の3における「法令」の意義や②取消事由(831条1項3号)と差止事由(182条の3)の関係性などを議論する時間がないことを危惧しています。

- ・設問2小問(2)の株式併合差止事由において、出題趣旨では、会社の法令違反のみならず取締役の法令違反を含むという学説の立場が取り上げられているにも関わらず、株主平等原則について、株式の数・内容〔種類〕に応じて平等と扱う会社法109条1項の定める厳格な株主平等原則とは別に、「頭数」に応じて平等に取り扱うという意味で緩やかな株主平等原則の存在を示唆する判例の立場〔最判平成8・11・12判時1598号152頁・会社判例百選A8事件〕については一切言及がない。これは、ただの学説と、判例法理〔から導き得る1つの理解〕との重みづけについて、実務法曹の教育機関である法科大学院の教育理念にそぐわないのではないか。

- ・出題趣旨・最低ライン点の設定については、適切だと考えられる。

- ・出題趣旨について十分かつ丁寧に解説がなされている。

- ・設問1につき、解答の方向がやや限定されているように思われる。

- ・設問2(2)において、株式の併合により端数が生じない場合における株式買取請求権について検討を求める問題が出題されたが、学生にとってやや難易度が高いものであったと思われる。その他についてはおおむね標準的な問題であった。

- ・出題趣旨は、設問1について、議案の概要を記載しなかった瑕疵を論じることを求めるが、(それが当然有すべき基本的知識であることについて争うつもりはないが)出題の事案においてそこまで論じる必要があるのか、疑問に感じられる。

また、出題趣旨は、決議2に取消事由があると解するときは、既存株主の意思に反して支配的利益が害されているか事案に即して検討した上で、無効原因が認められるか否かを論ずることが求められると述べるが、決議が取り消されれば、特別決議なしに募集株式が発行されたとして無効原因になる、では足りないのだろうか？

設問2(1)は、優先配当の総額と議決権の他に論じる必要があるのかわかりにくい出題で、戸惑った受験生もいたかもしれない。

出題趣旨は、議決権割合の減縮を具体的に算定して、少数株主権も行使できなくなることに言及すれば望ましいと述べるが、本件の具体的事案を前提にしたとき、そこまで書く必要があるのだろうか？

理解力が無いのであろうか、設問2(2)の出題趣旨が、効力発生前について、差止と無関係に決議の取消を議論している点が今ひとつ理解できない。

標準的な答案という観点から出題趣旨あるいは採点実感を書いていただければ、学生も勉強がしやすいと思う。



## (ウ) 民事訴訟法

・出題趣旨について〔設問 1〕の課題 1 では、将来給付の訴えが問題となっており、設問自体でわざわざ「X は、Y から本件建物の明渡しを受けたときは、Y2 に対し、60 万円を支払え。」という請求の趣旨による将来給付の訴えの適法性を検討せよというのであって、「60 万円」という金額にも意味がある課題になっている。これは、120 万円の敷金を差し入れており、相続による当然分割で 60 万円の敷金返還請求権になるとの前提であろう。しかし、問題文にもあるように、A が死亡して相続が発生した時点では賃貸借が継続していて敷金返還請求権の額は確定していないのであって、そもそも A に 120 万円の敷金返還請求権が発生していたわけではない。したがって、A の死亡による相続によって当然に分割され 60 万円の敷金返還請求権が Y2 に帰属することはない。しかも、まだ遺産分割協議が未了であるから、そもそも Y2 に敷金返還請求権が帰属すること自体が不確定である。そのようなことが問題であるはずなのに、出題の趣旨では説明がない。

そして、〔設問 1〕の課題 2 では、将来給付の訴えがダメなら確認の訴えはどうかを尋ねているが、上記の事情は、確認の利益の検討でも問題になるはずである。しかも、どのような訴えであれば確認の利益が認められるかとまで尋ねているのであるから、具体的な確認の訴えにおける請求の趣旨も問題になるのに、そのようなことに関する言及がない。仮に、上記のような問題点を意識しないで採点したのであれば、採点自体に問題があることになるように思われる。

また、〔設問 2〕でも、和解手続における当事者本人の発言を事実認定の資料に使えるのかが問われているから、単に和解ができにくくなるという点が問題なのではなく、争いのある事実の認定には厳格な証明手続で得られた証拠だけを利用することができることとしている民事訴訟法における手続規律を正しく理解しているかどうか問題であるはずなのに、出題の趣旨では、そのような説明が見当たらない。そのような観点で採点したのであれば、ここでも採点自体に同様の問題が生じるのではないだろうか。

・問題文で考慮すべきとして指摘されている観点について、それがそのような趣旨で考慮すべきとされているのかについて、もう少し敷衍して頂けると、より出題の趣旨の理解が進むように思いました。

・実務的な科目として重要であるが、あまり実務の知識によらず、基本的な理論をリーガルマインドと問う試験問題としては出題すべきであると考えている。

（設問 1 課題 1 では、将来給付の適格性の判断基準について、出題者側としては、最判 56 年、最判 63 年の判断基準をどのように用いるべきと考えていたかを出題趣旨において明示して頂く方が、受験者に勉強の指針を与えられると思われる。

設問2の出題趣旨については、「和解の成立に向けた当事者の自由な発言を阻害する」などの点を第1に指摘しているが、このような観点も確かに重要ではあるが、極めて実務的、事実的なものであり、実務経験を有しない法科大学院生において第1に指摘すべき点かは疑問なしとしない。むしろ、判決形成過程を見据えた原理原則、基本を問うという従来からの出題方針からすれば、心証形成に用いる「証拠」に該当しないことについて、裁判所が争いのある事実について認定する場合には、当事者が「申し出た証拠」に基づかねばならぬという弁論主義の第3テーゼを第1に指摘すべきではないかと思われる。

・設問2と3については、理念と実務の乖離があり、「出題の趣旨」及び「採点実感」の説明ではどちらを重視したいのか明らかでない。

結論と根拠を明確にし、学生に対するお小言的な記述はなるべく控えるのが賢明ではないか。

・第1問課題1は党派的な立論を求めておらず、課題2は党派的な立論を求めている点を看過して、課題1についても党派的な立論をした受験生が多かったと思われる。この点、もう少し違いを明示すると誤解に基づく解答が減ったかもしれない。第3問課題2は、通常教えられないことがない応用問題で、できはあまり良くないかもしれないが、考える力を見るには適切であろう。

・出題の趣旨は昨年のものに比して抽象度が増してやや分かりにくくなった感がある。可能であれば、出題者の想定・期待する解答の方向性をより具体的・端的に示してほしい。

・出題の趣旨は、在学生なども参考にするため、できるだけ詳しく、しかも早期に公表されることを望む。また採点実感についても早期の公表を希望する。

・実務的な視点を問うことを意図している問題の場合、合格水準が見えにくいので、出題趣旨にて明示してもらいたい。

・出題趣旨も要点を示しており、受験生及び将来の受験生にも参考となるものと思われる。最低ライン点の設定については、特段意見はない。

・出題趣旨のほか、司法試験の採点実感を公表することは受験生だけではなく、教員にとっても有益と考える。最低ラインも択一のない民訴ではやむを得ないと考える。

・出題趣旨は、受験生が自学・自習したときにその内容を正確に理解できるよう、できる限り丁寧に書くべきであると考えますが、本年度の出題趣旨はその要請に十分に適っていると見える。

### (3) 刑事系

#### (ア) 刑法

・出題趣旨は比較的コンパクトに要点をまとめており、今後の受験生にとって参考になると

思う。

- ・出題趣旨の説明は詳細であり、評価できるものと思われます。

- ・出題趣旨の内容は概ね適切である。もっとも、「出題」趣旨である以上出題直後に公開可能なはずであるから、より早い段階での公開を望む。

- ・出題趣旨がかなり詳細に示されていたため、受験生にとっても納得しやすい親切なものであると感じた。昨年度と比較すると最低ライン点以下の者がかなり減っていたので意外に感じたが、受験生側も出題方法にある程度慣れて準備を進めていたからではないかと推測される。数から見ても今回の最低ラインの設定は妥当ではないか。

- ・最低ライン点の基準は不明であるため、的を射た意見になっているかが疑問であるが、たとえば、今年度の第2問のように、受験生が様々な見解を論じることのできる問題に関しては、解答において論理的に矛盾がない場合には、合格点を付けるべきであろうと感じられた。

- ・従来型の「甲の罪責を述べよ」という出題形式ではなく、論点につき、反対説の理由付けに配慮させて論述させる形式であり、単に自説・反対説のそれぞれの論拠のみならず、説の分水嶺となるべき背景事情を踏まえないと、きちんとした論述になりそうにない出題形式であり、記憶に頼る勉強方法では立ちゆかない。

近時の学生、さらには若手法曹の中にも、記憶に頼り、ともすればマニュアルによる回答をしがちであり、かかる傾向を是正するためにも、効果的な出題形式であると評価できる。

- ・学説問題は長くなるので時間不足となる受験生がいた。最低ラインを下げた方がよいのではないか。

- ・示された出題趣旨は、極めて具体的かつ詳細なものであり、学修上、大いに参考になる。

- ・実務上取り上げられることが差し当たり想定され得ない学説についての知識が問われていると誤解されないような配慮が望まれる。

- ・論文式の設問3の2項強盗としての強盗殺人罪の成否については、早すぎた構成要件の実現（クロロホルム事件決定の理論の応用）、被害者の処分行為の要否、因果関係の有無など論じべきことが多いが、さらに、睡眠薬を飲ませる行為が強盗の「暴行」（刑法 236 条）といえるかといった点まで論じさせることは適切であったか。配点にもよるが、検討を要するように思われる。

- ・出題趣旨の内容は概ね適切と考えるが、特定の出題委員の問題意識に強く影響されたためか、必ずしも一般的な理解とは思われない記述もわずかながら目についた。

- ・具体的な事実を前提に、いかなる理論構成をすることができるのかを問う点は、事例の分析能力や基本的な理論の筋道の理解度をはかることができ、適切に思われる。

- ・司法試験合格者について一定の質を確保する必要があり、科目毎に最低ライン点を設定することは不可欠と考えるが、昨今のように比較的短時間で合格できるようにする方針で臨むのであれば、基本が身に付いているか否かには十分留意して合否を判定する必要があると考える。そう考えるのであれば、たとい1科目でも著しく得点の低い科目があったら合格させるべきではないと考えるので、科目毎の最低ライン点はある程度高いところに設定す

べきと考える。本年の受験者の中で最低ライン点未満だった者は述べ181名（受験者全体の約6.5%）だったとのことで、合格者の中でいずれかの科目について最低ラインに近い低得点だった者がいたかどうかは不明であるが、合格者の質の確保を考えると、たとい合格者数を絞り込んでも、全科目について高い成績を求めるべきと考えるので、最低ライン点はもう少し高くしても良いのではないかと考える。

・上記と関連するが、令和2年の試験の場合、設問2と設問3の関係がわかりにくいので、その点について明確にしてほしかった。

・出題趣旨は大変わかりやすく、法曹志望者の学修の進展に適したものである。

## (イ) 刑事訴訟法

・設問3の出題趣旨で、評価すべき具体的事実として、「X方における事件と本件住居侵入窃盗事件の時間的・場所的接性の有無・程度、ガラスカッターの入手の容易性等」を取り上げているが、なぜこれらの事実が「手口の特殊性・類似性の有無・程度」のほかにも求められるのか、その意図が記載からは明確に伝わってこない。おそらく、上記見解を念頭に置いての記述ではないかと推察するが、そうであれば、その旨ははっきりと示すべきであろう。いずれにせよ、そのような見解を踏まえて検討を求めることは、上記のとおり、適切とは言えない。

・出題趣旨は、司法試験で求められる知識・能力について、受験者に分かりやすく丁寧に示されているので、学修の指針になると思われる。

・出題趣旨も、上記のメッセージが明確に伝わってくる内容で好ましい。

・出題趣旨においては、各論点において基本となる判例・裁判例を明示した上で、当該事案の特殊性を踏まえてどのような問題点に悩んで欲しかったのかが分かりやすく述べられており、将来の受験生にとって有益な学習指針となると思う。

・出題趣旨の公表、最低ライン点の設定とも必要である。

・「出題趣旨」では、問題の所在やアプローチの仕方は概ね指摘されているが、もう少し踏み込んだ説明をしていただきたい。

・出題趣旨等について特に異論はない。むしろ、設問3のような実務感覚をふまえた出題形式は、とても好ましい。

・いずれも適切であると考えられる。

・出題趣旨だけでなく、採点基準を公表するべきである。

・出題の趣旨は、例年どおり詳しく具体的に示されているので、学生への教育指導上有用な資料として活用することとしたい。ただし、設問2について、偽計を用いて供述を得たことを、任意取調べの適法性に関する昭和59年判例の「社会通念上相当と認められる方法」の

判断枠組みの中で検討する趣旨が記載されていたが、取調実施継続のために偽計が用いられたのではなく、供述獲得のために偽計が用いられた本事例にあってまで、昭和 59 年判例の任意取調べの考慮事情とすることについては、もう少し説明が欲しかった。偽計による供述獲得が黙秘権侵害で違法ないし不相当であれば、逮捕勾留中の取調べ（実務では取調受忍義務があるとされる取調べ）であっても許されないことであり、供述獲得のための偽計を昭和 59 年判例の任意取調べ適法基準の判断事情に組み込むならば、その理由を学生・受験生に分かるように、（採点の実感においてでも）示していただけると有り難い。

#### (4) 知的財産法

- ・ 詳細な出題趣旨は評価できるが、設問の配点割合を開示されるとなおよいと思われる。
- ・ 現在の内容に異存ありません。
- ・ 毎年、倒産法と知的財産法の司法試験問題を検討しているが、倒産法と比較して知的財産法の問題は難解である〔今年度も同様〕。科目間での不公平が生じないように、他の選択科目とのバランスも考慮し、より基本的な出題をお願いしたい。
- ・ 出題趣旨・最低ラインの設定に異論はない。出題趣旨は丁寧に説明されていると思う。またどの論点も重要なものばかりである。しかし、90 分で A4 用紙 4 枚以内に書かせる問題としては、やや論点の数が多すぎたのではないか。
- ・ 第 1 問 2 は、受験生を神学論争に迷い込ませる危険があるから、設問の書き方にもっと工夫が必要かと思われる。また、「疾病  $\alpha$  の発症を 20% の確率で発見できる」とは、ベイズ確率を出題者が理解していないと思われる表現であるから、好ましくない。例えば、発明の詳細な説明には確率が記載されているが、特許請求の範囲には確率が示されていないことを前提として、記載要件違反の有無を問うた方が、より実践的な問いにすることができたのではないかと思われる。

#### (5) 労働法

- ・ 固定残業代については最高裁判決がいくつかあるが、テックジャパン事件の学習の有無で点数に開きが生じると思われ、調整いただいたほうがいいのかもかもしれない。
- ・ 出題趣旨・採点基準については、できるだけ具体的に公表してほしい。
- ・ ほとんど教科書等で取り上げられていない論点が含まれており、未知の問題へ対処する能力を問うという趣旨は理解できるが、選択科目の中で問うべきものか（選択科目によって問われる内容が異なることになる）は、少し検討を要するのではないか。もちろん、今後の労働法の受験生には、出題趣旨から、そうした対応力も求められるというメッセージにはなっ

たと思われる。

・第2問の「出題の趣旨」で、「裁量（要件裁量）は認められないという判例の立場・・・に立つと、労働委員会においても、裁判所においても、不当労働行為の成否に関する同一の判断に基づいて救済の可否が決まることになる。」には疑問あり（要件裁量が認められなくとも、司法救済における適用法規が異なりうると解することは可能であり、そうすると、例えば、裁判所における不法行為該当性の判断では、労組法2条但書1号不該当は労働委員会と異なり不要と解されうる等）。

・1問目は判例に沿った一応の見解が、2問目は、論点に関するものではないが、整理した記述が必要である。

・このような基本的論点を事案に当てはめて考えさせる出題を継続してほしい。

・出題内容・趣旨、最低ライン点もおおむね穏当と考える。ただし、大問2がやや難易度が高いことが、今年度の最低ライン点上昇の理由かもしれない。

## (6) 租税法

・出題趣旨については適当であると思われるが、第2問設問3については、国税通則法23条1項と2項の関係について(2項が補充的關係にあるか否かについて)も検討を求める必要があるのではないか。

・第1問設問1(1)で事業所得該当性の記述を厚く求めるのは疑問である。この事業所得と雑所得の区別基準は明確でないうえ総合考慮であるにもかかわらず事案ではそれに関する事実が少ない(他に不動産賃貸業を営んでいることくらいか)。最判でも一時か雑かで争われている。何よりも、事業と雑の区別について論じると制限時間や制限時間内にかかる現実的な文字数の観点から他の部分の記述が薄くなってしまう。司法試験は実際に時間内に答案を書いているのであれば公表すべきでだと思う。

・出題趣旨は、単なる条文や裁判例の情報だけではなく思考を必要とする基本的論点について記述させることで、思考を見ようとしているという評価ができよう。また、公開データから見た最低ラインは過度に高くも低くもなく、司法試験としての要求水準であると思われる。

・条文の構造および重要判例の意義と射程を理解した上で、具体的事案に則して法的な分析を展開できるかを問うている適切な出題である。

・学部での税法が全国的に3年以降の受講になっていることを考えると、1・2年から受講できる他の選択科目との関係で学習機会が確保される時間が異なり、不公平になる可能性がある。

・思考力を問う問題が続いており、このような傾向でよいのではないかと考えます。

・特段問題は感じていない。

- ・いずれも授業で取り上げた論点であって、出題趣旨も明確で解説も予想通り。

## (7)倒産法

- ・出題趣旨とともに、設問毎の配点割合を示してほしい。
- ・第1問2. で、「抵当権設定登記の抹消登記手続請求」とあるが、不動産の処分行為の否認の場合、否認の登記手続請求が通常ではないか（中山・金澤「破産管財の手引（第2版）」きんざい230頁）。
- ・第2問で、【事例】と[A社に関する事情]とを分けて記載した趣旨が不明。本体事実と事情とを区分し得るとしても、それを同一文章内に混在させて、必要な事実を取捨・選別する能力も法曹選抜には有益である。
- ・第2問で、E銀行の抵当権について設定とのみあるが、登記がいつ経由されたか不明である。登記の有無及び時期は、管財人等の第三者性、対抗要件否認、担保権実行の蓋然性（民事執行法181条1項3号参照）、担保権実行停止や消滅の可否にも影響するので、設問中に記載しておくことが望ましい。
- ・第2問で、DIP融資について、破産法でも、保全管理人が借入をすれば財団債権となるのではないかと（大コンメンタール582頁）。実際にも、破産開始決定により免許が失効する等の特殊事業について、保全管理命令下での事業譲渡をする実益がある（伊藤眞「破産法（第4版）」有斐閣173頁注221参照）。また、新規融資と同時交換的に行われる担保権の設定（破産法162条不適用。相当対価否認の恐れはあるが代金を散逸させず、破産開始後、営業継続とすることで否認を免れる）による資金融通はあり得るのではないかと。
- ・第2問で、F社の部品がA社に残存しているのかが問題文からは明らかでない。毎月末日締め翌月15日払いの仕入れの場合、令和2年4月中の仕入れにかかる代金が翌月15日支払予定の480万円と想定される。納品後1月強程度では、精密機械業の場合、部品がA社になお残存している蓋然性が相当程度ある。この場合、動産売買先取特権に基づく別除権の受戻しとして、F社に支払いが可能である（破産法2条9項）。
- ・実務では、本件のような事案の場合、とりあえず民事再生で申立てをして、裁判所許可による事業売却または再生計画による事業譲渡ができない場合（可決要件充たさず）、破産手続に移行し、保全管理人による売却または破産管財人による売却をする例がよく見られる。破産か再生のいずれかのみを選択するという判断をする例は少ないのではないかと。また、破産申立または再生申立前に相当対価での事業譲渡を実行して、否認権の問題として対応する例もある。
- ・第2問は、上記のように、解答者によって起案内容が拡散する可能性が高い事案に関する設問である。このため、設例において更なる事実関係の限定及び採りうる手法の限定をする等の配慮が必要であったと考えられる。

- ・基本的な論点ないし思考能力を試すものであり、良いと思う。倒産法の最低点は25点と  
のことですので、これも適切であると思う。
- ・現状の運用を安定して頂く事が予測可能性の見地から望ましいと思います。
- ・適切なものと思われる。
- ・近時の特に事業再建において問題となりうる論点について出題趣旨で出されており、適切  
と思われる。
- ・近年、奇を衒うことなく、条文、制度の基本的理解、破産と民事再生の違い、実体法と倒  
産法の違いなどの大きな視点で基本的な事項を問う出題趣旨が続いているように感じてお  
り、非常に良い傾向であると考え。あえて指摘するとすれば、少し設問分量が多いよう  
にも感じており、その場で考えて回答するというより「はき出す」要素が若干強くなっ  
ているように思うが、当職はそれで良いと考えている。
- ・出題趣旨はもっと詳細に書くべき。最低ライン点は合理的だと思われる。

## (8) 経済法

- ・出題趣旨では、8条3号について「自由競争減殺」を効果要件として説明しているが、  
3号には効果要件にあたる文言がないため、解釈論が必要ではないか。
- ・今年の出題には、価格カルテル、入札談合といった一般的なカルテル事案は含まれていな  
い。一般的なカルテル事案で毎年異なった問題を作成し続けるのは大変であろうが、カル  
テルは最も重要な行為類型であり、これに係る設問に十分な解答ができない者は合格としな  
いとすべきと考えるので、一般的なカルテル事案を毎年出題すべきと考える。
- ・おおむね適切であったと思います。
- ・第一問目では、秘密情報へのアクセスについて、協調的行動との関係でのみ記述されてい  
たが、単独行動との関係でも論じる必要があるのではないか。第二問では、8条5号が勸奨  
で足りるという解釈を書くよう求めているが、このことは多くの教科書では読んで分かる  
程度に触れられていないうえ、本文ではいずれの解釈でも結論に差がないから、細かな知識  
といえよう。
- ・適用可能な複数の規定についても言及されており有益です。
- ・第2問については、「8条1号違反」と構成した場合、第1問と似たような問題を論じる  
ことになる上、最も適切な適用法条であると思われ、出題趣旨にあるような検討をしなかつ  
た答案の評価をどのように公平・適正に行うのか、課題が残っているように思われる。



## (9) 国際関係法(公法系)

- ・第2問につき、我が国や我が国の法曹とどう関連するか必ずしも明確とは言えない。国際法の素養を問うものであればこの点は斟酌しなくてよいという立場もあろうが、できれば我が国や我が国の法曹との関連がより見えやすい問題が望ましいようにも思われる。
- ・出題趣旨は適切に内容を説明している。しかし、上記のように、第2問は少し多くのことを受験生に望んでいる感がある。もう少しシンプルな(単一の論点を問うような)出題が望ましい。
- ・作題の苦勞は理解するが、第2問は難しすぎると思われた。その理由として、取り上げている事例の説明に(難易度をあげるためか) irrelevant な情報が入っており、また設問ではいくつもの異なる国際法のルールを聞いており、受験生を過度に混乱させる結果になったのではないかと懸念するからである。また国際環境法について問うている内容も詳しすぎるように思われた。
- ・第2問については、いずれも当事国がどのような主張ができるかを問う設問であり、出題趣旨に添う過不足ない解答はやや負担が大きいのではないかと。
- ・第1問設問1に関する出題趣旨では、環境問題のみが議論されているが、最適利用や公平利用原則の観点でも議論しうるはず。1975年条約における「新たな計画」に該当するかどうかという論点が、本来中心論点になるはずだが、それも触れられていない。出題者と受験者との間のコミュニケーションが成立していない可能性がある。設問1が出題趣旨に合致しているのか、再検討してもらいたい。
- ・上の論点について出題趣旨に言及がないのは疑問である。また、「B国の立場からは、国家の裁判権免除の放棄は常に国家から国家に対してなすことが必要であると述べ、絶対免除主義の主張を行うことになる」とあるが、制限免除主義か絶対免除主義かという問題と免除放棄の方法の問題はレベルが異なるので(制限免除主義の下でも放棄は国家間でのみ可とすることはあり得る)誤解を招きかねない。
- ・出題趣旨を読むと、第2問設問1は慣習国際法と1975年条約の両方の違反について解答させるのが意図だったようであるが、設問では「慣習国際法又は条約に基づき」と聞いているから、慣習国際法か1975年条約のどちらか一方についてだけ書いた答案にも満点を与えなければならないはずである。

## (10) 国際関係法(私法系)

- ・出題趣旨では、鍵括弧付きの条文引用が目立つが、これは、受験者に悪影響を及ぼしかねない。また、法解釈の論理よりもいかに多くの学説を知っているのかという暗記能力を問われているのかのような誤解を招きかねない。答案として何が求められているのかというメッ

セージを明確にしたうえで、出題趣旨の表現を真似ないように注意喚起をする必要があると思われる。

- ・出題趣旨が例年以上に丁寧に説明されており、ありがたい。良問だが、第1問の設問1を正確に解答するのは至難の業だと思った。

- ・「出題趣旨」については、いずれも適切な内容であると考えます。特に「出題趣旨」の中では、受験者に個々の基本論点毎に議論状況を概観させ、複数の見解が対立する場合にはその比較検討を通じて解答を作成することを要求しておりますが、これは基本論点を巡る全体的な理解度、習熟度を推し量ることを目的としたものであり、方針として明確でありかつ妥当な内容であると考えます。最低ライン点未満の受験生の数は前年度よりも若干増加しましたが、その水準は許容範囲内のものであり、今年度の「最低ライン点の設定」に特段の問題があるとは考えておりません。

- ・より基本的な問題にし、問題数も減らすべきであろう。

- ・出題の趣旨の記載は、いずれも妥当であると考えます。

- ・実務においてしばしば問題になる事例について、基本的な知識に基づいて適切な解釈が出来るかどうかを問うことが望ましいように思われる。

## (11) 環境法

- ・今回の出題は、土壤汚染対策法、自然公園法の基本について正面から訊ねて、出題趣旨の説明も理解の深度に応じた評点ができるように配慮されていると思われる。今後の受験生、担当教員にも参考となろう。

- ・全般的に適切であると思いますが、損失補償に関する今や重要とはいえない過去の下級審裁判例の知識や、その後活発な議論の対象とはなっていない3つの学説の知識があるか否かで大きく得点が変わるのは、あまり適切でないように思います。法科大学院で多く使われている3つの教科書における当該論点の扱いは、ほかとのバランスでそもそもやや過大であるようにも思います。

- ・出題趣旨の文章のうち、第1問の設問2に関して、施行令・施行規則の規定に言及がないため、これらは重要でないという趣旨なのか、そうでもないのかが気になる。

- ・3時間という制約がある中で、どこまで書くことが求められているのか、重みづけがもう少しわかるようにしていただきたい。

- ・必ずしも易しくはないので、最低ラインにはしかるべき配慮が必要でしょうか。

## 3-2. 新たな法曹養成ルートの創設に伴う各科目の試験のあり方について

### (1) 公法系

#### (ア) 憲法

- ・これまで出題範囲が事実上人権に限られているが、今後は統治からも出題すべきである。その際、出題範囲を広げるかわりに、より基礎的な問題とするのがよい。最初は受験生が動揺しないように人権と統治にまたがったテーマが適切であろう。
- ・憲法についてはこれによる変化を求める必要はないであろう。
- ・在学中受験も可能となる中で、学生が効率的な学習を目指すことのないよう、重要判例をきちんと読み、学習した学生が高得点を取れるような試験が望ましい。
- ・新たな法曹養成ルートの教育が試験対策に傾斜しないようにするためにも、基本的な事項に関する学修が十分であれば対応できる出題とするよう、これまで以上に努めていただきたい。
- ・そもそも司法試験受験者の全員が3+2ルートを経るわけではなく、しかも3+2ルートは現行制度が念頭に置く標準ルートであるわけではないとの前提の下では、一部の受験者の出現を主に念頭に置きつつゴールポストの位置の調整を図るのは、国家試験の備えるべき最も重要な性質である公正性という観点から見て致命的な疑問がある。
- ・基本的な判例に基づく主張を構成できれば合格点がとれるというメッセージを明確に示してほしい。
- ・広く薄い学修とならないようにするために、論文式試験の出題対象とする判例を絞り込む必要があるのではないか。
- ・特になし。記述分量は今年程度が適当。
- ・憲法に限ったことではないが、法学を学び始めて5年に満たない段階での受験ということ念頭に、無理のない難易度を設定した作問が求められると思われる。
- ・出題傾向に急激な変化がないことが望まれる。
- ・憲法問題を発見させるような問題を作題して欲しい。
- ・毎年、司法試験論文式は、同じ解答でも採点者によって評価が分かれるのではないか、という疑問がぬぐえない。採点者のバックグラウンド（研究者なのか実務家なのか、比較研究対象（アメリカ、ドイツなど）によって評価が左右されないような問題作りが望ましい。例えば、今までのところ、「審査基準で書くのと比例原則で書くのとどちらが良いのか」という、受験生の悩みに明確な回答ができない状態であるように思われる。出題者は狭い交流範囲で通用している自分たちの理解を、当然の前提としないようにして欲しい。
- ・新設ルート以外の受験生は依然としているのだから、試験の難易度も含め特に変更の必要

はないものとする。

・判例や学説の基礎的な知識を前提に、事案を適切に分析して憲法上の問題点を考察させるという現在の出題傾向を維持していただければと思います。

・実務家が直接的にはほとんど使わない憲法は、判例・学説のより基本的な理解を問う典型問題+αにさせていただけるといいと思う。

・憲法の論文試験は1つの大問、1つの設問しかなく、出題の偏りや、得手不得手が反映されることになり望ましくない。今後は小問を設定したり、大問を複数設定したりするなど、幅広い知識や理解を問う問題にするのが良いと思う。また、基本的知識を確認する設問があってもよいと思う。

・短い学修期間で結果を出そうとする受験生も増えると思われるが、受験テクニック偏重型の学修にならないような試験が理想であると思う。そのためには、①時間不足にならないような問題で、かつ、②単純な判例知識だけではうまく処理できないような、考えさせる問題が良いのではないかと思う。

## (イ)行政法

・現在、行政法の場合は短答式試験がないので、今後も、このような状況が続くようであれば、論文式試験の中で、基礎的な事項に関する問いを設け、基礎力がどの程度身についているのか、確認できる設問があるとよい。

・行政法は学生には取っつきにくい科目である。難しすぎる問題だと学生から敬遠されるおそれがある。そのような観点から、行政法の問題は学生が取っつきやすい問題とするようすべきである。

・以下のような意見があった。

基本的な知識の運用能力をメインに問うことも当該科目の試験のあり方としてあり得るが、その場合には、受験生が現場でしっかり思考できるよう出題のあり方を工夫する必要がある。

不作為の違法確認訴訟は、現在の法科大学院においては標準的な教育内容に含まれると言ってよいが、教育期間が短縮された場合にどこまでの内容を教えられるかは定かではなく、出題および採点の方法について、より一層の配慮が必要となると思われる。

・短答式試験に行政法を復活させるべきである。

・3+2の時代になると、行政法のレベルは下がるように思われる。そうであるならば、上記のような、複雑な仕組みを用いつつ、典型的な論点を問うものの、論点は減らすという方向性が考えられて良いのではないか。

・現状維持の方向性が妥当であるように思われる。

・基本的な問題（質量とも）で、判例を批判する見解を述べさせるようなものも良いのでは

ないか、考慮いただきたい。

・3+2の制度創設とは直接にはかかわりませんが、受験生の復習や振り返り、そして将来の受験生の学修のために、出題意図や採点雑感の記述を、もう少し詳細なものとしていただくことをご検討いただければと思います。

・これまでの司法試験における出題方針は、大きく変える必要はないと考える。

・国家賠償法2条、機関訴訟、住民訴訟、行政組織法など、出題しない分野を予め明示しても良いのではないかと。

・いずれにしても、訴訟法の論点と、本案の争点〔行政活動の違法性〕の双方を出題することは必要であると考えます。

・学部3年+法科大学院2年というルート創設に加えて、法科大学院在学中の受験が可能となることが計画されているため、行政法および関連科目の授業時間の確保が一層困難になると思われるが、試験問題の水準を現在よりは下げないことが重要だと思われる。現在でも、時間に比して答えるべき量が多いとは思いますが、問うていること自体は、学部での試験と変わらない基本的なことである。奇を衒ったことを問うべきではないので、試験として適切であると考えますが、それ故に、水準は下げないことが重要だと思われる。

・行政法に関しては、これほど難しい問題を出さなくても、受験生の実力を測ることは十分可能であると思う。

・行政救済法は多くの法科大学院において3年次に配当されていると思われるが、在学中受験を前提とすると遅くとも2年次後期には履修する必要がある。そうすると行政救済法・手続法と平行して学習する必要が出てくるが、学生にとっては過度な負担であり、大学にとっては時間割編成が厳しくなるなど、双方にとってこれまで以上に負担が増す。このような負担を強いる制度設計でよいのかを検討する必要があるものと思料する。

・まだ、法曹コースの学生と接したことがなく不明ですが、基本現状で良いと思います

・特に変更すべき点はないように思われる。

・ロースクールによっては、法曹コースで行政法総論を習得した者に対しては、法科大学院では行政救済法のみを必修として課するところも存在する。そうすると、行政争訟の本案については、法科大学院の段階の学習においては、受験者の自学自習に委ねられる部分が大きくなることありうる。現在よりも更に焦点を絞った出題をしなければ、現在よりも全体的な出来が悪くなるのではないかとこのことを心配している。

## (2) 民事系

### (ア) 民法

・コースと、実務家になるために必要な能力を問う試験のあり方とは、関係がないのではな

いか。

・法曹実務では、細かな点の記憶が求められるのではなく、基本的な知識を出発点に自分で論証を組み立てる力が重要である以上、試験もそうした点の力を問うものであることが必須と考えます。

・相対的に早期受験者が増えるので、短答式も含めて、知識量を問う出題ではなく、基本的な論点を組み合わせるなど、考え方、基本的論点の応用タイプの出題が従来にもまして重要となるのではないかと。

・学習期間が短期間になる傾向が進むと思われる。そのため、基本的な法理解に漏れがないかを確認する試験のあり方が一層必要となると思われる。

・細かい知識を詰め込む暗記勉強を助長するような出題が望ましくないのは当然であるが、他方、法科大学院での学修の成果が反映される出題（基礎的な要件事実論など）は必要と思われる。

・新ルートを法曹教育の中心に置く問題設定は避けていただきたい。すなわち、基本論点を要領良く押さえておけば格点は取れるという問題ばかりにならないようにご配慮いただきたい。

・知識偏重ではなく、法的思考力・展開力を問う今までの問題を維持してほしいと思う。

・法曹コースの設置が試験に影響を及ぼす必然性は感じません。

・コースの設置それ自体が目的化してしまい、その目的から遡って問題の難易度が設定されることなどがないよう、注意が必要ではないかと。

・特になし。今年の問題レベルで、3年+2年の学習であれば対応可能だと考える。

・法曹コースに入学する学生諸君の属性や学力レベルが明らかではなく、現時点で、これに関わる具体的な意見を述べることは困難である。

・現在の方向性で良いと考える。

## (イ)商法

・有価証券法・商行為法を出題しないのであれば、正面から出題範囲から除外すべきである。商法総則については出題可能であろうが、上記両分野については、商法の問題として出題し、かつ、意味のある得点分布を生み出すことは容易ではないと思われる。

・手形法および商行為法分野の出題について、今後どのようになるか明確になればありがたい。

・基本的な論点からご出題いただくよう、配慮をお願い申し上げたい。

・手形・小切手については一方で法学部ないし法科大学院で教育がなされていることを要求しつつ、司法試験の出題範囲から正式に除外することを要求すべきではないかと。

・受験生の負担軽減の観点から、司法試験の出題範囲を制限する。例えば、出題範囲を「会社法」（会社法総則を含む。）に限定し、「商法総則・商行為法」、「手形法・小切手法」は除

外する。そもそも、上記の除外すべき範囲は、新司法試験の実施以降、論文式試験で出題されたことがないことを付言しておく。

- ・法学部と法科大学院の有機的な連携がうまくとれている場合、学生の実力の向上につながっている。
- ・会社法の諸制度の趣旨を適切に理解した上で、課題の事実を踏まえて丁寧に回答することで、合格ラインに達することができるような内容を求めたい。近年の改正により、株式報酬制度や多様な組織再編手段、また複雑な代表訴訟制度などが導入されているが、特殊な制度については、短い期間で学習することは困難であり、基本的な制度の理解を問うことに限定すべきではないか。
- ・特になし。むしろ、新ルートの創設を理由に、変更等を行うのは本筋ではない。
- ・従来通りで構わないと考える。
- ・商法は新しい裁判例にヒントを得た出題も多く、この傾向に拍車がかかり過ぎないように、注意すべきであると思われる。
- ・判例を素材とした出題が望ましいと考える。
- ・本当に優秀な学生は予備試験の合格資格で司法試験を受験するだろうから、法曹養成ルートを作ったからと言って、特に現在の試験のやり方を変える必要はないと考える。
- ・学習時間の確保の観点から要件事実の細部を問う出題は困難であろうが、商法に関しては、それぞれの立場から、相手方の反論を意識しつつ、主張を展開する能力を問う出題について工夫が必要であるように思われる。
- ・法曹コースから一貫して指導でき、学習する機会があるとの理由で、今回出題された種類株式や、複雑な組織再編、キャッシュアウトなど、これまでの司法試験において出題が意識的に控えられてきた応用的な内容についての出題の比重が高まるのではないかと懸念される。1500名の合格者を判定し、商法を専門的に扱わない法曹も含めて資格を与えるに値する能力を判定するために、会社法の高度な知識を前提とすることは適切でないという考え方が十分にあり得るので、出題方針について、司法試験委員会の側で改めて考え方を公表されることが必要と考えられる。

## (ウ) 民事訴訟法

- ・試験時間に比べ、問題が多すぎることはないようにご留意いただきたい。
- ・法曹コースが設置されたことで、何か大きな変革を強いられるということはないのではないかと思います。しかし、学修期間の短縮化により、基本的な理解をおろそかにしたまま、司法試験に臨む法科大学院（修了）生が増加する懸念があることに鑑みると、より、基礎的理解が十分になされているかどうかの確認に重点を置いた出題が望まれるようになるよう

に思います。

・このところ設問が細切れに設定されていることが気がりである。ある程度長いこと大学・大学院において法学に集中して勉強する人の参入を予定するのであり、長めの設例を用意し、少ない問題数で一つ一つには長い論述を予定する方が望ましいと思われる。早期修了者に合格しやすい問題をとると、予備試験と変わらない問題になろうかと思うが、それが適切とは思われない。

・以前にも増して、最低限の知識を前提に論理的思考力を問うものにし、いわゆる法曹としての「伸びしろ」を試す問題を作成すべきと考える。本年度の問題はそのよいモデルになるのではないか。

・現在、受験に必要な基本科目には、実務基礎は入らないという方向と承知している。しかしながら、従来の民訴の司法試験問題からすると、弁論主義の対象となる事実や参加的効力の対象となる理由中の判断として、主要事実（要件事実）を適切に把握する必要のある出題がなされているし、また、主張に対する認否、否認と抗弁の区別、同時履行の抗弁の行使効果・存在効果の理解を問う出題もなされ、あるいは問題文にて、逸失利益、内容証明、登記訴訟など、実務的色彩の濃い事案が設定されてきたところである。こうした出題は、訴訟実務基礎や要件事実論学習を経ることによって、より正確に読み取り、的確な解答がなされるものであるし、それゆえ、民訴の出題は、一貫して、実務の現場における司法修習生と指導担当弁護士や指導担当裁判官の会話から構成されてきたのではなかろうか。3 + 2が実施されても、従来の出題内容に変化はないと聞いているが、もし、そうであれば、上記のような出題が維持されることになるが、その場合、実務基礎を学修して当該試験をクリアしてきた予備試験組との差がますます顕著になってしまうのではないか。そのようなことを懸念しているし、仮に、新制度の発足によって、上記のような出題を控えるということになれば、逆に、法科大学院制度の趣旨にも反することになるのではないか。今後の、司法試験の在り方の検討課題としてほしい。

・この数日程、中にはやや難易度の高い問題もありましたが、過度に理論的な事項について受験生に検討させるのではなく、通常の民事訴訟手続において生起し得る事例を取り上げつつ、民事訴訟の基礎理念、民事訴訟法の基本条文や重要判例の理解について問おうとする出題がなされていたと思われます。今後もこのような傾向が続いて下さると有難いです。

・特に従来から変更すべきことはないと考える。

・本年度の問題のように、実務上よく経験する事例を基に、基礎的な知識をしっかりと身に付けておけば、問題の趣旨に沿った答えを自分なりに考えることができるような問題が望ましい。

・出題者の負担増が懸念されるが、周辺的な知識を問うような出題はなるべく控え、重要論点・重要判例をベースとしつつ考えさせるような出題を中心とするのが穏当なようには思われる。

・在学中受験となるので、試験問題は、1・2年次の教育内容を前提にして、いままでどお



り基本問題を中心に作問すべきと考える。

・基本的な判例をもとに、具体的事例の中でその応用力を問うという基本姿勢は変えないでいただきたい。かつてのような論証パターン丸暗記で通用する形にすることは避けるべきである。もっとも、理論的には興味深いものがあるが実務的にあまり見られない特殊な訴訟類型についての出題は避けるべきと考える。また、要件事実論などの民事訴訟実務教育との連携も考慮していただきたい。

・法曹コースの学生が受験するからこそ、むしろ変更しない方がよい。

・試験範囲や合格水準について、従来のレベルから変更する必要は無い。

・本年度のような問題であれば、「学部の法曹コース3年」＋「法科大学院既修者コース2年」という新たな法曹養成ルートの新設後の試験の在り方についても問題ないように思われる。

・問題数は多くなくてもよいので、短答式試験を復活させるべきと考える。六法を読んでおらず、また、基本的知識をおろそかにする学生が多くなってきたように感じる。仮に司法試験に合格しても、司法修習で躓くことが増えてるのではないかと危惧する。論述を深めるためにも、基礎知識が必要であり、短答式試験を課すことで、学生の意識も変わると思われる。

・憲・民・刑といった基本科目だけではなく、民訴などに関して、学部3年＋既習コース2年で習得するには、学部教育のより一層の充実を図る必要があると思われる。理想ではあるが、現実の学生の現状も勘案して、試験を出題してもらいたい。

・上述したような現在の方向性で良いと思われる。

・未修2年目・既修1年目の終了時に試験範囲の学習を終えるカリキュラムである限り、特段の支障はないが、答案練習をする期間が短縮されるため、その面のスキルは未熟なまま受験することになる在生が出てくる可能性はある。

・法科大学院における学修期間が短くなるため、民商法・要件事実論・民事執行法などの関連法の基本的理解も踏まえた深い考察ができるようになるかという点に懸念がある。試験問題の難易度も含め、そのあり方は現状でよいと考えるが、時間が足りない結果、論点主義の学習に陥ってしまわないか、それを繋いだだけの「とおり一遍」の答案であっても合格水準に達するようなことにならないか危惧している。

### (3) 刑事系

#### (ア) 刑法

・基本的な方向性はこのままでよいと思う。

・最近の出題に見られるような、一定の（あるいは、相反する2つ以上の）結論を導出するためにどのような理論構成（場合によっては、事実認定）が必要かを問う問題を、今後も出

題していくことが適切と考える。

- ・司法試験の時期を3年次の夏期とした場合、現在のカリキュラムを前倒ししたとしても、学生が、今よりも短期間で、このような難易度の高い試験に回答し得るだけの実力を付けることが可能かは、心許ないように感じる。

- ・今年度の問題、例えば設問2などは特に詳細に判例学説の知識があるか否かを問うよりも、何故そのような結論に至るかの論理的思考力をはかるための出題であると理解しているが、学部3年の早い段階からそうした点も意識して法曹を目指すことは「正解思考にとらわれない」という点でも重要であり、今後の法曹コースにも馴染む問題であったと思われる。ただ同時に設問3などを見ると迅速な処理能力も問われる出題であるので、学部3年、法科大学院2年で対応する問題としては高度であり、学部教育段階での対応が非常に重要になってくるであろうと感じた。

- ・今後、法律の学習期間が短い修了生・在学生在が司法試験受験を行うということから、なるべく基本的な論点についての出題が行われるべきであろうと思われる。たとえば、刑法問題は、昨年度から、第1問は各論中心の出題となっているが、そこで出題される犯罪には、社会的法益及び国家的法益に対する罪内のマイナーな犯罪や論点については避ける等の配慮をする必要があるのではないかとと思われる。

- ・上記のとおり、各科目毎に、問題点の抽出、法律的問題点の指摘、理由と結果の妥当性、そこに至る思考につき、自分の頭で考える習慣を身に付けさせることが肝要であり、大きな観点から考える必要のある問題、原則を貫くと妥当な結果とならないため、どうすればよいか悩む事例等が受験生の思考を試すものと思料する。

- ・特に変更すべき点はないが、例年、問題の難易度が若干低い気がする。

- ・若い受験生の力を見るためには、刑法に関する本年度の論文式試験の問題は、少し難しすぎるように思われる。

- ・一般論としては、法的思考能力をより重視する出題を望むが、アドミッションポリシーとカリキュラムポリシーに変更はあっても、ディプロマポリシーに変更があったわけではないので、新たな法曹養成コースの創設を理由に試験のあり方等に変更を加える必要はない。

- ・「3+2」の新たな法曹養成ルートに配慮して、基本的な理解の確認に重点を置きすぎると、時間をかけない予備試験ルートが一層合理的になり得る点には、注意が必要であると思われる。

- ・学部3年+LS在学中受験が主流になる場合、学説の網羅的理解に時間を割くことは現在にも増して難しく、実務家を志望する学生が学ぶべき事項として優先度の高いものを中心にメリハリをつけた教育内容にならざるをえない。そのことを踏まえた出題が望まれる

- ・新たな法曹養成ルートの創設があるからといって、試験の在り方を変更をする必要はないと思われる。

- ・前述の点の他は特になし。

- ・論述式に関しては、各設問毎に問われる内容・範囲をより絞り込んで、実際上の重要性の

高い部分の知識・理解（特に当てはめの能力など）を短刀直入に問う，というような方法も検討に値するように思われる。

・新たなコースを設定しても，司法試験合格者について一定の質を確保することは不可欠であって，この点は譲れない一線であると考え。そこで，出題内容をいっそう基本に忠実なものとし，比較的短期間の学習で到達できるレベルにするとともに，応用力を問う出題に重点を置き，伸びしろのある実力が合格に不可欠な試験とすることが必要と考える。

・いわゆる「3+2」は望ましいことであるが，おそらくどの大学・法科大学院も，「法学部との連携」に苦慮していることと思われる。これは「刑法」のみの事柄ではなく全科目を通じてのことであるが，「3+2」を具体化するためには，法学部のカリキュラムの大幅見直しなど，大変な苦勞を伴う。これを各大学の法学部・法科大学院の自己努力に委ねるのではなく，具体的な制度設計をもっと進めるべきではなかろうか。

## (イ) 刑事訴訟法

・新たな法曹育成ルートの創設により，学生は刑事訴訟法を十分に学習する時間を確保しづらくなる懸念がある。

・[設問1][設問3]のように基本的学識を前提として，法適用能力・論理的思考力を問うものは，法曹養成ルートの学生か否かを問わず，法律家になるために必要な能力を試すものであるから，適切な問題である。[設問2]も自白法則と違法収集証拠排除法則の適用の在り方という基本的知識を基にした事例分析である点は同様である。しかし，本問のような設問の立て方をすると，法知識に関する記述と事例分析に関する記述のバランスのとり方は，事例演習を積むほど習熟する側面があることから，在学中受験者には不利に働く可能性がある。

・新たな法曹養成ルート創設という事情にもとづいて変更しなければならない点とは多くはないのではないかと。法曹になるのにふさわしい内容の試験かどうかという観点から継続的に検討していけばよいと思われる。

・新しい判例や難しい論点を知っているかという知識量や，大量の情報を処理する能力ではなく，ここ数年の傾向に見られるように，条文の趣旨や重要判例の判断枠組みの理解など，法解釈論や法的思考力を問う問題が望ましいと考える。

・実務科目の配当が受験後のタイミングになったとしても，解答に差し支えない問題にする必要があると考えます。

・問題量を現在よりも少なくした方がよいのではないかと思います。

・3+2のルートができたからと言って試験のあり方を変えるべきではないと考えている。実務家になるための試験という点で何ら試験の目的は変わらないからである。ただ，3+2や在学中受験制度によって，実務科目が軽んじられているのではないかと感じる。旧司法試

験のように、知識さえつけばよく、それを実務的に使えるかどうかは司法試験合格後に教えればいいのか。実務科目を履修することで法律基本科目の理解も深まる、すなわち、実務と理論の架橋を目指したのではないのか。少なくとも、刑事訴訟法の理解においては、実務的な知識・感覚が必須と考えている。例えば、捜査書類の現物を見たり模擬裁判を通してその使い方を考えたりといった経験もなく、伝聞証拠を理解するのは困難である。したがって、既修コース2年の1年目に実務科目も履修させるべきだと思っている。

- ・このルートによる教育の内容を見据えて、試験問題を作成していただきたい。

- ・基本的な論点についての考え方と事例への当てはめを問うというこれまでの出題スタンスは適切と思われるが、在学中受験生については、事例への当てはめの学修機会が従来よりも限定されていることに考慮し、複雑な当てはめを必要とすることはしないことなど、配慮していただきたい。

- ・短答式で基礎的な知識を問うことが必要である。論述式は、問題文や想定される解答の文字数を相当程度減らすべきである。

- ・これまでよりも若い年齢層を合格のターゲットにするのであれば、少なくとも訴訟法については、もう少し難易度ないしは事務処理量を下げ余地はあるのかもしれない。例えば、設問は2つまでとすることも考えられる。ただし、その中で小問を設定することは差し支えない。

- ・司法試験受験者が法科大学院での教育を前提として受験する試験であることを考えますと、刑事実務についての理解も試すことができるような出題がなされることを切望します。これまでの(新)司法試験における刑事系第2問は、解答にあたり実務感覚を必要とする良問であったと評価しておりますが、新たな法曹養成ルート創設を前提とした司法試験においても、この出題傾向はぜひ維持していただきたいと考えます。

- ・LSにおいて実務基礎科目を効果的に履修させるには、開講時期を最終年次の後期(秋以降)に設定するのが最も無理がないと思われるが、各LSにおいてそうした形をとるためには、主として実務基礎科目において取り扱うことになっている内容については司法試験では出題されないことが保障(明示)されている必要があるように思われる。

- ・特になし。法曹コース修了者を優遇するような配慮はすべきでないと考えるので、試験の在り方を変える必要はない。

- ・法曹コース+法科大学院を意義あるものとして定着させるならば、予備試験と本試験の出題内容・傾向・難易度について、もっと差別化を行うべきである。本試験も、いわゆる規範部分を記憶して答案にはき出せば合格出来るならば、予備試験と変わりなく、それならば予備試験を経由して合格することが受験対策上最も効率的なルートであるとの、受験生達の思考を変えることができず、ひいては法曹コースも定着しないことにつながるであろう。

- ・学説の対立など知識を問うことにつながる出題の仕方は、絶対避けるべきである。司法試験では、そのような知識がなくても、自分で考えて、事例から引き出した事実を当てはめて適切な結論を導き出すという問題が望ましいからである。

#### (4) 知的財産法

・ひとつの問題で多数の論点を問うのならば、自説の展開を問うような点まで問題を広げていくべきではないと思う。問題の手早い処理と、論点の掘り下げの両方で関門をたてるのは、二兎を追うもので、いずれにウエイトを置く教育をするのか、指針にもなっていない。前の試験委員は、比較的、手早い処理のみを求めており、その方向で十分差がつくと思われる。

・今までのように基本的事項を中心に出题することで、新たな法曹養成ルートを受験生にも基本的事項の理解を中心とした学習を促すことができると考えます。

・従来通り、基本的知識の修得度や主要な判例・裁判例の理解を中心とした出题方針で良いのではないか。

・本法科大学院では、知財法は4科目（基礎2科目、応用・演習各1科目）を設定しており、知財法を選択する受験生には3科目選択を推奨している。1年又は1年半をかけて勉強している。一方、一部上位校の3+2ルートの学生や在学中受験にチャレンジする学生には、それほどじっくり選択科目を勉強する時間はないはずである。今後は、そのような学生（学力優秀ではあるが選択科目を深く勉強する余裕のなかった受験生）を対象にした作問がなされるのであろう。しかし、そうすると、基礎から応用・演習までじっくり学び、専門科目の学習を通じてジェネラルなリーガルマインドを習得しようとしている一般学生ほど試験本番で不利になるのではないかと危惧される。3+2や在学中受験生に過度に対応するのではなく、4+2及び修了後受験の一般学生を想定した作問を今後も続けてほしい。さもないと、法科大学院制度の理念が根元から崩れて行くように思われる。ここに書いても詮無きことながら、法科大学院制度を無原則に変えるのではなく、予備試験制度をこそ見直すべきである。

・試験は、受験準備については基本的な法律科目と手続法に集中させ、それらの応用である知的財産法は、試験の対象外とすることが穏当と思われる。

・考える方向性を設問に付すという試みは、受験生の応用能力を試すためには有益であると思われる。

・原点に立ち返り、法科大学院での教育内容を確認するものを目指していただきたい。具体的には、たとえば、現行のように単に設例に判例を当てはめさせるだけではなく、契約書のドラフトを提示して問題点を指摘させ、のぞましい文言に修正させるといったもの、も加味していただきたい。今のままであると、法科大学院に行かなくても学部レベルの知識で解答できてしまう（現にそうなっている）。いったんは廃止寸前までいった選択科目であり、この際、抜本的な見直しを検討していただきたい。

・全員の点数が下がる難問の出题を避けて、基本的な理解を問う出題により実力の差が反映されるようにすべき。

・標準的な法学部のカリキュラムを3年でこなして、既修2年次で試験を受けることを考えると特許法などはその学習範囲をしぼることを検討してもよいのではないか。ただでさえ、事案の中に複雑な技術情報が入りこんでいるので、著作権法での著作隣接権の分野や知的財産法全般での国際条約に関する分野などと同じように試験範囲から実質的に外す部分を明示して学習者の負担を減らしつつ、将来知的財産法を実務で使うための基礎知識の確保ができるような知識に絞ること望ましいと思われる。

・法曹コース設置及び試験時期の変更により、選択科目について十分勉強できていない受験生が増える可能性があり、なるべく基本的事項に係る論点の理解を確認するような問題とすることを希望する。

## (5) 労働法

・労働法実務のニーズが高まりを見せる中、できる限り多くの受験生が労働法を選択しやすいように、より基本的な能力を試す内容の出題にご尽力いただきたい。

・現在2題180分の出題を1題にして、個別法と集団法の両方の論点を入れつつも、1題120～150分にすることは考えられるのではないか。

・選択科目としての重要性に鑑み、今後も現行試験のあり方を維持すべきと考える。

・直接は関係ないが、試験対象範囲となる法律をもっと絞ってもよいのではないか。例えば、派遣法や育児法ははずしてもよいのではないか。

・選択科目の学修時間が減る可能性があり、基本的論点を正確に論述できることが重要と考える。

・早期合格者を生み出すために、基本的な論点に偏るような出題は避けるべきである。本年度の問題は、難しくはないが、きちんと取り組んだ人が報われる良問であると感じました。

・これまで以上に準備期間が少なくなると思われるので、負担を軽減し、かつ基本的な論点をしっかり学修するために、例えば、労働者派遣法、高年齢者雇用安定法を除くなどの出題範囲の法令を限定するなどの措置が望まれる。

・基本的には変わらないと考えるが、受験生の理解度を明確に測る観点、受験生の負担軽減の観点からは、小問の出し方を変えることも考えられると思う（個別事例での利益考量等は不相当でないが、労働法（各個別法）の判断枠組みの理解が怪しい事例が出てくる可能性もあり、たとえば大問をすべて記述式とせず、一部に法的概念や判断枠組みについての説明を求め小問を入れる等のことも考えられる

・引き続き必要です。もっと事実を少なくして思考力をみるものにすべきです。

・裁判例に関する知識量ではなく、条文や制度趣旨に関する理解を問う問題が望ましいのではないか。

・法曹に期待される多様なニーズに対応するためにも、選択科目の知識は不可欠であり、選

択科目の試験は存続させる必要がある。

## (6) 租税法

- ・法人税法は難しいので、出題範囲を所得税に絞った方がいいと考える。
- ・法人税法に代えて相続税法を試験範囲とすべきか検討しても良いのではないか。また、国税通則法・所得税法・法人税法についても、もう少し試験範囲を明確化すべきではないか。現状では、所得税法は国際課税や各種手続的規定も含めて一応試験範囲ということになっているが、実際には出題されたことがないようである。もし、これらからも出題が許されるということになれば、教えるべき範囲は膨大になってしまう。「基本的内容」というのもどの範囲か不明である。
- ・「租税法」はすべての法学部で開講されているわけではなく、LS生によってはLS入学後に初めて勉強する学生もいるように思われる。一方、大規模大学法学部では学内に複数の租税法教員を擁して租税法関係だけでも総合して8単位以上の科目を学部段階で提供している大学もある。そのような学部間格差がLSでの租税法学習に影響しないような試験水準であってほしいと思う。つまり、過度に技術的・知識的な点を問うというよりも、租税法令の構造的な理解を前提とした、思考を要求する局面を論点として狙ってほしい。
- ・選択科目について司法試験としての質（出題形式、分量、難易度、採点基準等）を適切に維持していくことが肝要である。
- ・法曹養成期間の短縮化と平仄を合わせる形でより基本的で素直な出題に努めていただければ幸いです。
- ・選択科目は法科大学院2年次（既習1年次）からの受講になると思われるが、本科目はボリュームがあるため、次年度在学中に本年レベルの問題の解答能力を身に付けることは厳しいのではないか。
- ・今年度のような、基本をしっかりとおさえる出題をぜひ継続してほしい。
- ・出題の範囲、税目等について再検討が必要と思われます。

## (7) 倒産法

- ・倒産法に関しては、在学受験を考慮して、「破産法」分野に限定する必要があるのではないか。
- ・難易度を下げるべきだと思いますが、試験科目からは外すべきではない。外してしまうと、学生は勉強しなくなり、多様な人材確保という法科大学院の使命を全うすることができなくなる。

・選択科目に関しては、従来よりも学習時間が極めて制約されてくる度合いが基本科目よりも深刻だと思われますので、例えば、旧司法試験のように破産法のみとする等の出題分野の限定や、学習時間の制約から当該分野に関する熟した理解を伴い難くなるため「何を解答すればよいのか？」が明確な短答式的な問題を織り交ぜる等々の工夫や配慮が必要だと思われます。

・特に変更すべき点はないと考える。

・学部の期間が短縮されるため、倒産実体法の基礎となる民法の授業および知識が不足する可能性がある。あえて実体法の出題を増やすか、逆に減らすかべきかの検討が必要と思われる。

・出題範囲・難易度もこのままでよいと感じる。

・倒産法に触れる機会を設けないと、最低ライン点に届かない学生が多くなるかもしれない。

・試験のあり方としては、現状で良いと思う。

なお、予備試験組が増加している現状からすると「3+2」ということ自体は望ましいと思うが、在学中試験となる場合、あえて選択科目を試験科目として設けることについては、受験者の負担・ロースクールの負担等を考えると慎重な検討が必要であると思われる。

また、選択科目のうち比較的容易と言われる科目の受験者が増加するなどの傾向もあるように感じており、選択科目自体の要否についての検討が必要ではないかと思う。なお、選択科目が必要としても、科目数を絞るなどの検討も必要であると思う。この場合には、研究者の都合ではなく、実務での重要度・利用頻度を参酌すべきである。実務での利用頻度・重要性からすると選択科目を設けるのであれば、倒産法は必須であると思う。

・民法・民事訴訟法等の理解を前提とした展開科目という性質上、十分な演習時間がとれるか懸念される。

・司法試験実施の時期が前倒しになることを想定すれば、倒産法の試験範囲について、今一度検討する価値はあるかと思われます。たとえば、民事再生法を残すとしても、個人再生まで含むのか、等です。

・選択科目は廃止するというのも1つの方法ではあるが、廃止しないのであれば、もっと問題を基本的なものにすべきである。基本的な制度とその制度趣旨さえ知っていれば解ける問題にすべきである。

## (8) 経済法

・学部3年間で基本科目を中心に教育することになり、選択科目については法科大学院での教育が必須である。その成果を試す司法試験においては、選択科目を従来通り維持することが必要である。そして、予備試験は存在意義においても疑問があり、廃止すべきである。



・実務における最先端の論点ではなく、経済法上の基礎的な論点及びその判審決等を理解し、適切にその知識を応用できる問題を出題することが望ましい。また、経済法の知識を持った法曹が養成されることで、適切な主張・立証及び裁判官の適切な判示に繋がってきている。この点は新司法試験制度の大きな成果の一つであり、他の選択科目の法領域でも同様のことが当てはまると考えられる。この成果を維持すべく、経済法をはじめとした選択科目がこれまで通り維持されていくことが強く望まれる。

・経済法をマスターするには、法律的な知識等のほか、企業社会一般に対する理解や経済学的知識も必要となるが、新たな法曹養成ルートでは学生がこれらに十分にに対応できるだけの時間的余裕が更に少なくなると考えられる。このため、経済法の試験問題については、できるだけ簡素なものとするのが適当と考える。

・経済法等の選択科目の場合、学部教育が3年だけだと、基礎からじっくり学ぶ時間が相対的に少なくなるため、今後の出題のレベルにも影響があると思われる

・法曹コースの3年目に経済法の基礎知識を教授する科目を置くことが肝要であると考えられる。

・司法試験選択科目での受験を通じて、確実に基幹法律科目以外の基礎的な素養が広がっており、特に判事・検事にこのような素養が学生時代に身に付くというのは何事にも代え難く重要なことと考える。実際に、法科大学院出身の判事が担当する下級審レベルでの判決では、選択科目の法分野の全体像を理解した上で、重要部分をしっかりと押さえた司法判断が開始しており、これまでの判決と明らかな質の差がみられる。このことは、公正取引委員会が出す行政処分に対する司法審査の水準・精度が上がっていることも意味し、単なる個別事案の救済に留まらない意味がある。この良い流れを断ち切ることをないように、選択科目の廃止・縮小は特に慎重に検討していただきたい。

また、試験時間3時間という少し長めの時間を今後も確保していただきたい。3時間でも足りないところ、2時間では問題を大幅に変更せざるを得ないと思われる。

## (9) 国際関係法(公法系)

・司法試験では国際関係法(公法系)の選択者は、ごく少数となっているが、今日の我が国を取り巻くさまざまな環境からみても、法曹養成プロセスにおいて国際法的に考える素養を身につける機会を存続、充実させることは是非、必要と考えられる。学部教育だけで、国際法の知識、素養を確実に身につけるところまではなかなか難しいのではないかとと思われるので、学部で基礎、法科大学院でプラスαを身につけるような連携的な制度設計が望ましいであろう。

・試験までの準備期間が短くなることにより国際公法は受験者が少なくなることが予想されるが、国際法の重要性がなくなるわけではないので、基本論点をしっかり押さえた出題を継続することが望まれる。

- ・グローバル人材の養成という観点から、学部時代から国際法に関心を持つ者に対して門戸を開くという意味でも、選択科目として残すべきである。
- ・出題趣旨および最低ラインの設定についても適切であった。
- ・昨今の日本に直接関係する国際関係法関連の事案等の発生に鑑みても、選択科目が法曹における人材の多様性の創出に寄与してきた観点からも、選択科目の存在は重要なものと思われる。その点で、今回の法曹養成ルートは、必ずしも7法以外の科目の学びを充実させるという観点ではないように見えることから、懸念が残る
- ・社会的に求められる知識・思考力に違いは無く、大きな変更が必要と思われない。
- ・選択科目から外すべきではない。日本のグローバル化に伴い国際公法の知識は以前にも増して法曹には必要とされる。欧米先進国でも国際公法は実定法科目として法曹教育において重視されている。日本の将来にかかる中・長期的視点から、以上の点に鑑みて、本来は試験においてもっと重視されるべき科目であると思われる。
- ・事例から国際法上の「様々な」論点を抽出できる能力を養うことは重要なことであり、従来の問題ではしばしばそうした観点から出題が行われてきた。今回の第2問もそうしたものと位置づけることができる。しかし、こうした複合的な問いかけは、短縮されたロースクールの過程で教育を受ける学生には難しいかと思われる。国際法上の単一の論点について、的確に説明ができることを求めるレベルに留めるべきで、受験生に多くを望むと、更に受験者数が減少するという危惧がある。
- ・基本的な教科書を通じた学習に加えて、代表的な判例の理解により解答が可能となるようなレベルでの試験が望ましく、また、試験で参照できる条約が限られている点への配慮がなされるように求めたい。
- ・今年度に限らず、国際関係法(公法系)の問題は、出題意図(何をどこまで問うているのか)が不明の悪問が多く、受験者数が少ないのは、科目の特性というよりも問題が悪いためであると思われる。法科大学院の学生に聞いても、他の選択科目ではこんな変な問題は出ないと言っていた。

## (10) 国際関係法(私法系)

- ・試験のあり方については特になし／実務上の需要増加に鑑み当科目の履修・受験者が増えればと思います。
- ・学生のトータルでの学習時間を考えるならば、より基礎的な理解を問う出題とすべきである。また、得点ではなく、基礎的な理解があるか否かについて審査し、その合否のみを判定する試験とすることが望ましいと考える。
- ・現時点では、なんとも言えない。
- ・六法科目に特化するのではなく、科目を幅広く履修させるべきと考える。そのため、選択

科目のウェイトを下げるべきではない。

- ・選択科目と試験方法が維持される以上、新たな法曹養成ルートの創設に伴い試験のあり方を変える必要性は感じていない。

- ・新しい制度のもとでは、選択科目の学習にかけることができる時間に更なる制約が生じると思われ、本年のような低レベルの問題が今後も出題されることが予測される。そうすると、この分野の科目の受講者としては、基本的な事項を覚えるというつまらない作業しかなくなり、将来にわたって必要な自ら考える法律家を法曹界に送り出すことができなくなるおそれがあるように思われる。

- ・当該科目の試験のあり方を特に変更する必要はないように思われる。

## (11) 環境法

- ・法曹の目指すべき姿として、法律の基本を確実に身に付けた上で、具体的課題への対応力を養うことが期待されている。「3+2」の創設により、司法試験においては、基本的理解を問うことに重点を置き、近年の課題に対応する応用力につながる論点についても訊ねるといふ観点に立った出題を期待したい。採点においても、基本の理解を中心にした評価が望まれる。

- ・法科大学院発足時には、法律英語や交渉などの実践的ビジネスに必要な科目に意欲的に取り組んだところがあったが、現在は後退している。多くの法科大学院生は法科大学院に入ると英語を勉強する機会がなくなって、英語が下手になったと聞く。国際的に通用しない法曹を輩出している。大手の恵まれた弁護士事務所に雇用された者は、海外留学の機会があるが（現在は、コロナや米中問題などで、留学できない状況となっている）。改めて、法律英語の必修化の必要があると思われる。

- ・在学中受験者等が増えてくると、授業で、たとえば、細かい法律改正まで網羅するのは困難になると思います。関係法令の適用に関する典型例や、重要な判例をベースとした出題が適当であると思います。

- ・2年の夏など受験時期との関係で当該科目履修時期との調整が求められる場面が想定される。大学側も科目の設定を二年前期までに前倒し配置することができるのか、早めの検討が求められよう。そのため、試験対象の10法について対象範囲を絞り込むなど範囲の見直しが必要である。過去の出題範囲から見ると、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌対策法、環境影響評価法、廃棄物処理法、自然公園法の6法あたりではないか。

- ・いわゆる3+2で選択科目をマスターすることは時間的に難しいので、本試験では出題しないことにするか、出題のレベルを低くせざるを得ないのではないかと考える。

- ・今まで以上に基礎知識を問う問題にする必要があるのではないか。容り法や地球温暖化対策法は出題の対象から除いてもよいのではないか。

・環境法については、3年次春学期のみの授業（多くて4単位分）になるため、出題の難易度を十分に考慮する必要があるだろう。LSでの授業の実情に関する情報を十分に収集したうえで出題としてほしい。

・環境10法という2004年に決められた枠組みのままでいつまでもよいのか、脱炭素社会やエネルギー改革が問題となっているときに、環境・エネルギー(原子力を含む)・気候変動法・生物多様性法・循環法といった環境法分野の発展に対して、司法試験科目としての「環境法」の試験の停滞が顕著のように思える。

・環境法は行政法と民法をよく理解していないと身に付かないので、短期養成コースでは敬遠されるかもしれません。

#### 4. 試験全体についてのご意見，司法試験のあり方についてのご意見

・■公法系担当教員 行政法については、長い目で法曹養成を考えて、基本7科目のすべてに短答式を課すべきではないかとの意見もあったが、この点について慎重な意見もあった。

■民事系担当教員 先日、旧司法試験の商法の論文式問題を見る機会があり、現在の(新)司法試験の論文式問題との違いの大きさに改めて驚いた。旧司法試験の出題が良かったとは思わないが、(新)司法試験の出題も逆の意味で極端に過ぎ、適切ではない。

実務法曹は具体的事実に向き合い法の適用・運用を考えることを求められているから、判例・通説などにのっとりて事例を処理することの訓練を法科大学院では行い、その成果を司法試験で試す必要がある。しかし、ある程度の能力が確認できれば、そこから先は実務の中で能力を発展させればよく、司法試験合格時に過度に高い能力を備えている必要はない。新司法試験の出題は、基礎力を問う部分もあるが、少なくとも商法に関する限り、多くの実務家にとって必要のない事項・理論について考えさせる内容となっており、かえって受験生の意識を基礎事項から遠ざけているように思われる。また、選抜試験としてみても、実量を問うというよりも、偶然の要素の大きな出題となっているのではないかと。

法律の学習には向き・不向きがあり、また短時間で習熟する者もいれば、長時間かかる者もいる。前者のタイプの受験生があっさり合格でき、後者のタイプの受験生であっても基本を反復することで合格への道筋が見えるような試験を実施してほしいと、強く希望する。

■司法試験選択科目担当教員 ・選択科目を司法試験からなくすべきではない。 ・予備試験は廃止すべきである。 ・在学中受験を前提とした試験日程については、今年度の経験から8月実施でも可能であることがわかったのであるから、7月ではなく8月下旬以降、可能であれば9月にすべきである。

・●実務に即した形の能力をはかるため、固定PCブースを利用した起案型試験形態（本邦の情報技術者試験、米国公認会計士でプロメトリック社等の設備を利用した実例あり）も考

えられる。

- ・条文データベース使用可
- ・判例データベース使用可
- ・基本的文献データベース使用可
- ・資料（契約書、当事者言い分、裁判記録）をPC上で提示
- ・その他の情報へのWeb経由でのアクセスは技術的措置を講じて不可とする
- ・解答時間は、長時間（5～6時間）を付与する
- ・起案は、PC上の解答欄に直接入力させる

この方式により、規範丸暗記・吐き出し型の起案能力ではなく、実務に即した能力（過去の複数の最高裁判例を前提に、判旨事案を踏まえた規範の射程範囲を検討・調整する能力）を見ることができる。

●とくにないが、選択科目は、法曹になってから、重要であるので、引き続き、出題範囲に含めてほしい。

・「3年+2年」（「学部の法曹コース3年」+「法科大学院既修者コース2年」）が一般化するとすれば、司法試験の憲法の問題というよりも、「3年」の最初、つまりは学部入試でしっかりと法曹適性のある者を選抜できるかが鍵となる。果たして、多くの中堅私学の法学部できちんとした論理整合問題や論述力を問う、一般とは別の入試ができていないか。それができないままであれば、司法試験は苦節十年に先祖返りしてしまうのではないかと懸念する。

例年述べていることであるが、短答式試験については、7科目に戻す（ただし、4科目の配点は少な目でよい）か、選択科目として5科目程度とした方がよい。行政法などの軽視に繋がることは避けたい。もし、3科目のままで行うのであれば、2段階選抜をあまり積極的に行うべきでない（たった3科目の短答式試験の不出来で全体の出来が悪いと決めつけることや、これができないことは許されないと断じることは数理的に難しいからである）。本当は、足切りをやめ、単純に合算すればよいのではないか。また、憲法、民法、刑法で出題形式がバラバラであるのはあまりよろしくない。「次の5つの文のうち適切なものを2つ選べ（10択）」を軸に、明らかに正誤を選別できる場合は「次の3つの文の正誤を示すものを1つ選べ（8択）」でもよい（共に部分点あり）とするぐらいの統一感は欲しい。

・そもそも司法試験受験者の全員が3+2ルートを経るわけではなく、しかも3+2ルートは現行制度が念頭に置く標準ルートであるわけではないとの前提の下では、一部の受験者の出現を主に念頭に置きつつゴールポストの位置の調整を図るのは、国家試験の備えるべき最も重要な性質である公正性という観点から見て致命的な疑問がある。

・3+2ルートの受験資格に、実務基礎科目の履修を前提としないとの方向と聞いている。しかし、法科大学院は、理論と実務を習得する場であり、その能力を測るのが司法試験であるはず。それゆえ、本来、司法研修所で行われていた一部カリキュラム（要件事実の基礎な

ど)も法科大学院で取り入れた設計ではなかったか。

もし、司法試験の内容を3+2に併せて、実務科目の知識をほとんど問わない方針となるならば、それは旧試験への逆戻りであり、ひいては法科大学院の存在意義を失わせることになりかねない(そうであれば、いっそ、受験者の学生の負担を考えて、実務科目の一部は、再び司法研修所に戻し、司法研修所の修習期間を延ばした方がよいという極論に繋がってしまいかねないが、それこそ法科大学院の否定に繋がることは明らかであろう。)

受験者の減少への手当を受験制度を小手先でいじって調整しようという事自体が誤りである。こういうときこそ、むしろ本来の法科大学院の在り方、本来の司法試験の在り方を見つめ直すべきであろう。それこそが、法曹に対する魅力を回復し、再び受験者を呼び戻す方法ではなかろうか。

・在学中に司法試験を受験できるようになると、選択科目の勉強に手が回らなくなると思われます。このような状況も踏まえた問題設定にする必要があると思われる。

・現状の受験科目数が多く受験生の負担が大きいのが、そのための改善方策としては、主要科目でも選択科目とするなどにより受験科目数を少なくするといった実現可能性が著しく乏しいものしかないように考える。

・今後より良い法曹養成を目指し、司法試験をそれに応じた形に改善していこうとの姿勢が出題からもうかがえる。ただ学生にとっては受験勉強を進めていく中で色々と変化があることは非常に不安を覚えるものですし、負担もあろうかと思しますので、様々な情報を早めに公表していただけると有り難い。

・出題趣旨と採点実感だけでなく、具体的な採点基準も示してほしい。

・法科大学院における学習指導に活用するため、個々の受験者の司法試験の結果(個々の試験科目の成績、順位など、個々の受験生に送付される成績表に記載されているデータ一式)を、当該受験者が修了した法科大学院に対しても、一括してお送りいただけるよう検討をお願いしたいと思っています。

現状でも、法科大学院長名義で法務省に依頼すれば、個々の修了生の成績データもお送りいただけることになっています。しかし、このようなかたちでお送りいただくデータの内容は、その後の教育に活かすという観点からは、大変有益ではあるものの、必ずしも十全なものではありません。例えば、論文式試験については、「公法系」、「民事系」、「刑事系」という3つの大きな科目群につき、複数の科目の合計点の得点割合(50%以上、40%以上等々)が記されているのみであるため、個別の科目の内訳、例えば、「刑事系科目第1問(刑法)はA評価」、「刑事系科目第2問(刑訴法)はB評価」といった内訳を知ることができません。そこで、本学の現状では、個々の学生(ゼミ生など)に個別に聞き、個々の科目の評価を教えてもらうという非公式の運用をとっておりますが、司法試験の成績を自発的に教えてくれる学生ばかりではありませんし、また、不合格者に対して個別に問い合わせるのは問題があります。このように、現状では、法科大学院の修了生が司法試験においてどのような成績を修めているのか、追跡調査が困難・煩雑であり、直近の学生のデータを踏まえてその

後の教育を改善してゆくということが容易ではありません。

そこで、これまで法務省からお送りいただいているデータに加えて、さらに、個々の受験生に送付される成績表に記載されているデータ一式についても、法科大学院宛にも送付していただきたいと考えています。司法試験の結果は個人情報にあたるため、慎重な検討を要するとは思いますが、ぜひ前向きにご検討や交渉を行っていただきますよう、お願いいたします。

・○「学部の法曹コース3年」＋「法科大学院既修者コース2年」という新たな法曹養成ルート of 創設に伴って、予備試験の受験資格を制限すべきである。例えば、22歳未満を除外するなど年齢制限を課すべきである。

○「学部の法曹コース3年」＋「法科大学院既修者コース2年」という新たな法曹養成ルートの創設はさておき、在学中の受験資格を認めることはプロセスによる法曹養成という制度理念を崩壊させる危険があるのではないか？

・競争率についてはやはり易しい試験ではないので、合格者のレベルの維持の必要性を考えたも、問題そのものが難問である必要はない。受験へのモチベーションとなるような出題が望ましいと思われる。

・過去の論文試験問題の中には、公表された出題趣旨・採点実感をふまえると、設定された試験時間・答案用紙の枚数の範囲内では完全な解答が不可能なものが含まれていた。受験生側は、試験本番の緊張下で、六法のみで初見の問題に解答しなければならない。出題に際しては、実際に解答に臨む受験生と同じ立場で答案を作成し、時間内に限られた枚数でどれだけの解答が現実可能なのかどうかを吟味していただきたい。

・論文式試験の時間割については、これまで原則として科目別とされているが、願わくは問題別への変更の可能性を検討されたい。

・例年、バランス良く主な分野から出題されており、判例百選レベルの判例の知識と基本書に載っている知識を前提に、基礎的理解と応用力を問う問題であり、法科大学院での学習をしっかりとしていれば完璧とはいえなくとも合格点をとることができる良問である。

・実務においてはもちろん、司法研修所においても使わない不便な『試験用六法』を用いることには疑問があり、受験生に『試験用六法』を買わせて、試験のためだけにそれを使うことに慣れる練習をさせることは不合理である。もちろん市販六法を使うことにはいろいろ問題もあることは理解できるが、いちどきちんと再検討する必要がある。

・出題のマンネリ化や解答のマニュアル化を阻止するうえで出題傾向の変化は必要だと思われる一方で、受験生が置かれた過酷な状況は増大する一方ですので、可及的なマイナーチェンジにとどめる配慮も必要だと考えています。

・受験者数の減少にともない最終合格者の人数（1450名／3703名）だけからでは今年の合格者の合格レベルが今一つわかりにくい。どこまでできていれば合格か不合格かは受験生にある程度具体的に示せると良いのではないか。

・■未修の共通到達度試験のように、憲法と刑法に対して、民法の択一の問題を1.5倍にしたほうがよいと思います。また、短答式は3科目だけでなく、商法、民訴、刑訴を1つの試験時間に11問ずつぐらいまとめて出題して解かせる短答式試験があつてよい。

■問題自体は良問であつたと思う。

■今年度も法律家がアドバイスを求められた場合という問い方であつたが、「必要に応じて、参考とすべき判例や自己の見解と異なる立場に言及すること」とされ、例年とは異なる聞き方になっている。どのように答えることが求められているのか（訴訟を念頭に置いているのか否か等）について、わかりやすいメッセージを出さないと受験生が混乱するように思われる。

■毎年、アンケートが書かれているが、そこでのコメント・意見についてどのように考え、反映させる／させないか等、明らかにしてもらいたい。そうでなければアンケートを記入する意欲がわからない。

・司法試験は、法科大学院における学修内容と連携する必要はあるが、それとは別に、実務家登用のための試験であるという前提を忘れないようにする必要がある。法律科目の試験においても、実務において必要とされる知識・思考力を備えているかを試すような問題になっているのか(学問的な関心に偏っていないか)、訴訟実務との連携に意を用いているか(要件事実論、事実認定の基礎的理論、刑事手続の具体的流れに即した検討など)という点がもっと考慮されてよいように思われる。

・「新しい制度のもとでは、選択化科目の学習にかけることができる時間に更なる制約が生じると思われ、本年のような低レベル問題が今後も出題されることが予測される。そうすると、この分野の科目の受講者としては、基本的な事項を覚えるというつまらない作業しかなくなり、将来にわたって必要な自ら考える法律家を法曹界に送り出すことができなくなるおそれがあるように思われる。」

・予備試験制度について見直すべきだと考えます。

・司法試験合格者数の減少の理由の明確化

・司法試験の時期が法科大学院3年次の夏休みに早まることに伴い、司法試験で問うべき内容を吟味し、スリム化することが望ましいと思います。また、既に決定事項なのかもしれませんが、選択科目は司法試験の受験科目としては廃止する、あるいは、大幅に単純化する



ことを再度検討した方がよいと思います。

・民事要件事実について、法科大学院の授業と司法試験の出題内容に、かつてほどの関連が見られなくなっている。法科の要件事実科目を学習する意義を考えると、ある程度要件事実を問う設問があってもいいのではないか。

・(各科目でのアンケート設問に書いたところと同様だが) 授業等では、結論は妥当で考慮要素の摘示も誤っていないが、労働法独自の判断枠組みに触れていなかったり不正確だったりするもの、回答の組み立てが(判例等で確立した)スタンダードなものと異なっていて評価しづらいものを見かけることがある。採点における配点の問題でもあるが、一般に判断枠組みや組み立てへの評価点があまり多くないと、受験生の理解度が異なるのに(考慮要素自体は拾っているため)評価があまり変わらないという帰結になる可能性がある。その不都合の回避のため、基本は論述試験としつつも、一部にその問題において用いるべき基本的な概念や判断枠組み自体を問う小問を入れ、理解度の差が出やすいようにしても良いようにも思う。

・試験を年 2 回実施するなど、一発試験のリスクを回避すべき方策を考えるべきだと思います。

・司法試験選択科目での受験を通じて、確実に基幹法律科目以外の基礎的な素養が広がっており、特に判事・検事にこのような素養が学生時代に身に付くというのは何事にも代え難く重要なことと考える。実際に、法科大学院出身の判事が担当する下級審レベルでの判決では、選択科目の法分野の全体像を理解した上で、重要部分をしっかりと押さえた司法判断が開始しており、これまでの状況と大きな差がみられる分野もある。この良い流れを断ち切ることのないように、選択科目の廃止・縮小は特に慎重に検討していただきたい。

・今年度の合格結果を見ると、総合的には、受験者 3703 名に対して最終合格者 1450 名となっており、合格倍率は約 40%となっている。これは好ましいことといえる。法曹志望者にとって、「やれば合格できる」との意欲喚起につながるだろう。

だが、その内訳を見ると、法科大学院修了受験者の合格率は、受験者 3280 名に対して最終合格者 1072 名で、合格倍率が約 33%であるところ、予備試験受験者の合格率は、受験者 423 名に対して最終合格者 378 名で、約 90%となっており、明暗対照著しい。

このような状況が望ましいものかどうか、大変疑問である。現制度の本来の趣旨は、旧司法試験時代のような、大切な法曹の育成を受験テクニックのみ重視する予備校任せにせず、制度的な学校教育のもと、理論と実務の架橋をしつつ行おうとすることにあっただけである。にもかかわらず現実には、法科大学院生の多くが予備試験ルートに流れ、実務感覚を学ぶことなく、ただ受験テクニックのエリートが合格の早道につながるという、いびつなものになってしまっていると言わざるを得ない。

予備試験は本来、経済的・時間的な事情等から、法科大学院での学修ができない者にも、法曹への道を開くということにあったはずであろう。

ならば、予備試験の受験資格を、そのような者に限定すべきである。法曹養成の本来望ましいあり方は法科大学院教育にこそあるということを、しっかり制度化すべきである。

・倒産法について

旧司法試験の頃と比べ、いまだに問題は難しい。基本的な問題を実務の文脈で問うという姿勢を、もっと鮮明にすべきだと思われる。

・民法の短答式について

短答式という試験形式自体について。短答式は、限られた時間の中で大量の問題を迅速かつ正確に処理する能力を問うているように見えるが、そのような能力は法曹全体について必要な能力なのか、疑問がある。

以下は、教員個人の意見として回答のあったもの

予備試験の受験資格について。予備試験の受験資格に本人及び保護者の所得による制限を設けるべきである。あるいは、少なくとも、法学部・法科大学院の在学者・修了者についてはそのような所得制限を設けてはどうか。